

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年6月20日提出
【発行者名】	りそなアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 西山 明宏
【本店の所在の場所】	東京都江東区木場一丁目5番65号
【事務連絡者氏名】	石橋 里枝
【電話番号】	03-6704-3821
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	F Wりそな円建債券アクティブファンド F Wりそな国内株式アクティブファンド F Wりそな先進国債券アクティブファンド F Wりそな先進国＋新興国債券アクティブファンド F Wりそな先進国株式アクティブファンド F Wりそな先進国＋新興国株式アクティブファンド F Wりそな絶対収益アクティブファンド F Wりそな国内リートインデックスオープン F Wりそな先進国リートインデックスオープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	F Wりそな円建債券アクティブファンド 1兆円を上限とします。 F Wりそな国内株式アクティブファンド 1兆円を上限とします。 F Wりそな先進国債券アクティブファンド 1兆円を上限とします。 F Wりそな先進国＋新興国債券アクティブファンド 1兆円を上限とします。 F Wりそな先進国株式アクティブファンド 1兆円を上限とします。 F Wりそな先進国＋新興国株式アクティブファンド 1兆円を上限とします。 F Wりそな絶対収益アクティブファンド 1兆円を上限とします。 F Wりそな国内リートインデックスオープン 1兆円を上限とします。 F Wりそな先進国リートインデックスオープン 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

F Wりそな円建債券アクティブファンド
 F Wりそな国内株式アクティブファンド
 F Wりそな先進国債券アクティブファンド
 F Wりそな先進国 + 新興国債券アクティブファンド
 F Wりそな先進国株式アクティブファンド
 F Wりそな先進国 + 新興国株式アクティブファンド
 F Wりそな絶対収益アクティブファンド
 F Wりそな国内リートインデックスオープン
 F Wりそな先進国リートインデックスオープン

・以下、上記を総称して「F W専用ファンド（プレミアムコース）」ということがあります。また、各々については、正式名称ではなく、以下の略称を使用することがあります。

ファンドの名称	略称
F Wりそな円建債券アクティブファンド	円建債券アクティブ
F Wりそな国内株式アクティブファンド	国内株アクティブ
F Wりそな先進国債券アクティブファンド	先進国債券アクティブ
F Wりそな先進国 + 新興国債券アクティブファンド	先進国 + 新興国債券アクティブ
F Wりそな先進国株式アクティブファンド	先進国株アクティブ
F Wりそな先進国 + 新興国株式アクティブファンド	先進国 + 新興国株アクティブ
F Wりそな絶対収益アクティブファンド	絶対収益アクティブ
F Wりそな国内リートインデックスオープン	国内リートインデックスオープン
F Wりそな先進国リートインデックスオープン	先進国リートインデックスオープン

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
 - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンド、1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

F Wりそな円建債券アクティブファンド：取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。
 F Wりそな国内株式アクティブファンド：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
 F Wりそな先進国債券アクティブファンド：取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。
 F Wりそな先進国 + 新興国債券アクティブファンド：取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。
 F Wりそな先進国株式アクティブファンド：取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。
 F Wりそな先進国 + 新興国株式アクティブファンド：取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。
 F Wりそな絶対収益アクティブファンド：取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。
 F Wりそな国内リートインデックスオープン：取得申込受付日の基準価額とします。
 F Wりそな先進国リートインデックスオープン：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
 ・基準価額につきましては、販売会社または「（8）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2025年6月21日から2025年12月22日までとします。

・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

りそなアセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-223351

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ アドレス：<https://www.resona-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

当ファンドは、投資者と株式会社りそな銀行が締結する投資一任契約に基づいて、資産を管理する口座の資金を運用するためのファンドです。受益権の取得申込者は、原則として、株式会社りそな銀行と投資一任契約を締結し、投資一任契約の資産を管理する口座を開設した者に限るものとします。

投資一任業者である株式会社りそな銀行が、投資者との投資一任契約に基づく運用財産の効率的な運営および維持のため、ファンドを買付ける場合があります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

- < F Wリそな円建債券アクティブファンド >
 - < F Wリそな国内株式アクティブファンド >
 - < F Wリそな先進国債券アクティブファンド >
 - < F Wリそな先進国 + 新興国債券アクティブファンド >
 - < F Wリそな先進国株式アクティブファンド >
 - < F Wリそな先進国 + 新興国株式アクティブファンド >
 - < F Wリそな絶対収益アクティブファンド >
- 信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

- < F Wリそな国内リートインデックスオープン >

東証 R E I T 指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

- < F Wリそな先進国リートインデックスオープン >

S & P 先進国 R E I T 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

- < F Wリそな円建債券アクティブファンド >

1）商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
追加型投信	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル (含む日本)	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
	年 2 回	日本		
	年 4 回	北米		
	年 6 回 (隔月)	欧州		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 12 回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券 一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

< F Wりそな国内株式アクティブファンド >

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般	年 1 回	グローバル	ファミリーファンド
大型株	年 2 回	日本	
中小型株	年 4 回	北米	
債券 一般	年 6 回	欧州	
公債	(隔月)	アジア	
社債	年 12 回	オセアニア	
その他債券 クレジット属性 ()	(毎月)	中南米	
不動産投信	日々	アフリカ	
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ()	中近東 (中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式 一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

< F Wりそな先進国債券アクティブファンド >

< F Wりそな先進国 + 新興国債券アクティブファンド >

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
追加型投信	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル (含む日本)	ファミリーファンド	あり ()
	年 2 回	日本		
	年 4 回			
	年 6 回 (隔月)			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 12 回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(債券 一般))）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

< F Wりそな先進国株式アクティブファンド >

< F Wりそな先進国 + 新興国株式アクティブファンド >

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株 式
		債 券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル (含む日本)	ファミリーファンド	あり ()
	年 2 回	日本		
	年 4 回			
	年 6 回 (隔月)			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 12 回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式 一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

< F Wりそな絶対収益アクティブファンド >

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国 内	株 式	インデックス型
	海 外	債 券	
		不動産投信	
追加型投信	内 外	その他資産 ()	特殊型 (絶対収益追求型)
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型		
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル (含む日本)	ファミリーファンド	あり ()	ブル・ベア型		
	年 2 回	日本					
	年 4 回						
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 6 回 (隔月)				北米	条件付運用型	
	年 12 回 (毎月)	欧州					
	年 12 回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	絶対収益追求型		
	日々	オセアニア					
不動産投信	その他 ()	中南米					その他 ()
その他資産 (投資信託証券 (資産複合))		アフリカ					
資産複合 ()		中近東 (中東)					
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング					

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（資産複合）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

< F Wりそな国内リートインデックスオープン >

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株 式	インデックス型
	海外	債 券	
追加型投信	海外	不動産投信	特殊型
	内外	その他資産 ()	
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル		
	年 2 回	日本		
	年 4 回	北米		日経 225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 6 回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	
	年 12 回 (毎月)	アジア		T O P I X
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	その他 (東証 R E I T 指数 (配当込み))
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（不動産投信）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（不動産投信）とが異なります。

< F W りそな先進国リートインデックスオープン >

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国 内	株 式 債 券	インデックス型
	海 外	不動産投信	
追加型投信	内 外	その他資産 () 資産複合	特殊型

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回	グローバル (日本を除く) 日本			日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファンド	あり ()	TOPIX
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)			(S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース))
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（不動産投信）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（不動産投信）とが異なります。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信

これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。

(4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

フル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧頂けます。

ファンドの特色



「FW専用ファンド(プレミアムコース)」は、原則として、投資者と株式会社りそな銀行が締結する投資一任契約に基づいて、資産を管理する口座の資金を運用するための専用ファンドです。

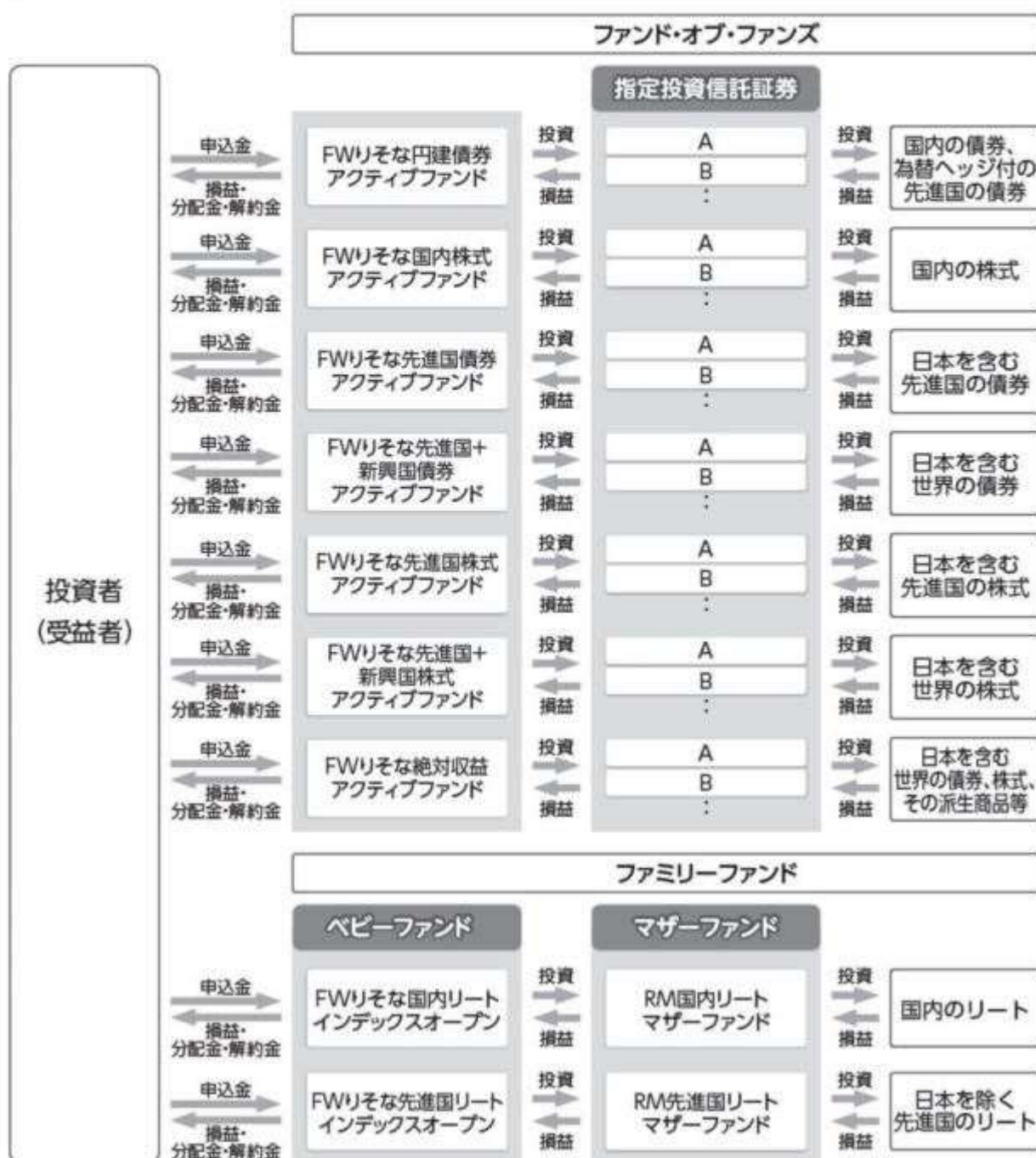
- 「FW専用ファンド(プレミアムコース)」の受益権の取得申込者は、株式会社りそな銀行と投資一任契約を締結する必要があります。

※投資一任業者である株式会社りそな銀行は、投資者との投資一任契約に基づく運用財産の効率的な運営および維持のため、ファンドを買い付ける場合があります。

2

「FW専用ファンド(プレミアムコース)」を構成する各ファンドは、複数の指定投資信託証券*を通じて実質的に投資を行うファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行いますが、一部はマザーファンドを通じて実質的に投資を行うファミリーファンド方式で運用を行います。

■ ファンドの仕組み



3

各ファンドの運用方針は以下の通りです。

FWりそな円建債券アクティブファンド

主として複数の指定投資信託証券への投資を通じ、実質的に国内債券や為替を対円でヘッジした先進国債券への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

※一般的に外貨建債券へ投資を行う場合には、購入時の支払いならびに利息および償還金の受取りが外貨のため為替変動の影響を受けるリスク（為替リスク）が生じます。当ファンドが組み入れる指定投資信託証券のうち、投資している資産が外貨建の場合、原則対円で為替ヘッジを行い為替リスクの低減を図っているため、実質的に円建で運用している場合と同様の効果が得られると考えられます。

ヘッジ付外貨建債券への投資に伴うリスクについては、後記「投資リスク」をご参照ください。

- 実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行います。
- 指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）等を勘案して決定します。
- 指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。
- 指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組み入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。
- 各指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちます。

FWりそな国内株式アクティブファンド

主として複数の指定投資信託証券への投資を通じ、実質的に国内株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

- 指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）等を勘案して決定します。
- 指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。
- 指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組み入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。
- 各指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちます。

FWりそな先進国債券アクティブファンド

主として複数の指定投資信託証券への投資を通じ、実質的に日本を含む先進国債券への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）等を勘案して決定します。
- 指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。
- 指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組み入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。
- 各指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちます。

FWりそな先進国+新興国債券アクティブファンド

主として複数の指定投資信託証券への投資を通じ、実質的に日本を含む先進国債券への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。あわせて新興国債券へも投資を行い付加価値獲得を目指します。

- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価(定性評価)に加えて運用実績にかかる評価(定量評価)等を勘案して決定します。
- 指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。
- 指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組み入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。
- 各指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちます。

FWりそな先進国株式アクティブファンド

主として複数の指定投資信託証券への投資を通じ、実質的に日本を含む先進国株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価(定性評価)に加えて運用実績にかかる評価(定量評価)等を勘案して決定します。
- 指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。
- 指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組み入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。
- 各指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちます。

FWりそな先進国+新興国株式アクティブファンド

主として複数の指定投資信託証券への投資を通じ、実質的に日本を含む先進国株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。あわせて新興国株式へも投資を行い付加価値獲得を目指します。

- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価(定性評価)に加えて運用実績にかかる評価(定量評価)等を勘案して決定します。
- 指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。
- 指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組み入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。
- 各指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちます。

FWりそな絶対収益アクティブファンド

主として絶対収益を追求する複数の指定投資信託証券へ投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

「絶対収益」とは、特定の市場の変動の影響を受けない投資元本に対する収益を意味します。また、必ず収益を得られるという意味ではありません。

- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、指定投資信託証券によっては、絶対収益を追求するうえで投資対象となる資産から為替変動による影響を排除するため、為替ヘッジを行う場合があります。
- 指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価(定性評価)に加えて運用実績にかかる評価(定量評価)等を勘案して決定します。
- 指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。
- 指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組み入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。
- 各指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちます。

FWりそな国内リートインデックスオープン

1. 国内の不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象とし、東証REIT指数(配当込み)*の動きに連動する投資成果を目指します。

*「東証REIT指数(配当込み)」は、東京証券取引所に上場している不動産投資信託(REIT)全銘柄を対象として算出した東証REIT指数に、分配金支払いによる権利落ちの修正を加えた指数です。

2. RM国内リートマザーファンドを通じて、国内の不動産投資信託証券*への投資を行います。

- 東証REIT指数(配当込み)への連動性を高めるため、東証REIT指数(配当込み)を対象指数としたETF(上場投資信託証券)または不動産投信指数先物取引を活用することがあります。

*一般社団法人投資信託協会規則に規定する不動産投資信託証券をいいます。

FWりそな先進国リートインデックスオープン

1. 日本を除く先進国の不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象とし、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)*の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

*「S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)」は、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み)は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが有するS&Pグローバル株価値指数の採用銘柄の中から、不動産投資信託(REIT)および同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指数です。

2. RM先進国リートマザーファンドを通じて、日本を除く先進国の不動産投資信託証券*および不動産関連株式または先進国の不動産投資信託証券に関する指数を対象指数としたETF(上場投資信託証券)への投資を行います。

- S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する指数先物取引を活用することがあります。

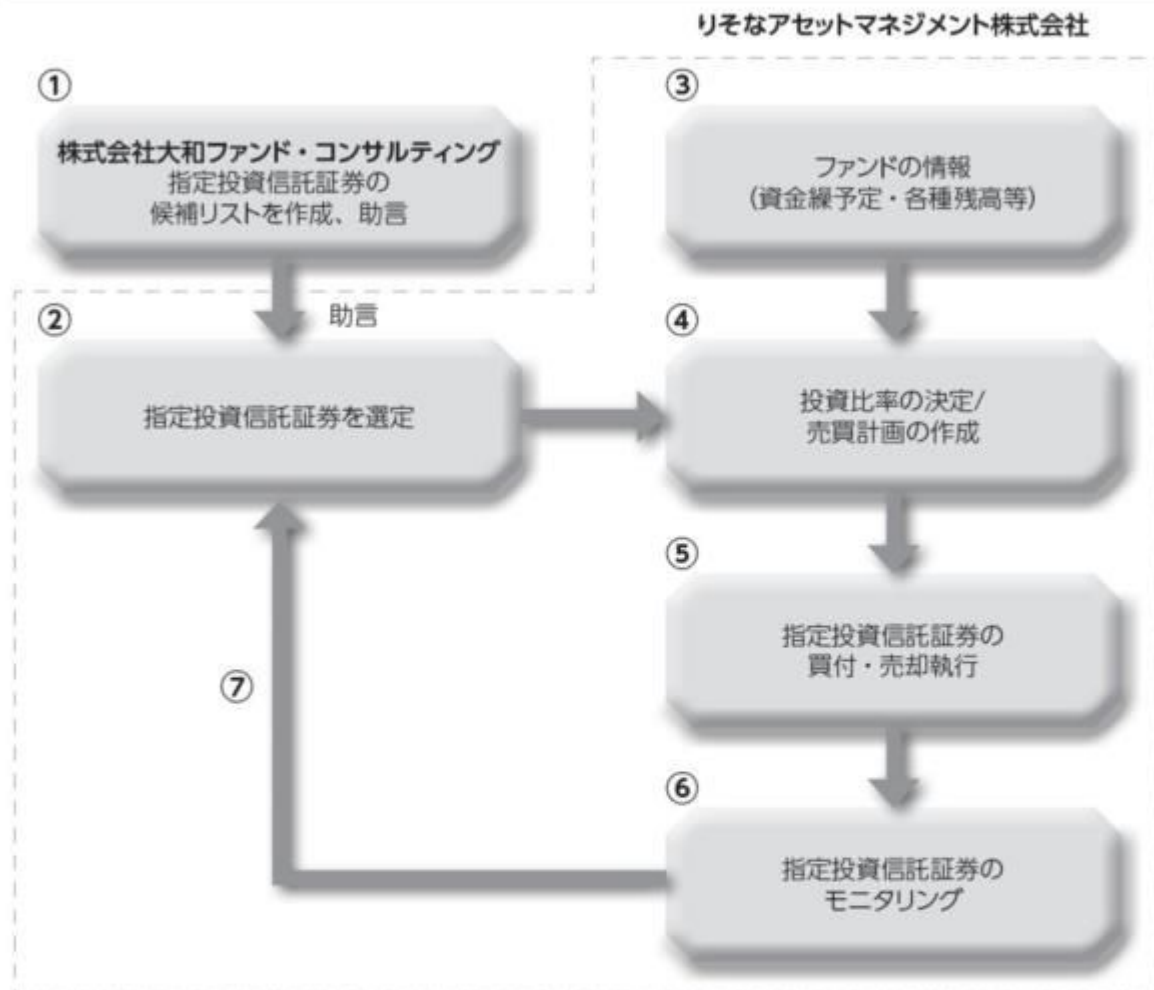
*一般社団法人投資信託協会規則に規定する不動産投資信託証券をいいます。

3. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

4

ファンド・オブ・ファンズにおける指定投資信託証券の選定については、株式会社大和ファンド・コンサルティングの助言を受け、りそなアセットマネジメント株式会社が指定投資信託証券および投資比率の決定を行います。

■ ファンド・オブ・ファンズの運用プロセスのイメージ



①大和ファンド・コンサルティングは運用ファンドに関する調査・分析に基づき指定投資信託証券の候補リストを作成し、助言を行います。

・下記②～⑦はりそなアセットマネジメントでの運用プロセスです。

②定性評価（運用体制・運用哲学等）や定量評価（運用実績等）を勘案し指定投資信託証券を選定します。

③ファンドの設定解約による資金繰予定のほか、指定投資信託証券の購入・解約条件等を確認します。

④指定投資信託証券の投資比率を決定し、売買計画を作成します。

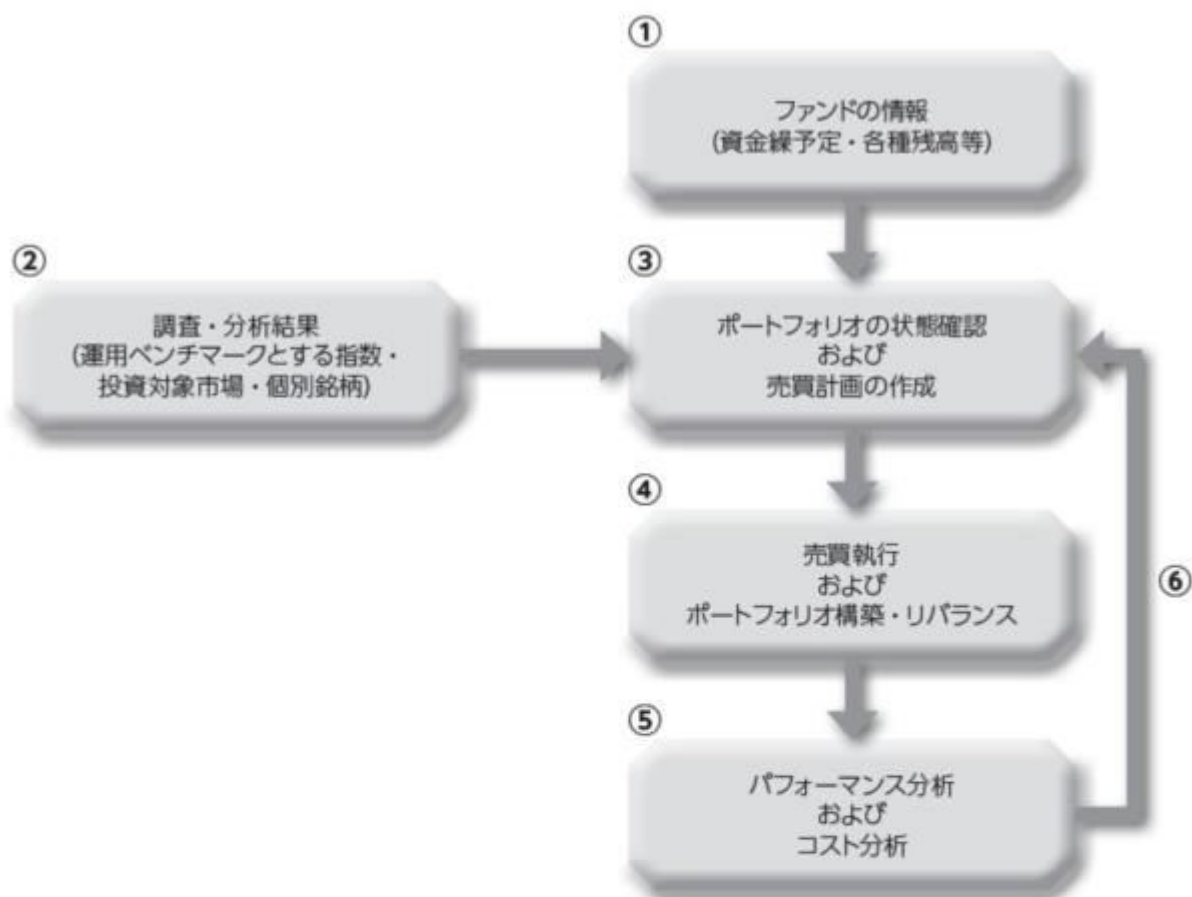
⑤ファンド売買計画に則り、指定投資信託証券の買付や売却を行います。

⑥ファンドと指定投資信託証券のリスク特性や運用パフォーマンスの分析等を行います。

⑦上記⑥の分析結果を反映し、指定投資信託証券を適宜見直し、必要に応じて入替を行います。

※上記の運用プロセスおよびイメージ図は、今後変更になる場合があります。

ファミリーファンドの運用プロセスのイメージ(国内リートインデックスオープン、先進国リートインデックスオープンの場合)



- ①設定・解約による資金繰予定のほか、個別銘柄・現金等の残高・取引履歴情報を確認します。
- ②運用ベンチマークとする指数および投資対象となる市場・個別銘柄に関する調査・分析を行います。
- ③各種情報を基にポートフォリオの状態を確認し、必要に応じて個別銘柄の売買計画を作成します。
- ④売買執行(市場での個別銘柄等の売買)により、ポートフォリオの構築・リバランスを行います。
- ⑤運用パフォーマンスや運用ベンチマークとの連動性、売買執行に要したコストの分析等を行います。
- ⑥上記⑤の分析結果を反映し、継続的な運用の改善につなげます。

※上記の運用プロセスおよびイメージ図は、今後変更になる場合があります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

■ 主な投資制限

● FWりそな円建債券アクティブファンド

- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- デリバティブの直接利用は行いません。

● FWりそな国内株式アクティブファンド

- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- デリバティブの直接利用は行いません。

● FWりそな先進国債券アクティブファンド

● FWりそな先進国+新興国債券アクティブファンド

● FWりそな先進国株式アクティブファンド

● FWりそな先進国+新興国株式アクティブファンド

● FWりそな絶対収益アクティブファンド

- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- デリバティブの直接利用は行いません。

● FWりそな国内リートインデックスオープン

- 不動産投資信託証券および株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資は、行いません。
- デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

● FWりそな先進国リートインデックスオープン

- 不動産投資信託証券および株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

■ 配分方針

原則、毎年9月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、以下の収益配分方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

★将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ 各マザーファンドが対象とする指数の著作権等について

● RM国内リートマザーファンド

「東証REIT指数(配当込み)」は、東京証券取引所に上場している不動産投資信託(REIT)全銘柄を対象として算出した東証REIT指数に、分配金支払いによる権利落ちの修正を加えた指数です。なお、指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

● RM先進国リートマザーファンド

「S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)」は、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み)は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが有するS&Pグローバル株価指数の採用銘柄の中から、不動産投資信託(REIT)および同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指数であり、指数に関する著作権、知的財産権その他の権利はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCに帰属します。

信託金限度額

- ・ F Wりそな円建債券アクティブファンド：5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ F Wりそな国内株式アクティブファンド：2,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ F Wりそな先進国債券アクティブファンド：3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ F Wりそな先進国 + 新興国債券アクティブファンド：3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ F Wりそな先進国株式アクティブファンド：2,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ F Wりそな先進国 + 新興国株式アクティブファンド：2,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ F Wりそな絶対収益アクティブファンド：3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ F Wりそな国内リートインデックスオープン：1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ F Wりそな先進国リートインデックスオープン：1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2017年1月5日

- ・ ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

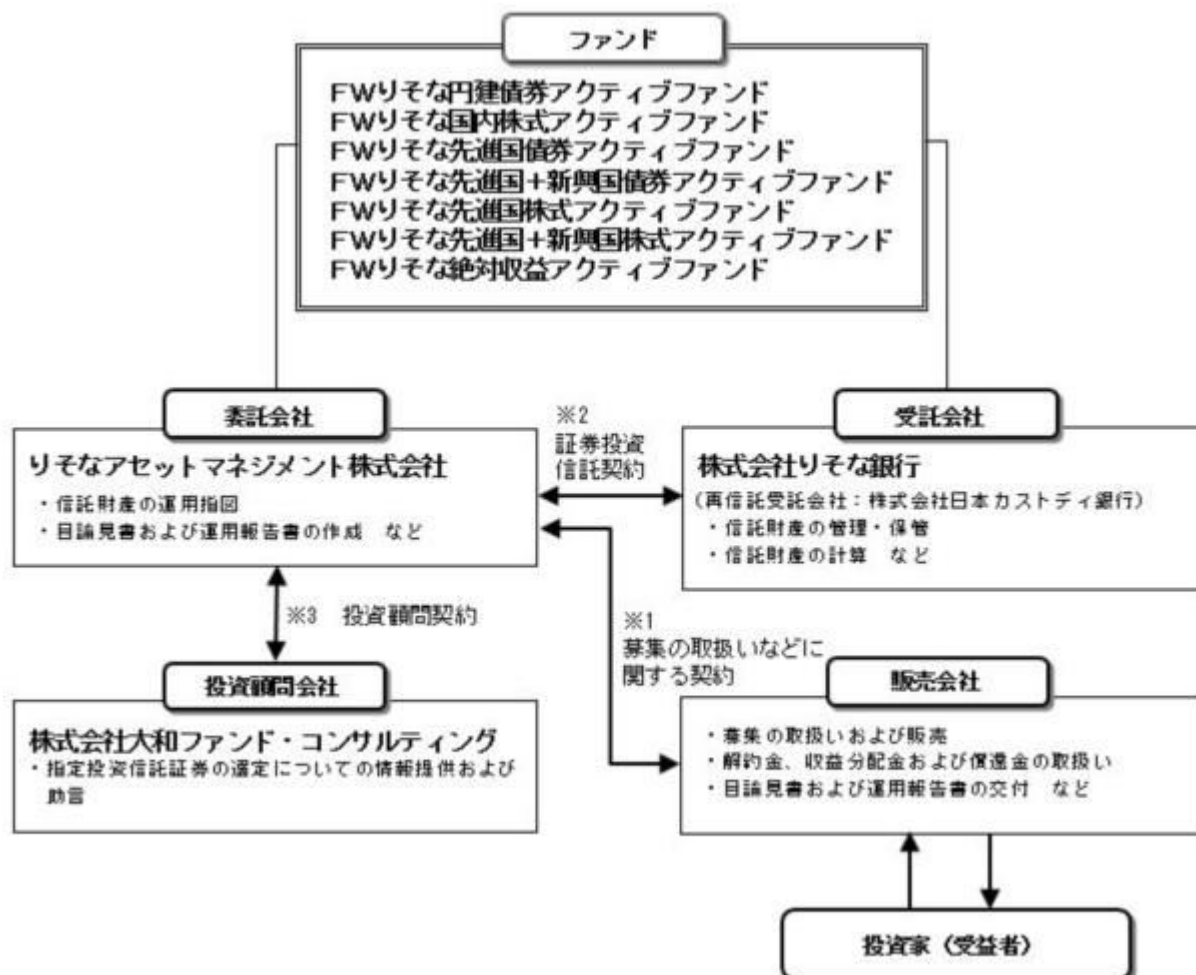
2021年3月11日

- ・ ファンド総称変更
新総称：F W専用ファンド(プレミアムコース)
旧総称：りそなファンドラップ(プレミアムコース)

(3) 【ファンドの仕組み】

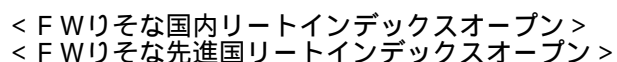
ファンドの仕組み

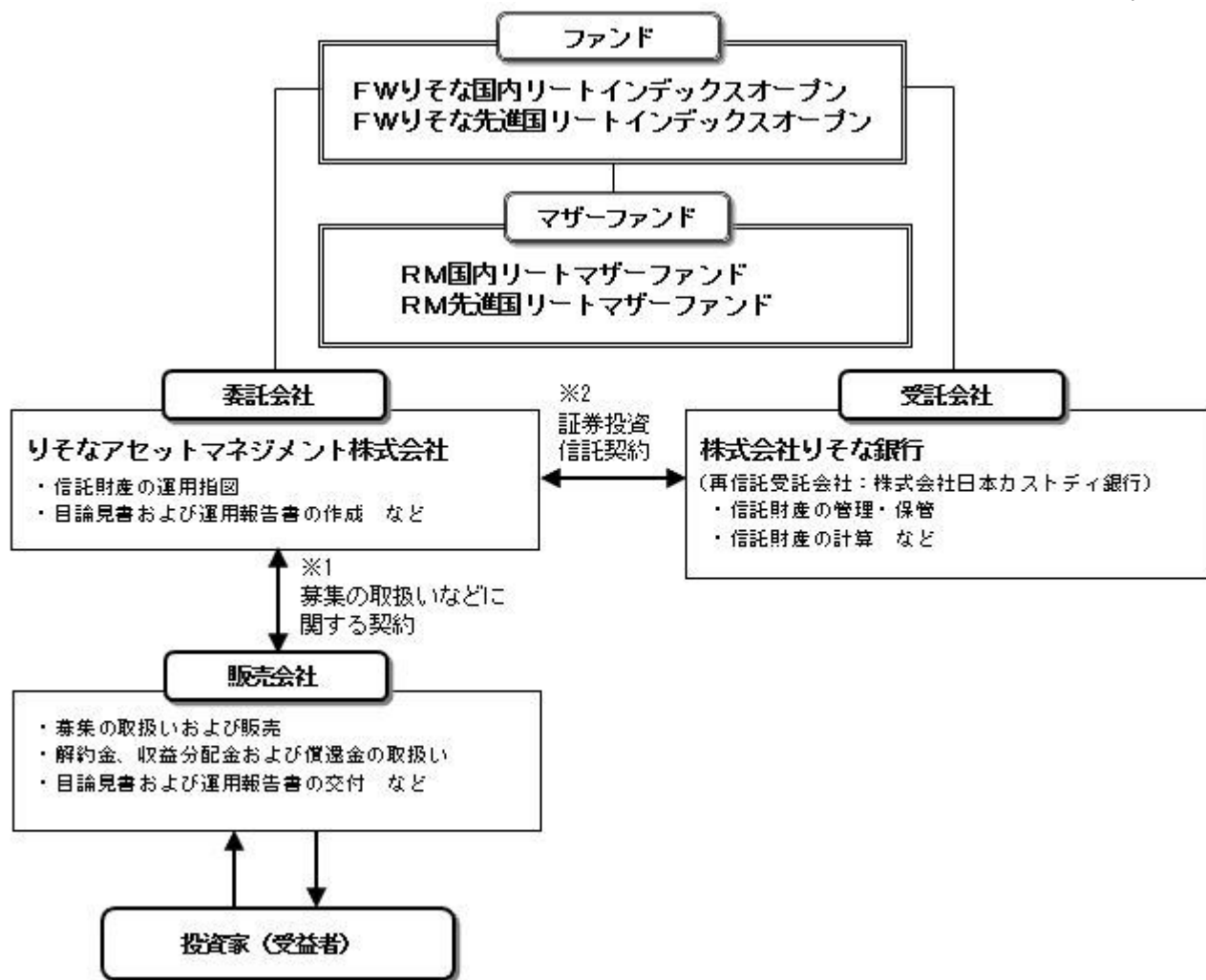
- < F Wりそな円建債券アクティブファンド >
- < F Wりそな国内株式アクティブファンド >
- < F Wりそな先進国債券アクティブファンド >
- < F Wりそな先進国 + 新興国債券アクティブファンド >
- < F Wりそな先進国株式アクティブファンド >
- < F Wりそな先進国 + 新興国株式アクティブファンド >
- < F Wりそな絶対収益アクティブファンド >



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- 3 投資顧問会社から指定投資信託証券の選定についての情報提供および助言を受けるルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。情報提供および助言を受ける対象資産、助言の内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

ファンド・オブ・ファンズの仕組み





- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況（2025年3月末現在）

- 1) 資本金
1,000百万円
- 2) 沿革
2015年8月3日：りそなアセットマネジメント株式会社設立
2020年1月1日：株式会社りそな銀行の資産運用事業に関する権利義務の一部を承継
- 3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
株式会社りそなホールディングス	東京都江東区木場一丁目5番65号	3,960,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<FWりそな円建債券アクティブファンド>

主として複数の投資信託証券（以下、各投資信託証券を「指定投資信託証券」といいます。）への投資を通じ、実質的に国内債券や為替を対円でヘッジした先進国債券への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

各指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちます。

実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行います。

投資対象とする指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）等を勘案して決定します。

投資対象となる指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。

投資対象となる指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった

場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

< F Wりそな国内株式アクティブファンド >

主として複数の投資信託証券（以下、各投資信託証券を「指定投資信託証券」といいます。）への投資を通じ、実質的に国内株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

各指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちます。

投資対象とする指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）等を勘案して決定します。

投資対象となる指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。

投資対象となる指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

< F Wりそな先進国債券アクティブファンド >

主として複数の投資信託証券（以下、各投資信託証券を「指定投資信託証券」といいます。）への投資を通じ、実質的に日本を含む先進国債券への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

各指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちます。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

投資対象とする指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）等を勘案して決定します。

投資対象となる指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。

投資対象となる指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

< F Wりそな先進国 + 新興国債券アクティブファンド >

主として複数の投資信託証券（以下、各投資信託証券を「指定投資信託証券」といいます。）への投資を通じ、実質的に日本を含む先進国債券への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。あわせて新興国債券へも投資を行い付加価値獲得を目指します。

各指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちます。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

投資対象とする指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）等を勘案して決定します。

投資対象となる指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。

投資対象となる指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

< F Wりそな先進国株式アクティブファンド >

主として複数の投資信託証券（以下、各投資信託証券を「指定投資信託証券」といいます。）への投資を通じ、実質的に日本を含む先進国株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

各指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちます。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

投資対象とする指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）等を勘案して決定します。

投資対象となる指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。

投資対象となる指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

< F Wりそな先進国 + 新興国株式アクティブファンド >

主として複数の投資信託証券（以下、各投資信託証券を「指定投資信託証券」といいます。）への投資を通じ、実質的に日本を含む先進国株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。あわせて新興国株式へも投資を行い付加価値獲得を目指します。

各指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちます。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

投資対象とする指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）等を勘案して決定します。

投資対象となる指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。

投資対象となる指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。
資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

< F Wりそな絶対収益アクティブファンド >

主として絶対収益^{*}を追求する複数の投資信託証券（以下、各投資信託証券を「指定投資信託証券」といいます。）へ投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

^{*}「絶対収益」とは、特定の市場の変動の影響を受けない投資元本に対する収益を意味します。また、必ず収益を得られるという意味ではありません。

各指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちます。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。ただし、指定投資信託証券によっては、絶対収益を追求するうえで投資対象となる資産から為替変動による影響を排除するため、為替ヘッジを行う場合があります。

投資対象とする指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）等を勘案して決定します。

投資対象となる指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。

投資対象となる指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

< F Wりそな国内リートインデックスオープン >

主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、東証REIT指数（配当込み）に採用されている不動産投資信託証券に投資し、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、東証REIT指数（配当込み）への連動性を高めるため、東証REIT指数（配当込み）を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または不動産投信指数先物取引を活用することがあります。

マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

< F Wりそな先進国リートインデックスオープン >

主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、先進国の不動産投資信託証券および不動産関連株式または先進国の不動産投資信託証券に関する指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する指数先物取引を活用することがあります。

マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

国内リートインデックスオープン、先進国リートインデックスオープンの指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、前述の「ファミリーファンドの運用プロセスのイメージ」をご参照ください。

（２）【投資対象】

< F Wりそな円建債券アクティブファンド >

に定める投資信託証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１）次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ）有価証券

ロ）約束手形（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ）金銭債権（イ）およびロ）に掲げるものに該当するものを除きます。）

２）次に掲げる特定資産以外の資産

イ）為替手形

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、に定める投資信託証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

１）コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）の証券の性質を有するもの

３）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

- 4) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
なお、4)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

その他の投資対象と指図範囲

外国為替予約取引の指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

投資対象とする投資信託証券の概要

以下に記載されている各ファンドの内容等については、2025年3月末現在で委託会社が知りうる情報などを基に作成したものです。今後、記載の内容や指定投資信託証券が変更されることがあります。

< 1. 明治安田日本債券アクティブ・ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主な投資対象	邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等を主要投資対象とします。このほか、国債先物取引、国債先物オプション取引、選択権付債券売買取引（国債店頭オプション取引）、金利先物取引、円金利スワップ取引、クレジット・デリバティブ取引等を行います。
投資方針	「NOMURA - BPI 総合」をベンチマークとして信託財産の成長を目指します。 投資対象は、国債、地方債および特別の法律により法人の発行する債券ならびに委託会社が別に定める格付会社のいずれかより取得時においてBBB格以上の格付けを有する債券およびそれと同等の信用度を有すると判断した債券に加え、国債先物取引、国債先物オプション取引、選択権付債券売買取引、金利先物取引、円金利スワップ取引、およびクレジット・デリバティブ取引等とします。 マクロ経済分析をベースとした金利の方向性予測等に基づき、市況動向やリスク分散等を勘案して、ポートフォリオの見直しを随時行います。 デリバティブ取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。
主な投資制限	株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使等により取得したものに限るものとし、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.198%～0.308%（税抜0.18%～0.28%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年2月26日および8月26日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	明治安田アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

< 2. アムンディ円債アクティブ・ファンド（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、投資信託財産の成長を目的として運用を行います。
主な投資対象	アムンディ円建債券アクティブ・マザーファンド（以下「マザーファンド」）の受益証券を主要投資対象とします。このほか、円建ての公社債等に直接投資することがあります。

投資方針	マザーファンドを通じて主として円建ての公社債に投資することにより、投資信託財産の成長をめざします。このほか、円建ての公社債等に直接投資することがあります。 NOMURA-BPI総合をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目標とします。 マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 上記にかかわらず、資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。） 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.330%～0.407%（税抜0.30%～0.37%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年6月15日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

< 3. りそな日本債券ファンド・コア・アクティブ（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	RM日本債券コア・アクティブマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。（なお、国内の債券に直接投資することがあります。）
投資方針	主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、ベンチマークであるNOMURA-BPI総合に採用されている国内の債券に投資し、NOMURA-BPI総合を中長期的に上回る投資成果を目指します。なお、NOMURA-BPI総合で採用されていない債券（ユーロ円債を含む）に投資することがあります。また、市場環境によっては、国債先物取引、国債先物オプション取引等を行うことがあります。 マクロ経済動向や金融市場の分析を基に、将来の金融・財政政策等を予想し、金利およびクレジットスプレッドの方向性を予測することによって、NOMURA-BPI総合に対する超過収益の獲得を目指します。 債券の組入比率は、通常の状態では高位に維持することを基本とします。 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。 デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.209%～0.319%（税抜0.19%～0.29%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年6月10日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社ＳＭＢＣ信託銀行

< 4．ネオ・ジャパン債券ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	ネオ・ジャパン債券マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券
投資方針	主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の債券に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。 マザーファンドの運用にあたっては、以下の方針を基本とします。 （イ）組入れる債券（国債を除きます。）の格付けは、取得時においてＢＢ格相当以上（Ｒ＆Ｉ、ＪＣＲ、Ｓ＆Ｐ、フィッチのいずれかでＢＢ－以上またはムーディーズでＢaa3以上。これらの格付会社の格付けがない債券のうち委託者が同等の信用力があると判断するものを含みます。）とします。 債券への投資に代えて、ＣＤＳ取引を利用することがあります。 （ロ）債券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80％程度以上に維持することを基本とします。 （ハ）運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、マザーファンドの信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、債券先物取引等の売建玉の時価総額が債券の組入総額を超えることがあります。 マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では高位に維持することを基本とします。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
主な投資制限	マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以下とします。 外貨建資産への投資は、行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.198％～0.374％（税抜0.18％～0.34％）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年6月15日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

< 5．ＲＭ国内債券マザーファンド >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 ・ ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合に採用されている国内の債券

投資方針	主として、NOMURA - B P I 総合に採用されている国内の債券に投資し、NOMURA - B P I 総合の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。なお、NOMURA - B P I 総合への連動性を高めるため、国内債券を対象とした債券先物取引を活用することがあります。債券の組入比率は、通常の状態 で高位に維持することを基本とします。資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りま す。）の行使等により取得したものに限りま す。 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は、行いません。 デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入 有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

< 6 . ネオ・ヘッジ付債券ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないま す。
主な投資対象	ネオ・ヘッジ付債券マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます）の受益証券

投資方針	主として、マザーファンドの受益証券を通じて、先進国通貨建て債券に投資し、為替変動リスクを低減するための為替ヘッジを行なうことにより、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。 マザーファンドの運用にあたっては、以下の方針を基本とします。 （イ）組入れる債券（国債を除きます。）の格付けは、取得時においてBBB格相当以上（R&I、JCR、S&P、フィッチのいずれかでBBB-以上またはムーディーズでBaa3以上）とします。 当ファンドにおいて先進国通貨とはFTSE世界国債インデックスの構成通貨をいいます。 （ロ）対円で為替ヘッジを行なうことを前提に、各国の長短金利の状況、信用環境、流動性等を考慮しポートフォリオを構築します。 （ハ）債券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。 （ニ）運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、マザーファンドの信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、債券先物取引等の売建玉の時価総額が債券の組入総額を超えることがあります。 マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では高位に維持することを基本とします。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
主な投資制限	マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使等により取得したものに限りします。 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.473%（税抜0.43%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年6月15日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

< 7. キャリーエンハンスト・グローバル債券ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を含む世界のソブリン債券に投資します。

投資方針	キャリーエンハンス・グローバル債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、F T S E 世界国債インデックス採用国の国債および国際機関債等を主要投資対象とします。 ・ 投資する債券の格付けは、原則として、取得時においてB B B 格相当以上とします。 ・ 銘柄の選定にあたっては、イールドカーブの形状に着目し、投資魅力度の高い銘柄を選定します。 ・ ポートフォリオのリスクを一定の範囲内でコントロールし、安定的な収益の獲得を目指します。 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行います。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。 安定した収益の確保および効率的な運用を行うためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行いません。 イ．投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的 ロ．信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じる目的 ハ．法人税法施行規則第27条の7第1項第6号に規定する先物外国為替取引により、信託財産の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的
主な投資制限	株式への実質投資は行いません。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。ただし、親投資信託は除きます。 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.1485%（税抜0.135%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年5月18日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

< 8 . Oneヘッジ付外国債券アクティブファンド（F O F s 用）（適格機関投資家限定） >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を図ることを目的として、運用を行います。

主な投資対象	為替フルヘッジ型外国債券アクティブマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。
投資方針	主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、FTSE 世界国債インデックス（除く日本）採用国の自国通貨建ての国債、政府保証債、政府機関債、地方債、および国際機関債に実質的に投資し、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジあり）を上回る投資成果をめざします。なお、国債以外の組入公社債については、S&P 社または Moody's 社でAA -（Aa3）以上の格付けが付与された公社債を実質的な投資対象とします。 マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 実質組入外貨建資産については、原則としてマザーファンドにおいて対円で為替ヘッジを行います。 ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
主な投資制限	マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%未満とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 スワップ取引、金利先渡し取引、為替先渡し取引、有価証券先物取引等の利用はヘッジ目的に限定します。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.3575%（税抜0.325%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年6月10日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	アセットマネジメントOne株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

< 9 . グローバル債券アクティブオープン（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保と投資信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	グローバル債券アクティブマザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

投資方針	マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界の債券に投資を行い、ベンチマーク（FTSE 世界国債インデックス（円ヘッジ・円ベース））を上回る投資成果の獲得を目指します。 運用にあたっては、取得時において投資適格相当以上の格付を有する債券を投資対象とし、ポートフォリオの平均格付は、原則として投資適格相当以上となるように調整します。また、ベンチマークに含まれない債券への投資を行うことがあります。 ポートフォリオの構築にあたっては、カントリーリスク、金利変動リスク、為替変動リスクおよび信用リスクに留意しつつ銘柄の選定を行います。また、ポートフォリオのデュレーションは、原則としてベンチマークに対して±2.5年以内とします。 金利変動リスク等を調整することを目的として、内外の国債を原資産とする先物取引を行う場合があります。 マザーファンドの運用指図に関する権限の一部をAllianz Global Investors UK Limited に委託します。 マザーファンドの受益証券の組入比率は高位を保つことを基本とします。実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替相場の見通しに基づいて為替ポジションを調整し、為替の変動による収益の獲得を図る場合があります。また、為替取引に関し、外国為替予約取引に加え、NDF（ノンデリバブル・フォワード）取引を利用する場合があります。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	マザーファンドの受益証券の投資割合には制限を設けません。 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。）の実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。 デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.418%（税抜0.380%） マザーファンドの委託先に支払う運用委託報酬は年率0.21%とし、委託会社が受取る信託報酬から支弁します。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入の有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年6月15日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	S B I 岡三アセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

< 10 . マン・ファンズ・ピーエルシー マン・グローバル・インベストメント・グレード・オポチュニティーズ クラスI H JPY >

アイルランド籍 会社型投資信託

運用の基本方針	
基本方針	ファンドは、インカムの獲得と中長期におけるキャピタルの成長を目指します。
主な投資対象	ファンドは、主として投資適格の信用格付けを有する先進国の公社債に投資します。
投資方針	債券への投資にあたって、主に個別債券のリスク・リターンを評価するボトムアップ型の投資アプローチを活用します。債券の発行体の債務支払い能力を確認するため、財務諸表やビジネス・ファンダメンタルズを徹底的に分析します。また、マクロファクターが個別債券に与える影響も分析します。 ロング・バイアスのロング・ショート戦略を採用し、先渡取引、先物取引、オプション取引およびスワップ取引などのデリバティブ取引を活用します。通常、ロング・ポジションは純資産総額の80%から150%となり、ショート・ポジションは純資産総額の0%から50%となります。

主な投資制限	純資産総額の80%以上を公社債（固定利付債および変動利付債）に投資し、投資対象とする債券の弁済順位はシニア担保付債から劣後債までとします。 純資産総額の80%以上を投資適格の信用格付けを有する債券に投資し、純資産総額の20%までを投資適格の信用格付けを有さない債券や信用格付けを有さない債券に投資します。 モーゲージ債や資産担保证券などの証券化商品への投資比率は、純資産総額の20%までとします。 CoCo債（偶発転換社債）への投資比率は、純資産総額の10%までとします。 新興国への投資比率は、純資産総額の30%までとします。 集団投資スキームへの投資比率は、純資産総額の10%までとします。 金融デリバティブ商品に関するエクスポージャーは、純資産総額の範囲内とします。
ファンドに係る費用	
管理報酬等	純資産総額に対して、下記の率（年率）を乗じて得た額 投資運用会社報酬：年率0.49% 管理事務代行会社報酬：年率上限0.30% 保管受託会社報酬：年率上限0.04%
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	投資信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買手数料、監査費用、弁護士費用、取締役報酬等
その他	
決算日	毎年12月31日
投資運用会社	ジーエルジー・パートナーズ・エルピー
管理会社	マン・アセット・マネジメント（アイルランド）・リミテッド

< 1.1. R M先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり） >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
主な投資対象	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）に採用されている先進国の債券を主要投資対象とします。
投資方針	主として、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）に採用されている先進国の債券に投資し、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）への連動性を高めるため、先進国債券の指数を対象指数としたE T F（上場投資信託証券）または海外の債券先物取引を活用することがあります。 債券またはE T F（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使等により取得したものに限り、 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。

申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年12月10日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

< F Wりそな国内株式アクティブファンド >

に定める投資信託証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1）次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ）有価証券

ロ）約束手形（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ）金銭債権（イ）およびロ）に掲げるものに該当するものを除きます。）

2）次に掲げる特定資産以外の資産

イ）為替手形

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、に定める投資信託証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1）コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2）外国または外国の者の発行する証券または証書で、1）の証券の性質を有するもの

3）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

4）国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、4）の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1）預金

2）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3）コール・ローン

4）手形割引市場において売買される手形

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

その他の投資対象と指図範囲

資金の借入れの指図を行うことができます。

投資対象とする投資信託証券の概要

以下に記載されている各ファンドの内容等については、2025年3月末現在で委託会社が知りうる情報などを基に作成したものです。今後、記載の内容や指定投資信託証券が変更されることがあります。

< 1. ダイワ・ジャパン・オープン（F0Fs用）（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	ダイワ・ジャパン・オープン・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券

投資方針	主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式に投資し、信託財産の成長をめざします。 マザーファンドの運用にあたっては、以下の方針を基本とします。 1) わが国の株式を中心に投資します。 2) 銘柄選定、組入比率等については、運用主担当者の方針に基づいて決定します。 3) 市況動向、追加設定等への対応のため、株価指数先物取引等を利用することがあります。この場合には、以下の範囲で利用することを基本とします。 イ．株価指数先物取引等の買建てについては、買建玉の時価総額と株式等の時価総額の合計額の上限を、信託財産の純資産総額に当日の設定申込金額と解約申込金額との差額を加減した額程度とします。 ロ．株価指数先物取引等の売建てについては、売建玉の時価総額の上限を保有株式等の時価総額程度とします。 マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態 で高位に維持することを基本とします。 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産総額の50%以下とします。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.704%（税抜0.64%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入の有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年4月24日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

< 2. ダイワ・バリュー株・オープン（FOFs用）（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	「ダイワ・バリュー株・オープン・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券
投資方針	マザーファンドの受益証券を通じて、主としてわが国の上場株式を投資対象とし、取得時にPER、PBRなどの指標または株価水準から見て割安と判断される銘柄のうち、今後株価の上昇が期待される銘柄に投資します。ただし、取得した後この条件を満たさない銘柄であっても保有を継続することがあります。 銘柄の選定にあたっては、主に次の観点から行ないます。 1) 事業の再構築力、新しい事業展開 2) 本業の技術力、市場展開力 3) 株主本位の経営姿勢 マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態 で信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

主な投資制限	マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への投資は、行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.583%（税抜0.53%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入の有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年3月9日および9月9日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

< 3 . りそな日本株リサーチ戦略ファンド（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
主な投資対象	アムンディ日本株リサーチ戦略マザーファンド（以下「マザーファンド」）の受益証券を主要投資対象とします。このほか、わが国の株式に直接投資することがあります。
投資方針	マザーファンドを通じて、主としてわが国の上場株式の中から個別企業のイノベーションや成長・改善戦略により今後の収益性向上が期待できる銘柄へ投資し、投資信託財産の成長をめざします。このほか、わが国の株式に直接投資することがあります。 銘柄選択にあたっては、ストラテジストによるマクロ分析およびアナリストによるボトムアップ調査等に基づくアクティブ運用を行います。 株式の実質組入比率（マザーファンドを通じての組み入れを含む保有比率を言います。）は、原則として高位を維持します。 株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドを通じての投資を含む投資の割合を言います。以下同じ。）は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。 上記にかかわらず、資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.715%（税抜き0.65%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入の有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年7月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

< 4 . りそな国内株式グローバル企業ファンド（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	R M国内株式グローバル企業マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

投資方針	主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、国内の金融商品取引所に上場されている[*]株式に投資し、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。 [*]上場予定を含みます。 日本国内の経済成長が成熟化する環境においても、高い競争力を背景に事業のグローバル展開を進めることにより持続的な成長が期待できる国内企業へ厳選して投資を行います。 マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。 非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。 デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.583%（税抜0.530%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年3月10日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

< 5. りそな国内株式・高株主還元ファンド（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	R M国内株式マザーファンド（高株主還元）（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資方針	主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、国内の金融商品取引所に上場されている[*]株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 [*]上場予定を含みます。 定量データを用い、主として東証株価指数（T O P I X、配当込み）に採用されている銘柄のうち、総還元利回りに基づく株主還元度合いが高く、株主還元度合いの継続・向上等の期待度が高い銘柄へ投資を行います。 マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。 非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。 デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.308%（税抜0.280%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年11月15日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

< 6. RM国内株式マザーファンド >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、東証株価指数（TOPIX、配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 ・東証株価指数（TOPIX、配当込み）に採用されている株式
投資方針	主として、東証株価指数（TOPIX、配当込み）に採用されている株式に投資し、東証株価指数（TOPIX、配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。なお、東証株価指数（TOPIX、配当込み）への連動性を高めるため、国内株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または国内株式を対象とした株価指数先物取引を活用することがあります。 株式（指数先物取引、ETF（上場投資信託証券）を含みます。）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は、行いません。 デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。

信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

< F Wりそな先進国債券アクティブファンド >

に定める投資信託証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ) 有価証券

ロ) 約束手形（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ) 金銭債権（イ）およびロ）に掲げるものに該当するものを除きます。）

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、 に定める投資信託証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) の証券の性質を有するもの

3) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

4) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、4) の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、 に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

その他の投資対象と指図範囲

外国為替予約取引の指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

投資対象とする投資信託証券の概要

以下に記載されている各ファンドの内容等については、2025年3月末現在で委託会社が知りうる情報などを基に作成したものです。今後、記載の内容や指定投資信託証券が変更されることがあります。

< 1. 三菱UFJ国際 海外債券オープン（適格機関投資家限定） >

運用の基本方針	
基本方針	利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざして運用を行います。
主な投資対象	三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、日本を除く世界主要国の公社債に直接投資することがあります。

投資方針	三菱ＵＦＪ 海外債券アクティブマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界主要国（日本を除く）の公社債に投資を行います。 F T S E 世界国債インデックス（除く日本・円ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果をめざします。 運用にあたっては、各国のマクロ分析や金利予測に基づいて、カンツリーアロケーション、デュレーションおよび残存構成のコントロール、利回り較差に着目した銘柄選択でアクティブに超過収益の獲得を目指します。さらに、ポートフォリオとベンチマークを比較分析することにより、リスクのチェックとコントロールを行います。 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、エクスポージャーのコントロール等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。 マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。 有価証券先物取引等を行うことができます。 スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.495%（税抜0.45%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。 ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。
その他	
決算日	毎年6月15日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

< 2 . ノムラF0Fs用・海外アクティブ債券ファンド（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を目標として積極的な運用を行ないます。
主な投資対象	海外アクティブ債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とし、日本を除く世界の高格付けの債券に実質的に投資します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。
投資方針	債券への投資にあたっては、ソブリン債（日本を除く世界先進主要国が発行する国債・政府保証債）を中心とした債券に実質的に投資することを基本とします。 実質的に投資する債券の格付は、AA格相当以上を中心にBBB格相当までとします。 ポートフォリオのデュレーションは、日本を除く世界先進主要国国債市場全体のデュレーション±40%程度以内に維持することを基本とします。 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。 株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債にかかる有価証券店頭オプション取引を利用することができます。 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して税込0.4895%（税抜0.445%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年12月6日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

< 3. グローバル債券コア・ファンド（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。
主な投資対象	グローバル・アグリゲート（除く日本）マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。
投資方針	主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入れ比率を高位に保ちます（ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。）。 信託財産は、マザーファンドを通じて日本を除く世界各国の国債、政府関係機関債、社債、モーゲージ証券およびアセットバック証券等に投資します。 ポートフォリオの平均格付は、ダブルA 格（ダブルA マイナス格を含みます。）相当以上を維持することを目指します。 マザーファンドの投資対象となる債券の格付は、組入れ時においてトリプルB 格（トリプルB マイナス格を含みます。）相当以上のものとします。 また、格付を取得していない債券に関しては、委託会社またはその運用の外部委託先が前記格付相当以上であると判断した場合には、投資することができるものとします。 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わず、ブルームバーグ・グローバル・アグリゲート・インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、長期的にこれを上回る投資成果を目指します。 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッドに債券および通貨の運用（デリバティブ取引等にかかる運用を含みます。）の指図に関する権限を委託します。 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

主な投資制限	外貨建資産の組入れについては制限を設けません。 デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の5%以下とします。 同一銘柄の債券への実質投資割合は、取得時において信託財産の5%以下とします。ただし、国債、政府関係機関債および短期金融商品についてはかかる上限は適用されないものとします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の3%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の3%以下とします。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の5%以下とします。 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の3%以下とします。 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託者が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.561%（税抜0.51%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料・資産を外国で保管する場合の費用、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年6月15日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

< 4 . ブランディワイン外国債券ファンド（ F O F s 用 ）（ 適格機関投資家専用 ） >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的成長を目指します。
主な投資対象	ブランディワイン外国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。
投資方針	マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、日本を除く世界の公社債に投資し信託財産の中長期的な成長を目指します。 実質外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、通貨見通しに基づいて相対的に魅力があると判断される通貨に、為替予約取引等を通じて資産配分することがあります。 取得時において、原則として1社以上の格付機関から投資適格（BBB- / Baa3以上）の長期格付けが付与された、あるいはこれに相当する信用力をもつ運用者が判断する公社債に実質的に投資します。 マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 為替予約の利用及びデリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.418%（税抜0.38%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入の有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年3月15日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	フランクリン・テンプレート・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

< 5 . Amundi Funds US・コーポレート・ボンド・セレクト クラスI2 JPY >

ルクセンブルク籍 会社型投資信託

運用の基本方針	
基本方針	ファンドは、インカムとキャピタルの増加の両立を目指します。
主な投資対象	主として米国企業の発行する投資適格債券へ投資を行います。
投資方針	運用チームは、魅力的なバリュエーションかつ最適なリスク調整リターンを持つ証券の選別に、テクニカルとファンダメンタル分析を行います（ボトムアップ分析）。また、経済や金利のトレンド分析も考慮に入れます。 ポートフォリオのESGスコアが、ベンチマーク（Bloomberg US Corporate Index）のESGスコアを上回るように運用します。なおESGスコアはアムンディ独自のものを使用します。 リスク低減目的、効率的な運用ならびに収益拡大を目的として、デリバティブを活用する事があります。
主な投資制限	ドル建ての投資適格債への投資は純資産総額の67%を下限とします。 米国に本社を持つ、あるいは米国で相当な事業を行っている企業の発行する投資適格債への投資は純資産総額の50%を下限とします。 アムンディ独自のESGスコアが付与されていない証券への投資は純資産総額の10%を上限とします。 クレジットデリバティブへの投資は純資産総額の40%を上限とします。 転換社債への投資は純資産総額の25%を上限とします。 CoCo債への投資は純資産総額の10%を上限とします。 株式と株価リンク証券への投資は純資産総額の10%を上限とします。 他のUCITS/UCIへの投資は純資産総額の10%を上限とします。
ファンドに係る費用	
管理報酬等	純資産総額に対して年率0.55%（上限）を乗じた額がファンドの信託財産から支払われます。内訳は以下のとおりとなります。 管理報酬：年率0.40%（上限） 事務費用：年率0.15%（上限）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	投資信託財産に関する租税、組入の有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、その他費用等、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
その他	
決算日	毎年6月30日
投資運用会社	ピクトリー・キャピタル・マネジメント・インク
管理会社	アムンディ・ルクセンブルク・エス・エー

< 6 . R M先進国債券マザーファンド >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 ・FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている先進国の債券
投資方針	主として、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている先進国の債券に投資し、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。なお、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）への連動性を高めるため、先進国債券の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または海外の債券先物取引を活用することがあります。債券またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態 で高位に維持することを基本とします。 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使等により取得したものに限り ます。 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

< F Wりそな先進国+新興国債券アクティブファンド >

に定める投資信託証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) 約束手形（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ) 金銭債権（イ）およびロ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、 に定める投資信託証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) の証券の性質を有するもの
- 3) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券

- に限ります。）
- 4）国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
なお、4）の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1）預金
- 2）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3）コール・ローン
- 4）手形割引市場において売買される手形

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

その他の投資対象と指図範囲

外国為替予約取引の指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

投資対象とする投資信託証券の概要

以下に記載されている各ファンドの内容等については、2025年3月末現在で委託会社が知りうる情報などを基に作成したものです。今後、記載の内容や指定投資信託証券が変更されることがあります。

< 1 . 三菱ＵＦＪ国際 海外債券オープン（適格機関投資家限定） >

運用の基本方針	
基本方針	利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざして運用を行います。
主な投資対象	三菱ＵＦＪ 海外債券アクティブマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、日本を除く世界主要国の公社債に直接投資することがあります。
投資方針	三菱ＵＦＪ 海外債券アクティブマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界主要国（日本を除く）の公社債に投資を行います。 ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本・円ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果をめざします。 運用にあたっては、各国のマクロ分析や金利予測に基づいて、カンントリーアロケーション、デュレーションおよび残存構成のコントロール、利回り較差に着目した銘柄選択でアクティブに超過収益の獲得を目指します。さらに、ポートフォリオとベンチマークを比較分析することにより、リスクのチェックとコントロールを行います。 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、エクスポージャーのコントロール等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。 マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。 有価証券先物取引等を行うことができます。 スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.495%（税抜0.45%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。 ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

その他	
決算日	毎年6月15日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

< 2 . ノムラFOfs用・海外アクティブ債券ファンド（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を目標として積極的な運用を行ないます。
主な投資対象	海外アクティブ債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とし、日本を除く世界の高格付けの債券に実質的に投資します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。
投資方針	債券への投資にあたっては、ソブリン債（日本を除く世界先進主要国が発行する国債・政府保証債）を中心とした債券に実質的に投資をすることを基本とします。 実質的に投資する債券の格付は、AA格相当以上を中心にBBB格相当までとします。 ポートフォリオのデュレーションは、日本を除く世界先進主要国国債市場全体のデュレーション±40％程度以内に維持することを基本とします。 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。 株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30％以内とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以内とします。 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。 投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以内とします。 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債にかかる有価証券店頭オプション取引を利用することができます。 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して税込0.4895％（税抜0.445％）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年12月6日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

< 3 . グローバル債券コア・ファンド（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。
主な投資対象	グローバル・アグリゲート（除く日本）マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

投資方針	主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入れ比率を高位に保ちます(ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。) 信託財産は、マザーファンドを通じて日本を除く世界各国の国債、政府関係機関債、社債、モーゲージ証券およびアセットバック証券等に投資します。 ポートフォリオの平均格付は、ダブルA 格(ダブルA マイナス格を含みます。)相当以上を維持することを目指します。 マザーファンドの投資対象となる債券の格付は、組入れ時においてトリプルB 格(トリプルB マイナス格を含みます。)相当以上のものとします。 また、格付を取得していない債券に関しては、委託会社またはその運用の外部委託先が前記格付相当以上であると判断した場合には、投資することができるものとします。 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わず、ブルームバーグ・グローバル・アグリゲート・インデックス(除く日本、円ベース)をベンチマークとし、長期的にこれを上回る投資成果を目指します。 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッドに債券および通貨の運用(デリバティブ取引等)にかかる運用を含みます。)の指図に関する権限を委託します。 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。
主な投資制限	外貨建資産の組入れについては制限を設けません。 デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の5%以下とします。 同一銘柄の債券への実質投資割合は、取得時において信託財産の5%以下とします。ただし、国債、政府関係機関債および短期金融商品についてはかかる上限は適用されないものとします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の3%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の3%以下とします。 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の5%以下とします。 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、取得時において信託財産の3%以下とします。 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託者が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.561%(税抜0.51%)
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料・資産を外国で保管する場合の費用、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年6月15日(休業日の場合は翌営業日)
委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

< 4. ブランディワイン外国債券ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用) >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的成長を目指します。
主な投資対象	ブランディワイン外国債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象とします。

投資方針	マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、日本を除く世界の公社債に投資し信託財産の中長期的な成長を目指します。 実質外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、通貨見通しに基づいて相対的に魅力があると判断される通貨に、為替予約取引等を通じて資産配分することがあります。 取得時において、原則として1社以上の格付機関から投資適格（BBB- / Baa3以上）の長期格付けが付与された、あるいはこれに相当する信用力をもつと運用者が判断する公社債に実質的に投資します。 マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 為替予約の利用及びデリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.418%（税抜0.38%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年3月15日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	フランクリン・テンプレート・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

< 5 . Amundi Funds US・コーポレート・ボンド・セレクト クラスI2 JPY >

ルクセンブルク籍 会社型投資信託

運用の基本方針	
基本方針	ファンドは、インカムとキャピタルの増加の両立を目指します。
主な投資対象	主として米国企業の発行する投資適格債券へ投資を行います。
投資方針	運用チームは、魅力的なバリュエーションかつ最適なリスク調整リターンを持つ証券の選別に、テクニカルとファンダメンタル分析を行います（ボトムアップ分析）。また、経済や金利のトレンド分析も考慮に入れます。 ポートフォリオのESGスコアが、ベンチマーク（Bloomberg US Corporate Index）のESGスコアを上回るように運用します。なおESGスコアはアムンディ独自のものを使用します。 リスク低減目的、効率的な運用ならびに収益拡大を目的として、デリバティブを活用する事があります。
主な投資制限	ドル建ての投資適格債への投資は純資産総額の67%を下限とします。 米国に本社を持つ、あるいは米国で相当な事業を行っている企業の発行する投資適格債への投資は純資産総額の50%を下限とします。 アムンディ独自のESGスコアが付与されていない証券への投資は純資産総額の10%を上限とします。 クレジットデリバティブへの投資は純資産総額の40%を上限とします。 転換社債への投資は純資産総額の25%を上限とします。 CoCo債への投資は純資産総額の10%を上限とします。 株式と株価リンク証券への投資は純資産総額の10%を上限とします。 他のUCITS/UCIへの投資は純資産総額の10%を上限とします。
ファンドに係る費用	
管理報酬等	純資産総額に対して年率0.55%（上限）を乗じた額がファンドの信託財産から支払われます。内訳は以下のとおりとなります。 管理報酬：年率0.40%（上限） 事務費用：年率0.15%（上限）
申込手数料	ありません。

信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	投資信託財産に関する租税、組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、その他費用等、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
その他	
決算日	毎年6月30日
投資運用会社	ビクトリー・キャピタル・マネジメント・インク
管理会社	アムンディ・ルクセンブルク・エス・エー

< 6 . R M先進国債券マザーファンド >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 ・FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている先進国の債券
投資方針	主として、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている先進国の債券に投資し、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。なお、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）への連動性を高めるため、先進国債券の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または海外の債券先物取引を活用することがあります。債券またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態 で高位に維持することを基本とします。 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使等により取得したものに限り、ます。 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

< 7 . G I M F O F s用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、安定的かつ高水準の配当等収益を確保し、かつこの投資信託にかかる信託財産の長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。

主な投資対象	「G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。 ご参考「マザーファンドの投資対象」 主要投資対象は、新興国の政府または政府機関の発行する債券とします。 「新興国」とは、信託約款第20条第1項に規定する者が、国内経済が成長過程にあると判断する国をいいます（以下同じ）。また、「政府機関の発行する債券」とは、政府機関により発行され、元本および利息の支払いについて政府保証の付いた債券をいいます（以下同じ）。 上記のほか、信託財産の純資産総額の20%を上限に、政府および政府機関の発行する債券以外の、新興国に所在する発行体の発行する債券を投資対象とします。 上記およびのほか、一つまたは複数の新興国の発行体の信用リスクまたは債券指数の収益率を主として反映する仕組債に投資する場合があります。当該債券は、反映する信用リスクまたは債券指数の収益率を増大させる仕組みを持たないものに限りま。またその場合、当該債券の発行体の格付は、信用リスクを反映しようとする発行体の格付（格付機関が公表するもの）または収益率を反映しようとする債券指数の格付（当該指数の作成者が公表するもの）以上とします。当該債券への投資は、信託財産の純資産総額の35%未満とします。
投資方針	主として、マザーファンドの受益証券に投資します。 信託財産に属する外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合、為替ヘッジを行うことがあります。 資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記およびにしたがった運用が行えない場合があります。 ご参考「マザーファンドの投資態度」 上記主な投資対象、およびに掲げる債券（以下「投資対象債券」といいます。）に投資し、安定的かつ高水準の配当等収益の確保と信託財産の長期的な成長を目指した運用を行います。 投資対象債券は、主に当該債券発行国（なお、上記主な投資対象に掲げる仕組債に関しては、反映対象の信用リスクまたは収益率にかかる発行体の所在国とします。）の現地通貨に基づく運用成果が得られるものとし、信託財産の純資産総額の75%以上をそのような債券に投資します。 信託財産として保有する債券の平均格付は、B B -（S & P社）またはB a 3（ムーディーズ社）以上に維持します。平均格付の算出にあたり、個々の債券の銘柄が上記の各格付機関から異なる格付を得ている場合は、最も高い格付により判断し平均を算出します。信託約款第20条第1項に定める者は上記のいずれの格付機関からも格付を付与されていない債券にも投資する場合がありますが、当該債券に投資した場合の平均格付は、信託約款第20条第1項に定める者の判断により当該債券をS & P社またはムーディーズ社の格付にあてはめた上で算出します。 外貨建資産については、円貨に対する為替ヘッジを行いません。なお、保有する債券について、円以外の通貨に対する為替ヘッジも原則として行いませんが、市況に応じて信託約款第20条第1項に定める者が必要と判断した場合は、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替リスクをヘッジするために、機動的に外国為替の売買の予約を行うことがあります。 資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記～にしたがった運用が行えない場合があります。

主な投資制限	株式への実質投資割合（信託約款第16条第5項および第6項に基づき算出したものをいいます。）は、信託財産の純資産総額（信託約款第8条第2項に規定するものをいいます。以下同じ。）の10%以下とします。 投資信託証券（信託約款第16条第1項なお書きに規定するものをいい、マザーファンドの受益証券は除きます。）への実質投資割合（信託約款第16条第4項および第6項に基づき算出したものをいいます。）は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 有価証券先物取引等（信託約款第20条各項に定める取引をいいます。以下同じ。）は、信託約款第20条の範囲で行います。 スワップ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「旧投信法施行規則」といいます。）第4条第5号に規定するものをいいます。以下同じ。）は、信託約款第21条の範囲で行います。 金利先渡取引および為替先渡取引（旧投信法施行規則第4条第1号および第2号に規定するものをいいます。以下同じ。）は、信託約款第22条の範囲で行います。 デリバティブ取引（有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引をいいます。以下同じ。）の利用は、ヘッジ目的に限定しません。 デリバティブ取引ならびに信託約款第16条第1項第11号および第16号に定める有価証券にかかる取引（以下あわせて「デリバティブ取引等」といいます。）を行う場合（マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引等を行う場合を含みます。）は、デリバティブ取引等による投資についてのリスク量（以下「市場リスク量」といいます。）が、信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引等を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュー・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。 一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。 （先物取引等の運用指図・目的・範囲） 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引、ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.814%（税抜0.74%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎月26日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

< 8 . エマージング債券ファンド（為替戦略型）（ＦｏＦｓ用）（適格機関投資家専用）>

運用の基本方針	
基本方針	信託財産の成長を目指して積極的な運用を行うことを基本とします。
主な投資対象	SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債に直接投資する場合があります。

投資方針	SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）受益証券への投資を通じて、新興国の国債、地方債、政府保証債、政府系機関債、国際機関債等（以下「国債・政府機関債等」といいます。）を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指した運用を行います。 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（除くBB-格未満・ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを上回る運用成果を目指します。 親投資信託を通じて投資する国債・政府機関債等は、原則として、取得時においてBB-格相当以上の格付を有するものとします。 実質組入外貨建資産については、為替変動リスクのヘッジおよび投資収益の確保を目的として、為替ヘッジを機動的に行います。 資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（親投資信託受益証券および上場投資信託証券（取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なものをいいます。以下同じ。））ならびに信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 有価証券先物取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。 スワップ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。 金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。 外国為替予約取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、為替変動リスクを回避するため行うことができます。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.781%（税抜0.71%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年2月15日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	S O M P Oアセットマネジメント株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

< 9 . R M新興国債券マザーファンド >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、J PモルガンG B IーE Mグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 ・ＪＰモルガンＧＢＩーＥＭグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）に採用されている新興国の債券 ・新興国債券の指数を対象指数としたＥＴＦ（上場投資信託証券）
投資方針	主として、ＪＰモルガンＧＢＩーＥＭグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）に採用されている新興国の現地通貨建て債券または新興国債券の指数を対象指数としたＥＴＦ（上場投資信託証券）に投資し、ＪＰモルガンＧＢＩーＥＭグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。なお、ＪＰモルガンＧＢＩーＥＭグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の債券先物取引を活用することがあります。 債券またはＥＴＦ（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態 で高位に維持することを基本とします。 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使等により取得したものに限り ます。 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

< F Wりそな先進国株式アクティブファンド >

に定める投資信託証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ) 有価証券

ロ) 約束手形（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ) 金銭債権（イ）およびロ）に掲げるものに該当するものを除きます。）

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、に定める投資信託証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) の証券の性質を有するもの

3) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）

4) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、4) の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件

付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1）預金
- 2）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3）コール・ローン
- 4）手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、 に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

その他の投資対象と指図範囲

外国為替予約取引の指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

投資対象とする投資信託証券の概要

以下に記載されている各ファンドの内容等については、2025年3月末現在で委託会社が知りうる情報などを基に作成したものです。今後、記載の内容や指定投資信託証券が変更されることがあります。

< 1. シュローダー先進外国株式ファンド（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	この証券投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行います。
主な投資対象	シュローダー外国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。ただし、市場動向等によっては、直接株式等へ投資することがあります。
投資方針	マザーファンドへの投資を通じて、主としてMSCIコクサインデックスの構成国の株式等を実質的に投資することより、信託財産の成長をめざして運用を行います。 運用にあたりましては、マザーファンドへの投資を通じて、MSCIコクサインデックス（配当込み、円ベース）をベンチマークとして超過収益の獲得を図ることを目的とします。 日本を除く世界各国の市場から、委託者が優良銘柄と判断し選択した銘柄を実質的な主要投資対象とします。 マザーファンドへの投資を通じて、成長性を重視した銘柄選択を行いながら積極的に分散投資を行い、信託財産の成長をめざします。 株式等への実質組入比率は原則として高位でのぞむ方針ですが、ファンドの運用状況や市場動向等を勘案して弾力的に対応します。 マザーファンドへの投資を通じて、地域配分についてはトップダウン・アプローチにより、地域の銘柄選択についてはボトムアップ・アプローチにより実質的な運用を行うことで、ベンチマークを上回るリターンをめざします。 実質的外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 資金動向、市場動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。ただし、マザーファンドの受益証券および金融商品取引所等に上場等され、かつ当該金融商品取引所等において常時売却可能なものはその計算の対象外とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.88%（税抜0.80%）
申込手数料	ありません。

信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年5月20日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

< 2. インターナショナル株式ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	インターナショナル株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することがあります。
投資方針	インターナショナル株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、海外の株式へ分散投資します。 MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。 安定した収益の確保および効率的な運用を行うためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行いません。 イ．投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的 ロ．信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じる目的 ハ．法人税法施行規則第27条の7第1項第6号に規定する先物外国為替取引により、信託財産の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的 （インターナショナル株式マザーファンド） 運用の指図に関する権限をティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクに委託します。
主な投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。ただし、親投資信託は除きます。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.9625%（税抜0.875%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年7月6日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

< 3. アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、長期的な信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。
主な投資対象	主としてアライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンドの受益証券に投資します。
投資方針	主としてアライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンドの受益証券への投資を通じて、成長の可能性が高いと判断される米国普通株式に投資を行い、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。 株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合は、制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。未登録、未上場の株式、新株引受権証券、新株予約権証券または新株引受権証書、私募債、その他流動性の乏しいもののへの投資については、それらの実質合計額が純資産総額の10%以内とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.902%（税抜0.82%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年6月15日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

< 4. フィデリティ・欧州株・ファンド（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行ないます。
主な投資対象	フィデリティ・欧州株・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。
投資方針	主としてフィデリティ・欧州株・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資します。 実質組入外貨建資産については、原則として対円の為替ヘッジを行ないません。 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらと類似の取引を行なうことができます。 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受け取り金利または異なった受け取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行なうことができます。 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことができます。 ご参考「マザーファンドの投資方針」 主として欧州各国の株式に分散投資を行ないます。 銘柄選択にあたっては、独自の企業調査にもとづき、長期的なスタンスでの成長性を重視します。 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。 原則として、外貨建資産の為替ヘッジは行ないません。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.814%（税抜0.74%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。 また、法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等について、純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限としてファンドから支払うことができます。

その他	
決算日	毎年11月30日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	フィデリティ投信株式会社
受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

< 5 . りそな先進国厳選株式ファンド（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の積極的な成長を図ることを目指して運用を行います。
主な投資対象	R M先進国厳選株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資方針	主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、日本を除く先進国の金融商品取引所に上場または店頭登録されている株式[*]に投資し、信託財産の積極的な成長を目指します。 [*]上場予定、店頭登録予定を含みます。 [*]DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。 経営戦略とその実行力に主眼を置いた調査・分析を行い、グローバルなビジネス市場において持続的な競争優位性を持つと期待できる銘柄を厳選して投資を行います。 マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.594%（税抜0.540%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年11月15日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

< 6 . ダイワ/ニューメリック 外国株式戦略（FOFs用）（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	ダイワ/ニューメリック 外国株式戦略マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

投資方針	主として、マザーファンドの受益証券を通じて、日本を除く世界の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 株式等には、リートを含みます。 マザーファンドの運用にあたっては、バリュエーションやモメンタム等のファクターに基づくニューメリック・インベスターズ・エルエルシーの独自モデルを活用し、ポートフォリオを構築します。 マザーファンドの外貨建資産の運用にあたっては、ニューメリック・インベスターズ・エルエルシーに運用の指図にかかる権限を委託します。 マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態 で高位に維持することを基本とします。 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ のみに取得させることを目的とするものです。
主な投資制限	マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.8481%（税抜0.771%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年5月14日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

< 7 . ロベコ・グローバル・スターズ・エクイティ クラスIL JPY >

ルクセンブルク籍 会社型投資信託

運用の基本方針	
基本方針	当該ファンドは、世界の株式を主な投資対象とし、長期的な資産の成長を追求します。
主な投資対象	主に世界の企業の株式に投資します。
投資方針	MSCI ワールド・インデックスを中長期的に上回る投資成果を目指して運用を行ないます。
主な投資制限	株式への投資割合には制限を設けません。
ファンドに係る費用	
管理報酬等	純資産総額に対して、下記の率（年率）を乗じて得た額 運用報酬：0.88% 運用管理費用：0.12%
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	取引委託費用、ルクセンブルク年次税など
その他	
決算日	毎年12月末
投資運用会社	ロベコ・インスティテュショナル・アセット・マネジメント・ビー・ヴィー
管理会社	J.Pモルガン・エスイー・ルクセンブルグ・ブランチ

< 8 . R M先進国株式マザーファンド >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、MSCI - K O K U S A I 指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 ・金融商品取引所に上場されているまたは店頭登録されている（上場予定および店頭登録予定を含みます。）先進国株式（*）（日本の株式を除きます。以下同じ。） （*）D R（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。 ・先進国株式の指数を対象指数としたE T F（上場投資信託証券）
投資方針	主として、先進国株式または先進国株式の指数を対象指数としたE T F（上場投資信託証券）に投資し、M S C I - K O K U S A I 指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。なお、M S C I - K O K U S A I 指数（配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する株価指数先物取引を活用することがあります。 株式またはE T F（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

< F Wりそな先進国+新興国株式アクティブファンド >

に定める投資信託証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ) 有価証券

ロ) 約束手形（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ) 金銭債権（イ）およびロ）に掲げるものに該当するものを除きます。）

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、に定める投資信託証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) の証券の性質を有するもの

3) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）

4) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、４）の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １）預金
- ２）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３）コール・ローン
- ４）手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、 に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

その他の投資対象と指図範囲

外国為替予約取引の指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

投資対象とする投資信託証券の概要

以下に記載されている各ファンドの内容等については、2025年3月末現在で委託会社が知りうる情報などを基に作成したものです。今後、記載の内容や指定投資信託証券が変更されることがあります。

< １．シュローダー先進国外国株式ファンド（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	この証券投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行います。
主な投資対象	シュローダー外国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。ただし、市場動向等によっては、直接株式等へ投資することがあります。
投資方針	マザーファンドへの投資を通じて、主としてMSCIコクサイインデックスの構成国の株式等を実質的に投資することより、信託財産の成長をめざして運用を行います。 運用にあたりましては、マザーファンドへの投資を通じて、MSCIコクサイインデックス（配当込み、円ベース）をベンチマークとして超過収益の獲得を図ることを目的とします。 日本を除く世界各国の市場から、委託者が優良銘柄と判断し選択した銘柄を実質的な主要投資対象とします。 マザーファンドへの投資を通じて、成長性を重視した銘柄選択を行いながら積極的に分散投資を行い、信託財産の成長をめざします。 株式等への実質組入比率は原則として高位でのぞむ方針ですが、ファンドの運用状況や市場動向等を勘案して弾力的に対応します。 マザーファンドへの投資を通じて、地域配分についてはトップダウン・アプローチにより、地域の銘柄選択についてはボトムアップ・アプローチにより実質的な運用を行うことで、ベンチマークを上回るリターンをめざします。 実質的外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 資金動向、市場動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。ただし、マザーファンドの受益証券および金融商品取引所等に上場等され、かつ当該金融商品取引所等において常時売却可能なものはその計算の対象外とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.88%（税抜0.80%）

申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年5月20日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

< 2. インターナショナル株式ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	インターナショナル株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することがあります。
投資方針	インターナショナル株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、海外の株式へ分散投資します。 MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。 安定した収益の確保および効率的な運用を行うためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行いません。 イ．投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的 ロ．信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じる目的 ハ．法人税法施行規則第27条の7第1項第6号に規定する先物外国為替取引により、信託財産の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的 （インターナショナル株式マザーファンド） 運用の指図に関する権限をティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクに委託します。

主な投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。ただし、親投資信託は除きます。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.9625%（税抜0.875%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年7月6日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

< 3 . アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、長期的な信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。
主な投資対象	主としてアライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンドの受益証券に投資します。
投資方針	主としてアライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンドの受益証券への投資を通じて、成長の可能性が高いと判断される米国普通株式に投資を行い、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。 株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	株式への実質投資割合は、制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。未登録、未上場の株式、新株引受権証券、新株予約権証券または新株引受権証書、私募債、その他流動性の乏しいもののへの投資については、それらの実質合計額が純資産総額の10%以内とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.902%（税抜0.82%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年6月15日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

< 4 . フィデリティ・欧州株・ファンド（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行ないます。
主な投資対象	フィデリティ・欧州株・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。

投資方針	主としてフィデリティ・欧州株・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資します。 実質組入外貨建資産については、原則として対円の為替ヘッジを行ないません。 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらと類似の取引を行なうことができます。 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受け取り金利または異なった受け取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行なうことができます。 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行なうことができます。 ご参考「マザーファンドの投資方針」 主として欧州各国の株式に分散投資を行ないます。 銘柄選択にあたっては、独自の企業調査にもとづき、長期的なスタンスでの成長性を重視します。 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。 原則として、外貨建資産の為替ヘッジは行ないません。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.814%（税抜0.74%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。 また、法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等について、純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限としてファンドから支払うことができます。
その他	
決算日	毎年11月30日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	フィデリティ投信株式会社
受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

< 5 . りそな先進国厳選株式ファンド（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の積極的な成長を図ることを目指して運用を行います。
主な投資対象	R M先進国厳選株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

投資方針	主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、日本を除く先進国の金融商品取引所に上場または店頭登録されている株式[*]に投資し、信託財産の積極的な成長を目指します。 [*] 上場予定、店頭登録予定を含みます。 [*] DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。 経営戦略とその実行力に主眼を置いた調査・分析を行い、グローバルなビジネス市場において持続的な競争優位性を持つと期待できる銘柄を厳選して投資を行います。 マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.594%（税抜0.540%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年11月15日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

< 6 . ダイワ/ニューメリック 外国株式戦略（F0Fs用）（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	ダイワ/ニューメリック 外国株式戦略マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資方針	主として、マザーファンドの受益証券を通じて、日本を除く世界の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 株式等には、リートを含みます。 マザーファンドの運用にあたっては、バリュエーションやモメンタム等のファクターに基づくニューメリック・インベスターズ・エルエルシーの独自モデルを活用し、ポートフォリオを構築します。 マザーファンドの外貨建資産の運用にあたっては、ニューメリック・インベスターズ・エルエルシーに運用の指図にかかる権限を委託します。 マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

主な投資制限	マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.8481%（税抜0.771%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年5月14日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

< 7. ロベコ・グローバル・スターズ・エクイティ クラスIL JPY >
ルクセンブルク籍 会社型投資信託

運用の基本方針	
基本方針	当該ファンドは、世界の株式を主な投資対象とし、長期的な資産の成長を追求します。
主な投資対象	主に世界の企業の株式に投資します。
投資方針	MSCI ワールド・インデックスを中長期的に上回る投資成果を目指して運用を行ないます。
主な投資制限	株式への投資割合には制限を設けません。
ファンドに係る費用	
管理報酬等	純資産総額に対して、下記の率（年率）を乗じて得た額 運用報酬：0.88% 運用管理費用：0.12%
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	取引委託費用、ルクセンブルク年次税など
その他	
決算日	毎年12月末
投資運用会社	ロベコ・インスティテューショナル・アセット・マネジメント・ビーヴィ
管理会社	J.Pモルガン・エスイー・ルクセンブルグ・ブランド

< 8. RM先進国株式マザーファンド >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、MSCI - K O K U S A I 指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 ・金融商品取引所に上場されているまたは店頭登録されている（上場予定および店頭登録予定を含みます。）先進国株式（*）（日本の株式を除きます。以下同じ。） （*）D R（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。 ・先進国株式の指数を対象指数としたE T F（上場投資信託証券）
投資方針	主として、先進国株式または先進国株式の指数を対象指数としたE T F（上場投資信託証券）に投資し、MSCI - K O K U S A I 指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。なお、MSCI - K O K U S A I 指数（配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する株価指数先物取引を活用することがあります。 株式またはE T F（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	株式への投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

< 9 . アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、長期的な信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。
主な投資対象	主としてA Bエマージング・グロース株式マザーファンド受益証券に投資します。
投資方針	主としてA Bエマージング・グロース株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、新興国の株式に分散投資することにより、長期的な信託財産の成長を目指します。 株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	株式への実質投資割合は、制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の25%以内とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.99%（税抜0.90%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.5%
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年5月29日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

< 1.0 . シュロダー・グローバル・エマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	この証券投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
主な投資対象	シュロダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要対象とします。ただし、市況動向等によっては、株式等に直接投資することがあります。
投資方針	主として、マザーファンド受益証券に投資し、長期的な信託財産の成長を目的に積極的な運用を行います。 投資にあたっては、MSCIエマージング・マーケット・インデックスの構成国の株式を実質的な主要投資対象とします。ただし、投資対象はこれらの国に限定されないほか、運用者の判断で見直される場合があります。 運用にあたっては、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）をベンチマークとします。 実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。 株式等の実質組入比率については、原則としてフルインベストメントで積極的な運用を行います。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.9119%（税抜0.829%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年6月7日および12月7日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

< 1 1 . ロベコ・QIエマージング・マーケット・アクティブ・エクイティ クラスI JPY >
ルクセンブルク籍 会社型投資信託

運用の基本方針	
基本方針	当該ファンドは、新興国市場の株式を主な投資対象とし、長期的な資産の成長を追求します。
主な投資対象	主に新興国の企業の株式に投資します。
投資方針	MSCI エマージング・マーケット・インデックスを中長期的に上回る投資成果を目指して運用を行ないます。
主な投資制限	株式への投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 デリバティブ取引の利用は以下のことを目的とした取引に限定しています。 投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的 価格変動リスク、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
ファンドに係る費用	
管理報酬等	純資産総額に対して、下記の率（年率）を乗じて得た額 運用報酬：0.60% 運用管理費用：0.16%
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	取引委託費用、ルクセンブルク年次税など
その他	
決算日	毎年12月末
投資運用会社	ロベコ・インスティテューショナル・アセット・マネジメント・ビーヴィ
管理会社	J.Pモルガン・エスイー・ルクセンブルグ・ブランチ

< 1 2 . R M新興国株式マザーファンド >

運用の基本方針

基本方針	この投資信託は、MSCIEマージング・マーケット指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 ・金融商品取引所に上場されているまたは店頭登録されている（上場予定および店頭登録予定を含みます。）新興国株式（*） （*）DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。 ・新興国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）
投資方針	主として、新興国の株式または新興国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、MSCIEマージング・マーケット指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。なお、MSCIEマージング・マーケット指数（配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する株価指数先物取引を活用することがあります。 株式またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態 で高位に維持することを基本とします。 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

< F Wりそな絶対収益アクティブファンド >

に定める投資信託証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) 約束手形（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ) 金銭債権（イ）およびロ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、に定める投資信託証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第21項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券の性質を有するもの
- 3) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

- 4) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
 なお、4)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

その他の投資対象と指図範囲

外国為替予約取引の指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

投資対象とする投資信託証券の概要

以下に記載されている各ファンドの内容等については、2025年3月末現在で委託会社が知りうる情報などを基に作成したものです。今後、記載の内容や指定投資信託証券が変更されることがあります。

< 1. ニッセイ・リスク抑制型バランスファンド（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	安定した収益の確保および信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。
主な投資対象	ニッセイ安定収益追求 マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。 なお、ニッセイクレジットキャリー マザーファンド受益証券および直接公社債、株式等に投資を行う場合があります。
投資方針	主として、ニッセイ安定収益追求 マザーファンド受益証券を通じて、実質的に国内外の公社債および株式に投資を行い、安定した収益の確保および信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。なお、ニッセイクレジットキャリー マザーファンド受益証券を通じて、実質的に国内外の社債等に投資を行うことがあります。 国内外の公社債および株式への資産配分は、市場環境および投資対象資産のリスク水準等に応じて、変更を行います。 実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを活用し為替変動リスクの抑制を図ります。なお、実質組入外貨建資産の外貨のエクスポージャーは、市場環境およびリスク水準等に応じて変更を行います。原則として、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 安定的な収益確保および運用の効率化を図るため、金利スワップ取引、債券先物取引および株価指数先物取引等のデリバティブ取引を実質的に活用する場合があります。 上記親投資信託の受益証券の組入比率は、原則として高位に保ちます。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。 デリバティブ取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.484%（税抜0.44%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用（純資産総額に対して0.011%（税抜0.01%）を上限）および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年6月24日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社

受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
------	---------------

< ２．ＦＯＦｓ用ＧＢＣＡファンドＲ（適格機関投資家専用）>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	ＧＢＣＡマザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資方針	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本の円建短期公社債等に投資するとともに、先進国の債券先物取引及び世界主要通貨の為替予約取引を行うことで、絶対収益の獲得を目指します。 債券先物取引及び為替予約取引等は、原則として定量的手法に基づいた複数の運用戦略を組み合わせることで行います。 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への投資は転換社債を転換したもの及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使、株式分割、株主割当又は社債権者割当により取得したものに限ることとし、実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定しません。 為替予約取引は、ヘッジ目的に限定しません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限り。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.495%（税抜0.45%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年2月20日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

< ３．りそな国内株式マーケットニュートラル（ＦｏＦｓ用）（適格機関投資家専用）>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	ＲＭ国内株式リサーチ・アクティブマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とするとともに、株価指数先物取引を主要取引対象とします。

投資方針	当ファンドは、主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、国内の金融商品取引所に上場されている[*]株式に投資するとともに、国内株式を対象とした株価指数先物取引の売建てを行うことにより、株式市場の動向に左右されることなく、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。 [*]上場予定を含みます。 マザーファンドにおける株式への投資は、徹底したボトムアップ・リサーチを通じ、適正な企業価値や、業績や成長性の株価への織り込み度合を分析し、今後の株価上昇が期待される銘柄へ投資を行います。 マザーファンド受益証券の組入比率は、原則、信託財産の純資産総額の概ね70%～90%程度とします。 株価指数先物取引の売建ての額は、組入れたマザーファンド受益証券の時価総額と同程度とし、上回らないことを基本とします。ただし、株式市場の上昇の確信度に応じて、売建ての額を減少させることがあります。 非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。 デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.473%（税抜0.430%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年2月15日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

< 4. スパークス・ファンド・匠（FOFs用）（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、わが国の株式市場全体の動向による価格変動リスクを抑制しつつ、絶対値基準での信託財産の中・長期的な安定的成長を図ることを目標に運用を行うことを基本とします。
主な投資対象	スパークス・シングル・レバレッジドL&Sマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

投資方針	マザーファンド受益証券を通じて、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所）で有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを行います。以下同じ。）に上場されている株式を主要投資対象として、買い持ち（以下「ロング・ポジション」といいます。以下同じ。）と売り持ち（以下「ショート・ポジション」といいます。以下同じ。）を組み合わせた運用を行うことにより、絶対値の中・長期的な安定的投資元本の成長を目指して運用を行います。なお、ロング・ポジションおよびショート・ポジションについては、株式の他、投資信託証券（不動産投資信託証券を含みます。）、新株引受権証券および新株予約権証券、転換社債ならびに新株予約権付社債等を含みます。 運用にあたっては、原則として将来の成長の見込まれる株式、過小評価されている株式を取得し、一方、過大評価されている魅力の乏しい株式を信用売りで売却する運用およびその他派生商品を利用した運用を行います。投資対象資産は、円建て資産とし、日本企業が海外で発行した円建て転換社債などについても運用を行うことができます。 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引およびその他類似の取引を行うことができます。 金融商品取引所に上場されている投資信託証券（金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券を含め、以下「上場投資信託証券」といいます。）について、その配当の高さ、安定性および流動性等の分析に基づいて投資することができます。 ショート・ポジションは、実質的に信託財産の純資産総額の範囲内で、株式および上場投資信託証券（以下、「株式等」といいます。）の個別銘柄の空売りを行うことにより構築することができます。なお、株式等の空売りは、「一般信用取引」制度に基づく空売りを中心に行いますが、株式等の空売りと同等の経済的効果が得られるデリバティブ取引等、その他の金融商品取引を利用してショート・ポジションを構築することができます。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことができます。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
------	--

主な投資制限	株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の範囲内とします。 外貨建資産への投資は行いません。 株式等および派生商品の買建て金額（ロング・ポジション）と株式等および派生商品の売建て金額（ショート・ポジション）の絶対金額での合計金額は、実質的に信託財産の純資産総額の範囲内とします。派生商品については、想定元本金額で計算するものとします。また、派生商品取引は、信託財産のヘッジ目的のみに限定しません。ただし、ヘッジ目的の指数派生商品取引については、合算想定元本の計算から除外されます。 上場投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以上10%以下とします。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の0%以上20%以下とします。 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への投資は行いません。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以上10%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の0%以上5%以下とします。 転換社債ならびに新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の0%以上20%以下とします。また、同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の0%以上10%以下とします。 有価証券先物取引等は約款第22条の範囲で行うことができます。 スワップ取引は約款第23条の範囲で行うことができます。 金利先渡取引は約款第24条の範囲で行うことができます。 有価証券の買付けおよび有価証券先物取引等による買建て（ロング・ポジション）の想定元本の総額は、実質的に信託財産の純資産総額の範囲内とします。 有価証券の売付けおよび有価証券先物取引等による売建て（ショート・ポジション）の想定元本の総額は、実質的に信託財産の純資産総額の範囲内とします。 デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に定める取引および新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）に投資する場合は、一般社団法人投資信託協会の規則の定めに従い、市場リスク相当額（金融商品市場、金利、通貨等の変動により発生し得る危険に対応する額をいいます。）として、委託会社が合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額の80%を超えることとなる投資の指図を行わないものとします。 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率1.10%（税抜1.00%）
実績報酬	ハイ・ウォーター・マーク超過分の22%（税抜20%） 実績報酬（期中に一部解約が行われた場合には、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了の時に、信託財産から支払われます。 ハイ・ウォーター・マークは、第1計算期間終了日までは1万円とします。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に対して0.20%
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用、マザーファンドの換金に伴う信託財産留保額など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年11月18日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	スパークス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

< 5 . りそな 0 - 5 年円建公社債ラダー型ファンド（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	RM 0 - 5 年円建公社債ラダー型マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

投資方針	主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、国内外の法人が発行する円建社債[*]および国内外の円建公債（以下「国内外の円建公社債」といいます。）に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。 [*]劣後債等を含みます。 原則として、投資する債券は、取得時において投資適格相当の格付を取得している債券を投資対象とします。 残存期間が5年程度までの国内外の円建公社債を、各残存期間の投資金額がほぼ同程度となるように組み入れたポートフォリオの構成を目指します。 マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。 デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.110%～0.264%（税抜0.10%～0.24%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年6月10日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

< 6 . RMマネーマザーファンド >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、金融市場の短期金利水準に応じた投資成果と流動性の確保を目指して運用を行います。
主な投資対象	国内の公社債を主要投資対象とします。
投資方針	主として、残存期間の短い国内の公社債への投資により利息等収益の獲得および流動性の確保を図ります。 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。 デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年2月15日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

< F Wりそな国内リートインデックスオープン >

R M国内リートマザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、国内の不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に規定する不動産投資信託証券をいいます。）に直接投資することがあります。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1）次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ）有価証券
 - ロ）デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）
 - ハ）約束手形（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ）金銭債権（イ）、ロ）およびハ）に掲げるものに該当するものを除きます。）

- 2）次に掲げる特定資産以外の資産

イ）為替手形

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、親投資信託「R M国内リートマザーファンド」の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1）株券または新株引受権証券
- 2）国債証券
- 3）地方債証券
- 4）特別の法律により法人の発行する債券
- 5）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6）特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8）協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9）特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10）コマーシャル・ペーパー
- 11）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12）外国または外国の者の発行する証券または証書で、1）から11）までの証券または証書の性質を有するもの
- 13）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14）投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第

- 11号で定めるものをいいます。）
 15）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 17）預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18）外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19）受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
 20）抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21）外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって19）の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、1）の証券または証書ならびに12）および17）の証券または証書のうち1）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2）から6）までの証券ならびに14）の証券のうち投資法人債券ならびに12）および17）の証券または証書のうち2）から6）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13）の証券および14）の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1）預金
- 2）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3）コール・ローン
- 4）手形割引市場において売買される手形
- 5）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6）外国の者に対する権利で5）の権利の性質を有するもの

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、 に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

《参考情報》

投資対象とするマザーファンドの概要
 < R M国内リートマザーファンド >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、東証 R E I T 指数（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 ・東証 R E I T 指数（配当込み）に採用されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に規定する不動産投資信託証券をいいます。）
投資方針	主として、東証 R E I T 指数（配当込み）に採用されている不動産投資信託証券に投資し、東証 R E I T 指数（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。なお、東証 R E I T 指数（配当込み）への連動性を高めるため、東証 R E I T 指数（配当込み）を対象指数とした E T F（上場投資信託証券）または不動産投信指数先物取引を活用することがあります。 不動産投資信託証券または E T F（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	不動産投資信託証券および株式への投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は、行いません。 デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	

信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

< F Wりそな先進国リートインデックスオープン >

R M先進国リートマザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く先進国の不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に規定する不動産投資信託証券をいいます。）、不動産関連株式および不動産投資信託証券に関する指数を対象指数としたE T F（上場投資信託証券）に直接投資することがあります。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1）次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ）有価証券

ロ）デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限りま。

ハ）約束手形（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）

二）金銭債権（イ）、ロ）およびハ）に掲げるものに該当するものを除きます。）

2）次に掲げる特定資産以外の資産

イ）為替手形

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、親投資信託「R M先進国リートマザーファンド」の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1）株券または新株引受権証券

2）国債証券

3）地方債証券

4）特別の法律により法人の発行する債券

5）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6）特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8）協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9）特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10）コマーシャル・ペーパー

11）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12）外国または外国の者の発行する証券または証書で、1）から11）までの証券または証書の性質を有するもの

13）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14）投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りま。

17）預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18）外国法人が発行する譲渡性預金証書

19）受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

20）抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21）外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって19）の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、1）の証券または証書ならびに12）および17）の証券または証書のうち1）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2）から6）までの証券ならびに14）の証券のうち投資法人債券ならびに12）および17）の証券または証書のうち2）から6）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13）の証券および14）の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1）預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、外国為替予約取引の指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

《参考情報》

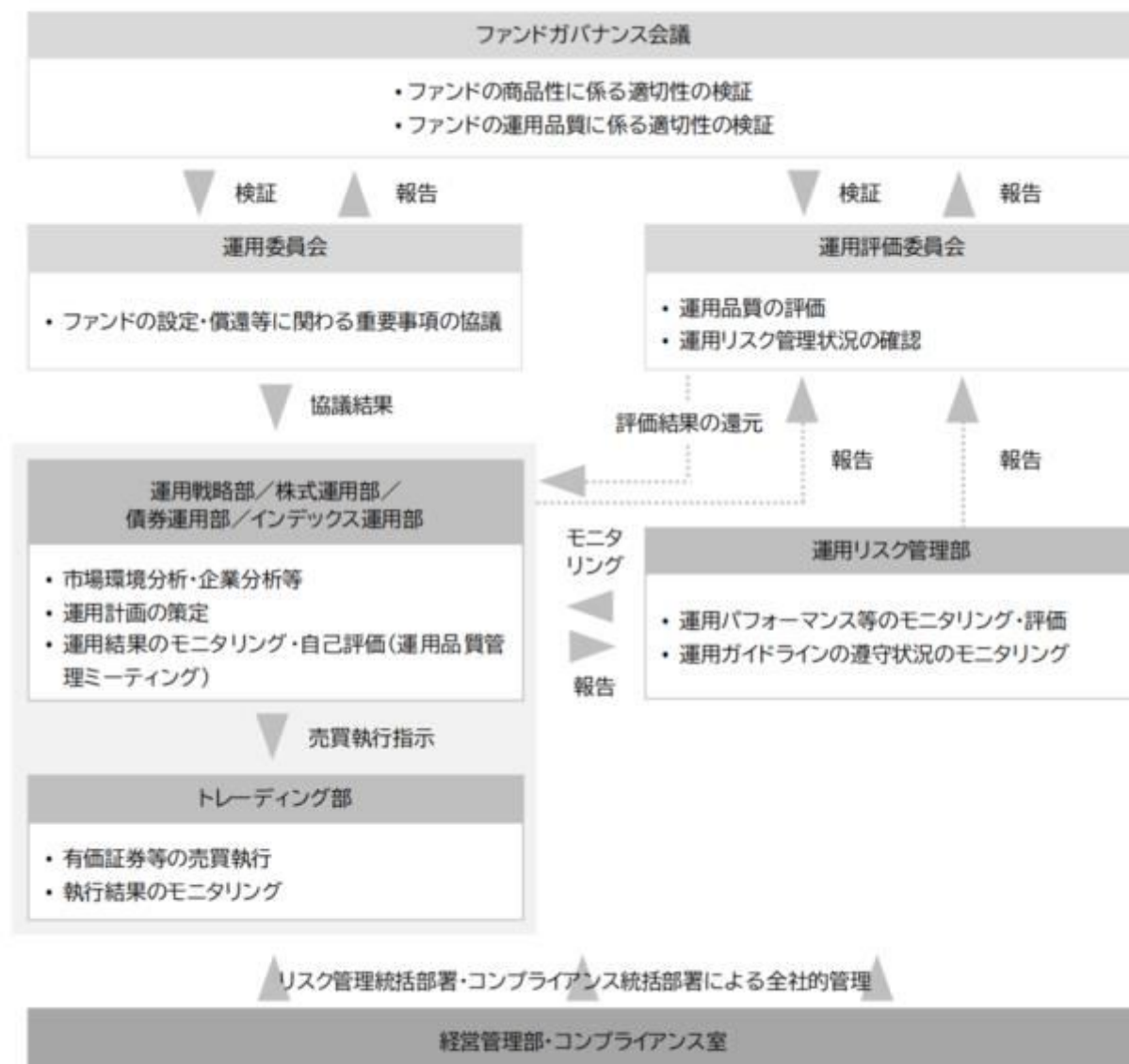
投資対象とするマザーファンドの概要

< R M先進国リートマザーファンド >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 ・先進国（除く日本）の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されているまたは店頭登録されている（登録予定を含みます。）不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に規定する不動産投資信託証券をいいます。） ・先進国（除く日本）の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されているまたは店頭登録されている（登録予定を含みます。）不動産関連株式 ・先進国の不動産投資信託証券に関する指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）
投資方針	主として、先進国の不動産投資信託証券および不動産関連株式または先進国の不動産投資信託証券に関する指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する指数先物取引を活用することがあります。 不動産投資信託証券またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	不動産投資信託証券および株式への投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下のとおりです。



ファンド（国内リートインデックスオープン、先進国リートインデックスオープンを除きます。）における指定投資信託証券の選定については、株式会社大和ファンド・コンサルティング投資顧問会社より情報提供および助言を受けています。ファンドガバナンス会議は3名程度、運用委員会は5名程度、運用評価委員会は6名程度で構成されています。

りそなアセットマネジメント株式会社の運用体制に関する社内規則等は次の通りです。委託会社では、運用に関する社内規程およびリスク管理規程を定め、適切な運用を行うとともに、流動性リスクを含む運用リスクの管理を行っています。

ファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備および運用状況の報告書を受託会社より受け取っております。

上記の運用体制は、2025年3月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- 1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- 2) 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金の支払い

< 分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース） >

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

< 分配金受取りコース（一般コース） >

毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】

約款に定める投資制限

< F W りそな円建債券アクティブファンド >

- 1) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 株式への直接投資は行いません。
- 3) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 4) デリバティブの直接利用は行いません。
- 5) 投資信託証券を組入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 7) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 8) 外国為替予約取引の指図および範囲
委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 9) 資金の借入れ
 1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
 3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

< F W りそな国内株式アクティブファンド >

- 1) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 株式への直接投資は行いません。
- 3) 外貨建資産への投資は行いません。
- 4) デリバティブの直接利用は行いません。
- 5) 投資信託証券を組入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 7) 資金の借入れ
 1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
 3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

< F W りそな先進国債券アクティブファンド >

- 1) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 株式への直接投資は行いません。
- 3) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

- 4) デリバティブの直接利用は行いません。
- 5) 投資信託証券を組入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 7) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 8) 外国為替予約取引の指図および範囲
委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 9) 資金の借入れ
 1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
 3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

< F W りそな先進国 + 新興国債券アクティブファンド >

- 1) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 株式への直接投資は行いません。
- 3) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 4) デリバティブの直接利用は行いません。
- 5) 投資信託証券を組入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 7) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 8) 外国為替予約取引の指図および範囲
委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 9) 資金の借入れ
 1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
 3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

< F W りそな先進国株式アクティブファンド >

- 1) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 株式への直接投資は行いません。
- 3) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 4) デリバティブの直接利用は行いません。
- 5) 投資信託証券を組入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 7) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

8) 外国為替予約取引の指図および範囲

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

9) 資金の借入れ

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

< F W りそな先進国 + 新興国株式アクティブファンド >

- 1) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 株式への直接投資は行いません。
- 3) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 4) デリバティブの直接利用は行いません。
- 5) 投資信託証券を組入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 7) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 8) 外国為替予約取引の指図および範囲
委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 9) 資金の借入れ
1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

< F W りそな絶対収益アクティブファンド >

- 1) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 株式への直接投資は行いません。
- 3) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 4) デリバティブの直接利用は行いません。
- 5) 投資信託証券を組入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 7) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 8) 外国為替予約取引の指図および範囲
委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 9) 資金の借入れ
1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金を

- もって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
 3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

＜ F Wりそな国内リートインデックスオープン ＞

- 1) 不動産投資信託証券および株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 3) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資は、行いません。
- 5) デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 7) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 8) 投資する株式等の範囲
 1. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 2. 前記1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 9) 信用取引の指図範囲
 1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 2. 前記1.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - イ) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - ロ) 株式分割により取得する株券
 - ハ) 有償増資により取得する株券
 - ニ) 売出しにより取得する株券
 - ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 - ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（ホ）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- 10) 先物取引等の運用指図および範囲
 1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびブット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに約款第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - ハ) コール・オプションおよびブット・オプションの買付の指図は、10)で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
 2. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

す。

- イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ10)で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

11) スワップ取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
6. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

12) 金利先渡取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
6. 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

13) 有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けを行うことの指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ハ) 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

14) 資金の借入れ

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金を

- もって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
 3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

< F Wりそな先進国リートインデックスオープン >

- 1) 不動産投資信託証券および株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 3) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 5) デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 7) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 8) 投資する株式等の範囲
 1. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 2. 前記1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 9) 信用取引の指図範囲
 1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 2. 前記1.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - イ) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - ロ) 株式分割により取得する株券
 - ハ) 有償増資により取得する株券
 - ニ) 売出しにより取得する株券
 - ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 - ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（ホ）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- 10) 先物取引等の運用指図および範囲
 1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに約款第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、10)で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
 2. 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
- ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ10)で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
3. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ10)で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 11) スワップ取引の運用指図および範囲
1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
6. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 12) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲
1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下4.において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超

える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

5. 前記3.および4.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
6. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
7. 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 13) 有価証券の貸付けの指図および範囲
 1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けをすることができず。
 - イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ハ) 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
 2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 14) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 15) 外国為替予約取引の指図および範囲
委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 16) 資金の借入れ
 1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
 3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

< F Wりそな円建債券アクティブファンド >

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

市場リスク

・金利（債券価格）変動リスク

金利（債券価格）は、金融・財政政策、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。債券価格は、一般に金利が上昇（低下）した場合は値下がり（値上がり）します。債券価格が値下がりの場合は、基準価額の下落要因となります。

・為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることをしていますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受け、基準価額が下落する場合があります。また為替ヘッジを行う通貨の短期金利より円短期金利が低い場合には、その金利差相当分のコ

ストがかかります。

信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

（その他の留意点）

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

< F Wりそな国内株式アクティブファンド >

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

市場リスク

・株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

（その他の留意点）

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

< F Wりそな先進国債券アクティブファンド >

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

市場リスク

・金利（債券価格）変動リスク

金利（債券価格）は、金融・財政政策、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。債券価格は、一般に金利が上昇（低下）した場合は値下がり（値上がり）します。債券価格が値下がりした場合は、基準価額の下落要因となります。

・為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

（その他の留意点）

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

< F Wりそな先進国+新興国債券アクティブファンド >

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

市場リスク

・金利（債券価格）変動リスク

金利（債券価格）は、金融・財政政策、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。債券価格は、一般に金利が上昇（低下）した場合は値下がり（値上がり）します。債券価格が値下がりした場合は、基準価額の下落要因となります。

・為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

（その他の留意点）

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

< F Wりそな先進国株式アクティブファンド >

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

市場リスク

・株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

・為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

（その他の留意点）

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

< F Wりそな先進国+新興国株式アクティブファンド >

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失

を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

市場リスク

・株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

・為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

（その他の留意点）

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかかった場合も同様です。

ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

< F Wりそな絶対収益アクティブファンド >

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

市場リスク

・株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

・金利（債券価格）変動リスク

金利（債券価格）は、金融・財政政策、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。債券価格は、一般に金利が上昇（低下）した場合は値下がり（値上がり）します。債券価格が値下がりした場合は、基準価額の下落要因となります。

・為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設

や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

デリバティブ取引のリスク

実質的に組み入れている先物やオプション、スワップなどのデリバティブ取引の以下のようなリスクが顕在化した場合、基準価額の下落要因となります。

- ・信用リスク：デリバティブの取引相手が倒産などによって当初の契約通りの取引を実行できなくなる可能性があります。
- ・価額変動リスク：証拠金を積むなどによってレバレッジを効かせた結果、原資産の価格変動よりデリバティブの価格変動が大きくなる可能性があります。
- ・流動性リスク：デリバティブの流動性の低下によって、理論価格よりも不利な価格でしか反対取引ができなかったり、反対取引自体ができない可能性があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

（その他の留意点）

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさかった場合も同様です。

ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

< F Wりそな国内リートインデックスオープン >

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

市場リスク

・リーートの価格変動リスク

リーートの価格は、不動産市況（不動産価格、賃貸料等）、金利・景気動向、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。リーートの価格および分配金がその影響を受け下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

（その他の留意点）

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて東証REIT指数（配当込み）（以下、当項目において「指数」といいます。）に連動する投資成果を目指して運用しますが、主として以下の理由から、当ファンドの投資成果は指数の動きから乖離する場合があります。

- ・指数を構成する全ての銘柄を指数の算出方法どおりに組み入れない場合や、指数を構成する銘柄以外の銘柄や先物を組み入れる場合があること。
- ・有価証券等の売買価格や基準価額算出に使用される有価証券等の時価が、指数の算出に使用される有価証券等の時価と一致しない場合があること。
- ・運用管理費用（信託報酬）、監査費用および有価証券等の売買にかかる売買委託手数料等の費用負担が発生すること。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付けが中止となる可能性、換金

代金のお支払いが遅延する可能性があります。

分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

< F Wりそな先進国リートインデックスオープン >

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

市場リスク

・ リートの価格変動リスク

リーートの価格は、不動産市況（不動産価格、賃貸料等）、金利・景気動向、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。リーートの価格および分配金がその影響を受け下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

・ 為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

（その他の留意点）

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて S & P 先進国 R E I T 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）（以下、当項目において「指数」といいます。）に連動する投資成果を目指して運用しますが、主として以下の理由から、当ファンドの投資成果は指数の動きから乖離する場合があります。

- ・ 指数を構成する全ての銘柄を指数の算出方法どおりに組み入れない場合や、指数を構成する銘柄以外の銘柄や先物を組み入れる場合があること。
- ・ 有価証券等の売買価格や基準価額算出に使用される有価証券等の時価が、指数の算出に使用される有価証券等の時価と一致しない場合があること。
- ・ 外貨取引時の為替レートや基準価額算出に使用される為替レートが、指数の算出に使用される為替レートと一致しない場合があること。
- ・ 運用管理費用（信託報酬）、監査費用および有価証券等の売買にかかる売買委託手数料等の費用負担が発生すること。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入る有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

（２）リスク管理体制

○委託会社における投資リスクに対する管理体制

運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス評価を実施するとともに、流動性リスクを含む運用リスクの状況、法令・主な投資制限等の遵守状況および運用事務状況をモニタリングし、定期的に運用評価委員会に報告します。

運用評価委員会は、運用実績、流動性リスクを含む運用リスクの状況、主な投資制限等の遵守状況および運用事務状況等を確認することを通じ、信託財産の適切な運用に寄与することを目的に運用部門に対する管理・指導、改善提案等を行います。なお、流動性リスクについては、緊急時対応策の有効性検証結果や流動性リスク管理プロセスの見直し結果についても確認を行います。

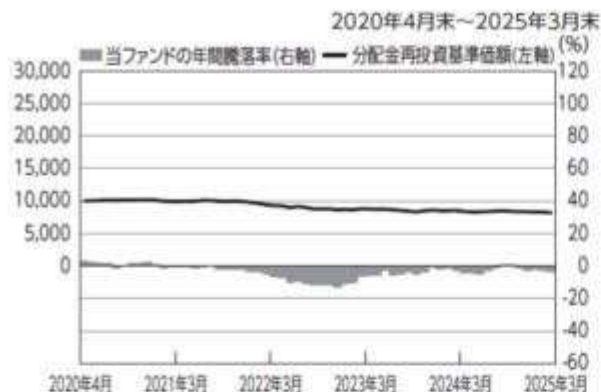
運用リスクを管理する部門は、運用業務等に係る情報のうち、経営に重要な影響を与えるまたは受益者の利益が著しく阻害される一切の事案についてはすみやかに、また法令・主な投資制限等の遵守状況については定期的に取締役会等に報告します。

上記体制は2025年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

【参考情報】

FWりそな円建債券アクティブファンド

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

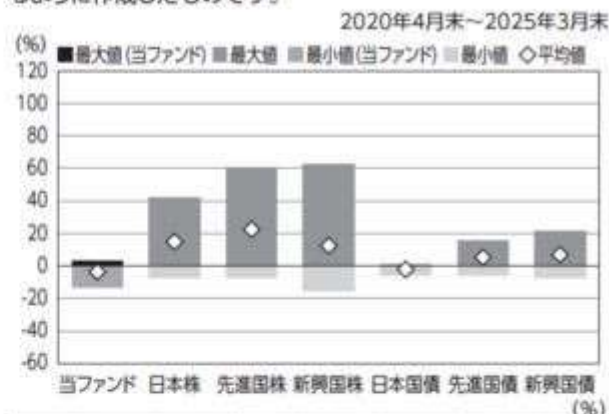


- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年4月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2020年4月から2025年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	3.2	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△13.1	△7.1	△7.4	△15.2	△5.5	△6.1	△7.0
平均値	△3.4	14.9	22.5	12.7	△2.0	5.3	6.9

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年4月から2025年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

FWりそな国内株式アクティブファンド

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

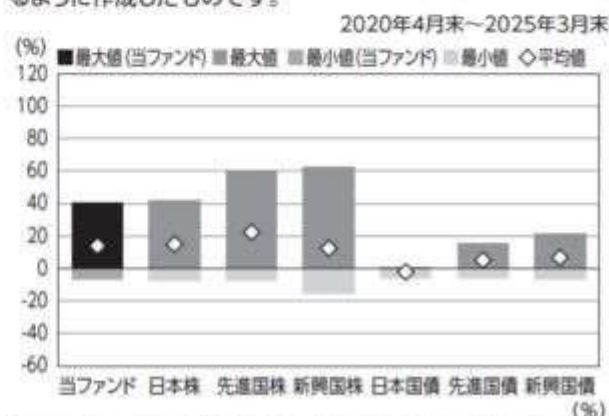


- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年4月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2020年4月から2025年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

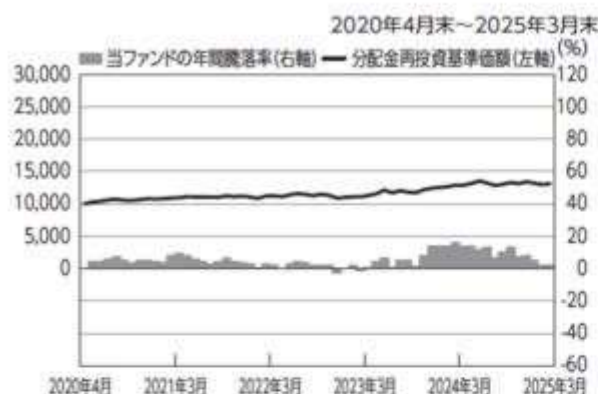


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	40.8	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△7.0	△7.1	△7.4	△15.2	△5.5	△6.1	△7.0
平均値	14.1	14.9	22.5	12.7	△2.0	5.3	6.9

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年4月から2025年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

FWりそな先進国債券アクティブファンド

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

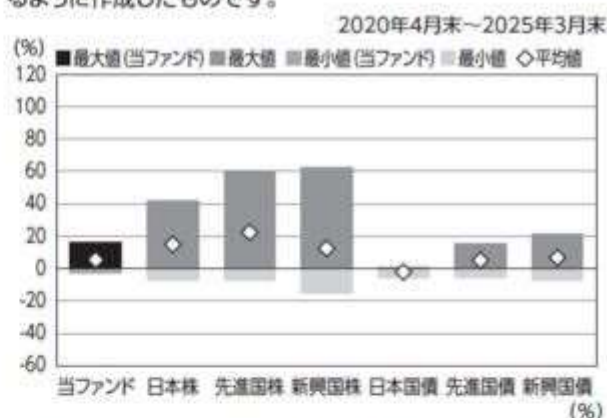


- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年4月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2020年4月から2025年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

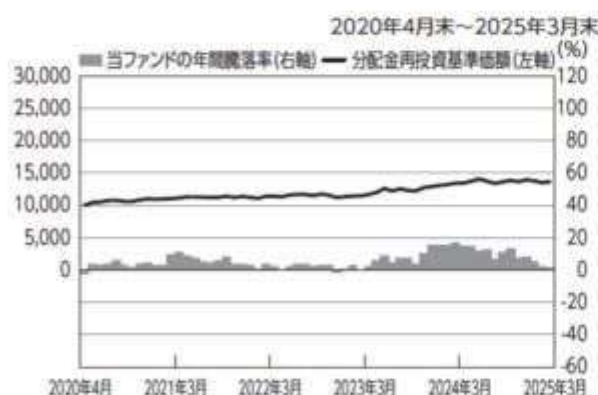


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	16.0	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△2.8	△7.1	△7.4	△15.2	△5.5	△6.1	△7.0
平均値	5.5	14.9	22.5	12.7	△2.0	5.3	6.9

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年4月から2025年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

FWりそな先進国+新興国債券アクティブファンド

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

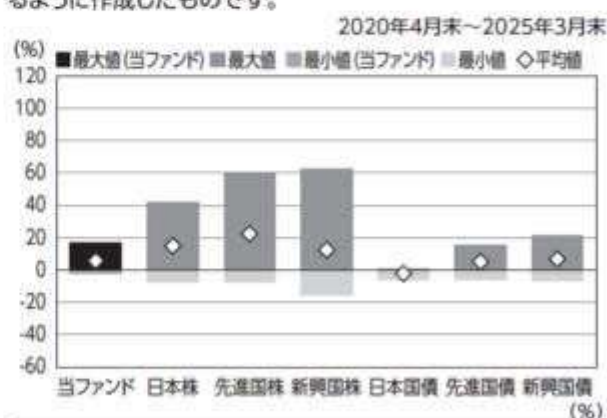


- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年4月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2020年4月から2025年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

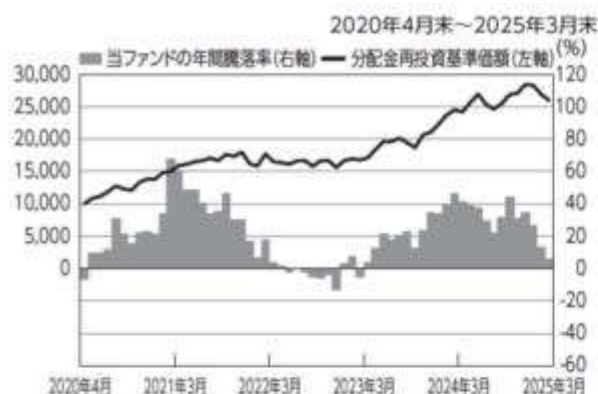


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	17.1	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△2.4	△7.1	△7.4	△15.2	△5.5	△6.1	△7.0
平均値	5.9	14.9	22.5	12.7	△2.0	5.3	6.9

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年4月から2025年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

FWりそな先進国株式アクティブファンド

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

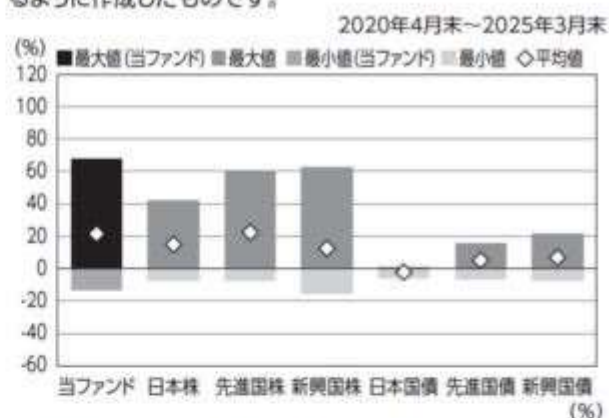


- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年4月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2020年4月から2025年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	67.4	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△13.1	△7.1	△7.4	△15.2	△5.5	△6.1	△7.0
平均値	21.6	14.9	22.5	12.7	△2.0	5.3	6.9

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年4月から2025年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

FWりそな先進国+新興国株式アクティブファンド

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

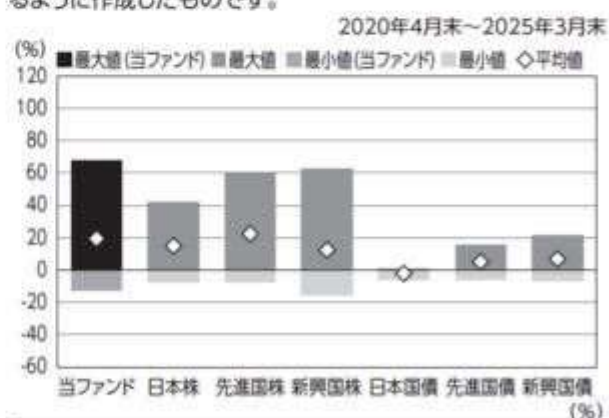


- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年4月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2020年4月から2025年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

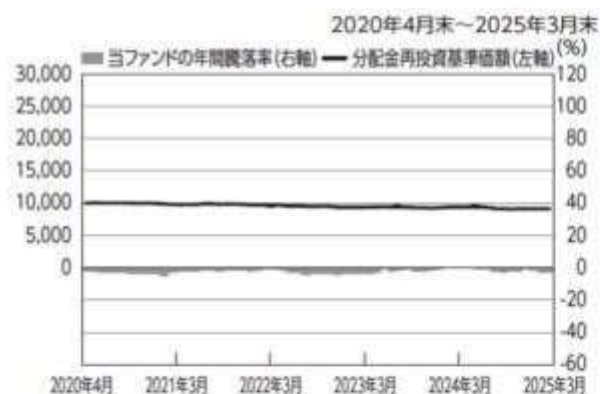


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	67.8	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△12.3	△7.1	△7.4	△15.2	△5.5	△6.1	△7.0
平均値	19.5	14.9	22.5	12.7	△2.0	5.3	6.9

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年4月から2025年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

FWりそな絶対収益アクティブファンド

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

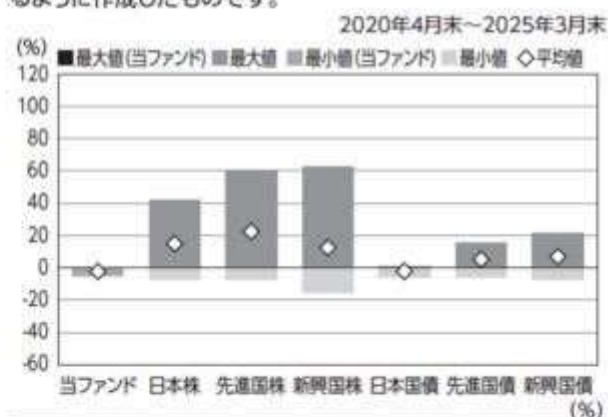


- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年4月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2020年4月から2025年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

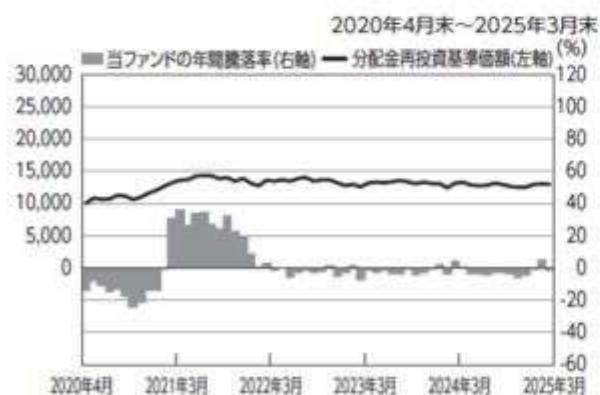


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	0.4	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△4.8	△7.1	△7.4	△15.2	△5.5	△6.1	△7.0
平均値	△2.2	14.9	22.5	12.7	△2.0	5.3	6.9

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年4月から2025年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

FWりそな国内リートインデックスオープン

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

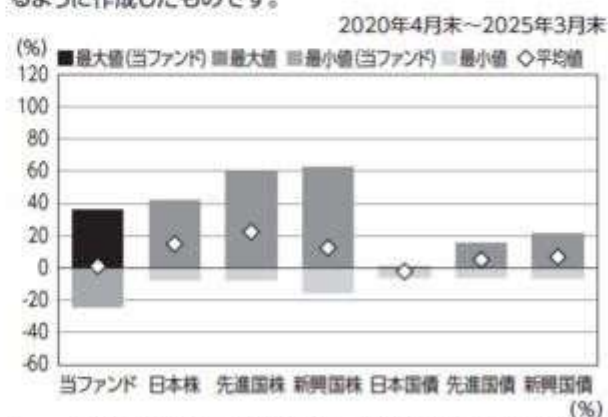


- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年4月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2020年4月から2025年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	35.9	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△24.5	△7.1	△7.4	△15.2	△5.5	△6.1	△7.0
平均値	1.2	14.9	22.5	12.7	△2.0	5.3	6.9

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年4月から2025年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

FWりそな先進国リートインデックスオープン

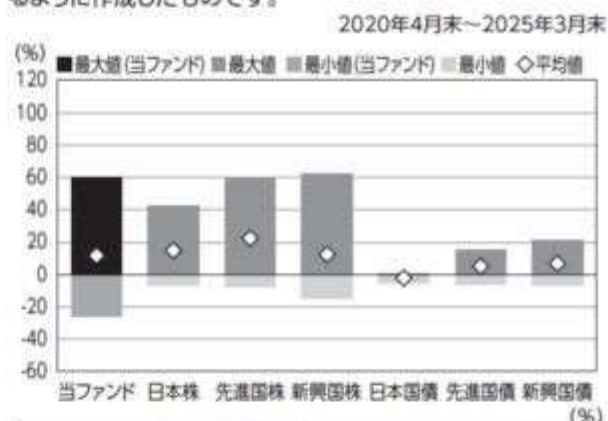
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年4月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2020年4月から2025年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	60.2	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△25.6	△7.1	△7.4	△15.2	△5.5	△6.1	△7.0
平均値	11.8	14.9	22.5	12.7	△2.0	5.3	6.9

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年4月から2025年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX、配当込み)
- 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)
- (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX、配当込み)

東証株価指数(TOPIX、配当込み)は、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。
信託財産留保額
ありません。

（３）【信託報酬等】

< F Wりそな円建債券アクティブファンド >

信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	0.3575%（税抜0.325%）
投資対象とする投資信託証券	0%～0.8300%程度（税抜0%～0.8300%程度） [*]
実質的負担	0.3575%～1.1875%程度（税抜0.3250%～1.1550%程度）

・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.3575%（税抜0.325%）の率を乗じて得た額とします。

^{*}この値は目安であり、当ファンドにおける実際の投資信託証券の組入状況により変動します。また日々の純資産総額に応じて変動します。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - （２）投資対象」 - 「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝日々の純資産総額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.325%	0.270%	0.030%	0.025%

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

委託会社が受取る信託報酬には、投資顧問会社（株式会社大和ファンド・コンサルティング）に対する報酬が含まれております。

< F Wりそな国内株式アクティブファンド >

信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	0.3575%（税抜0.325%）
投資対象とする投資信託証券	0%～0.7150%程度（税抜0%～0.6500%程度） [*]
実質的負担	0.3575%～1.0725%程度（税抜0.3250%～0.9750%程度）

・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.3575%（税抜0.325%）の率を乗じて得た額とします。

^{*}この値は目安であり、当ファンドにおける実際の投資信託証券の組入状況により変動します。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - （２）投資対象」 - 「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝日々の純資産総額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.325%	0.270%	0.030%	0.025%

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

委託会社が受取る信託報酬には、投資顧問会社（株式会社大和ファンド・コンサルティング）に対する報酬が含まれております。

< F Wりそな先進国債券アクティブファンド >

信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	0.3575%（税抜0.325%）
投資対象とする投資信託証券	0%～0.5610%程度（税抜0%～0.5500%程度） [*]
実質的負担	0.3575%～0.9185%程度（税抜0.3250%～0.8750%程度）

・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.3575%（税抜0.325%）の率を乗じて得た額とします。

^{*}この値は目安であり、当ファンドにおける実際の投資信託証券の組入状況により変動します。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - （２）投資対象」 - 「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬 = 日々の純資産総額 × 信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.325%	0.270%	0.030%	0.025%

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

委託会社が受取る信託報酬には、投資顧問会社（株式会社大和ファンド・コンサルティング）に対する報酬が含まれております。

< F Wりそな先進国 + 新興国債券アクティブファンド >

信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	0.3575%（税抜0.325%）
投資対象とする投資信託証券	0%～0.8140%程度（税抜0%～0.7400%程度） [*]
実質的負担	0.3575%～1.1715%程度（税抜0.3250%～1.0650%程度）

・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.3575%（税抜0.325%）の率を乗じて得た額とします。

^{*} この値は目安であり、当ファンドにおける実際の投資信託証券の組入状況により変動します。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - （2）投資対象」 - 「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬 = 日々の純資産総額 × 信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.325%	0.270%	0.030%	0.025%

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

委託会社が受取る信託報酬には、投資顧問会社（株式会社大和ファンド・コンサルティング）に対する報酬が含まれております。

< F Wりそな先進国株式アクティブファンド >

信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	0.3575%（税抜0.325%）
投資対象とする投資信託証券	0%～1.0000%程度（税抜0%～1.0000%程度） [*]
実質的負担	0.3575%～1.3575%程度（税抜0.3250%～1.3250%程度）

・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.3575%（税抜0.325%）の率を乗じて得た額とします。

^{*} この値は目安であり、当ファンドにおける実際の投資信託証券の組入状況により変動します。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - （2）投資対象」 - 「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬 = 日々の純資産総額 × 信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.325%	0.270%	0.030%	0.025%

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

委託会社が受取る信託報酬には、投資顧問会社（株式会社大和ファンド・コンサルティング）に対する報酬が含まれております。

< F Wりそな先進国 + 新興国株式アクティブファンド >

信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	0.3575%（税抜0.325%）
投資対象とする投資信託証券	0%～1.0000%程度（税抜0%～1.0000%程度） [*]

実質的負担	0.3575%～1.3575%程度（税抜0.3250%～1.3250%程度）
・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.3575%（税抜0.325%）の率を乗じて得た額とします。 *この値は目安であり、当ファンドにおける実際の投資信託証券の組入状況により変動します。 投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - （2）投資対象」 - 「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。 受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。 信託報酬の配分 当ファンドの信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。	

信託報酬 = 日々の純資産総額 × 信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.325%	0.270%	0.030%	0.025%

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

委託会社が受取る信託報酬には、投資顧問会社（株式会社大和ファンド・コンサルティング）に対する報酬が含まれております。

< F Wりそな絶対収益アクティブファンド >

信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	0.3575%（税抜0.325%）
投資対象とする投資信託証券	0%～1.1000%程度（税抜0%～1.0000%程度）*
実質的負担	0.3575%～1.4575%程度（税抜0.3250%～1.3250%程度）

・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.3575%（税抜0.325%）の率を乗じて得た額とします。

*この値は目安であり、当ファンドにおける実際の投資信託証券の組入状況により変動します。

*投資対象とする投資信託証券によっては、運用実績に応じて別途成功報酬がかかる場合があります。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - （2）投資対象」 - 「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬 = 日々の純資産総額 × 信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.325%	0.270%	0.030%	0.025%

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

委託会社が受取る信託報酬には、投資顧問会社（株式会社大和ファンド・コンサルティング）に対する報酬が含まれております。

< F Wりそな国内リートインデックスオープン >

< F Wりそな先進国リートインデックスオープン >

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、各ファンドの信託財産の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。

< F Wりそな国内リートインデックスオープン >

年率0.330%（税抜0.300%）

< F Wりそな先進国リートインデックスオープン >

年率0.440%（税抜0.400%）

信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

ファンド	信託報酬 = 日々の純資産総額 × 信託報酬率			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
F Wりそな国内リートインデックスオープン	0.300%	0.240%	0.030%	0.030%
F Wりそな先進国リートインデックスオープン	0.400%	0.340%		

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

《支払先の役務の内容》

支払先	主な役務
委託会社	ファンドの運用・調査、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

《支払時期》

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

監査法人に支払うファンドの監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用は証券会社等に信託財産中から都度支払われます。また、外貨建資産の保管等に要する費用は海外の保管機関に信託財産中から都度支払われます。（消費税等相当額を含みます。）

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から都度支払われます。信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から都度支払われます。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支払われます。

その他諸費用（法律・税務顧問への報酬、法定書類の作成・印刷・交付費用、公告費用等）および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができません（現在、その他諸費用として受益者負担項目はありません。）。

これらのその他の手数料等は、信託財産の運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。

- 上場投資信託証券、上場不動産投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、これら費用を表示することができません。
- 上記の手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

* 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

２）受益者が収益分配金を受け取る際

イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

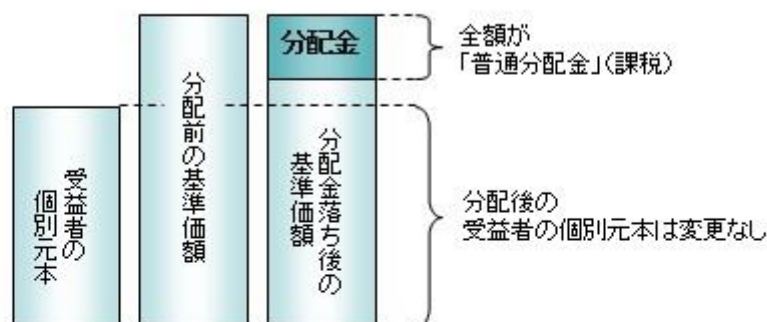
ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から

元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

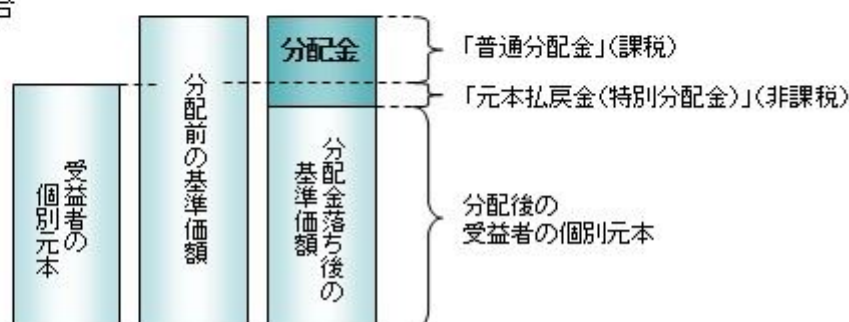
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2025年3月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

【参考情報】ファンドの経費率

	経費率 (①+②)	① 運用管理費用 の比率	② その他費用 の比率	当ファンドに 関する その他費用	投資先ファンド における 運用管理費用
円建債券アクティブ	0.63%	0.36%	0.27%	0.01%	0.26%
国内株アクティブ	1.02%	0.36%	0.66%	0.01%	0.65%
先進国債券アクティブ	0.86%	0.36%	0.50%	0.01%	0.49%
先進国+新興国債券アクティブ	0.92%	0.36%	0.56%	0.01%	0.55%
先進国株式アクティブ	1.18%	0.36%	0.82%	0.01%	0.81%
先進国+新興国株アクティブ	1.20%	0.36%	0.84%	0.01%	0.83%
絶対収益アクティブ	0.87%	0.36%	0.51%	0.01%	0.50%
国内リートインデックスオープン	0.33%	0.32%	0.01%	0.01%	—
先進国リートインデックスオープン	0.48%	0.43%	0.05%	0.05%	—

※対象期間は2023年9月21日～2024年9月20日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口あたり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※当ファンドに関するその他費用とは監査費用や有価証券の保管費用等ですが、ファンドにより異なります。

※当ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※投資先ファンドには運用管理費用以外の費用がある場合がありますが、上記には含まれておりません。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

【F Wりそな円建債券アクティブファンド】

以下の運用状況は2025年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	122,932,180,772	99.40
親投資信託受益証券	日本	374,587,513	0.30
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	362,265,825	0.29
合計（純資産総額）		123,669,034,110	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	ネオ・ジャパン債券ファンド（F O F s 用）（適格機関投資家専用）	30,895,188,758	1.0447	32,276,203,695	1.0165	31,404,959,372	25.39
日本	投資信託受益証券	明治安田日本債券アクティブ・ファンド（F O F s 用）（適格機関投資家専用）	30,367,882,746	1.0573	32,109,902,636	1.0317	31,330,544,629	25.33
日本	投資信託受益証券	アムンディ円債アクティブ・ファンド（適格機関投資家専用）	16,219,067,528	0.9485	15,384,322,293	0.915	14,840,446,788	12.00
日本	投資信託受益証券	ネオ・ヘッジ付債券ファンド（F O F s 用）（適格機関投資家専用）	15,931,881,967	0.9539	15,198,951,668	0.9207	14,668,483,727	11.86
日本	投資信託受益証券	Oneヘッジ付外国債券アクティブファンド（F O F s 用）（適格機関投資家限定）	13,583,066,009	0.7955	10,805,651,662	0.7651	10,392,403,803	8.40
日本	投資信託受益証券	りそな日本債券ファンド・コア・アクティブ（適格機関投資家専用）	9,455,401,126	0.9297	8,790,686,426	0.8972	8,483,385,890	6.86
日本	投資信託受益証券	グローバル債券アクティブオープン（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	9,008,353,744	0.9554	8,607,229,768	0.92	8,287,685,444	6.70
日本	投資信託受益証券	キャリーエンハンスト・グローバル債券ファンド（F O F s 用）（適格機関投資家専用）	3,881,355,859	0.9363	3,634,383,501	0.908	3,524,271,119	2.85
日本	親投資信託受益証券	R M国内債券マザーファンド	280,911,423	0.9581	269,141,235	0.9484	266,416,393	0.22
日本	親投資信託受益証券	R M先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）	129,283,041	0.8532	110,304,291	0.8367	108,171,120	0.09

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.40
親投資信託受益証券	0.30
合 計	99.71

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末（2017年 9月20日）	46,291	46,291	1.0039	1.0039
第2計算期間末（2018年 9月20日）	103,820	103,820	0.9956	0.9956
第3計算期間末（2019年 9月20日）	103,788	103,788	1.0570	1.0570
第4計算期間末（2020年 9月23日）	123,927	123,927	1.0651	1.0651
第5計算期間末（2021年 9月21日）	166,854	166,854	1.0547	1.0547
第6計算期間末（2022年 9月20日）	193,128	193,128	0.9340	0.9340
第7計算期間末（2023年 9月20日）	131,516	131,516	0.8905	0.8905
第8計算期間末（2024年 9月20日）	126,743	126,743	0.8895	0.8895
2024年 3月末日	115,385	—	0.8950	—
4月末日	121,112	—	0.8795	—
5月末日	118,248	—	0.8720	—
6月末日	116,971	—	0.8736	—
7月末日	121,904	—	0.8792	—
8月末日	126,661	—	0.8861	—
9月末日	126,850	—	0.8905	—
10月末日	126,148	—	0.8808	—
11月末日	125,198	—	0.8784	—
12月末日	124,627	—	0.8751	—
2025年 1月末日	126,378	—	0.8728	—
2月末日	125,396	—	0.8695	—
3月末日	123,669	—	0.8599	—

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	0.0000
第2期	2017年 9月21日～2018年 9月20日	0.0000
第3期	2018年 9月21日～2019年 9月20日	0.0000
第4期	2019年 9月21日～2020年 9月23日	0.0000
第5期	2020年 9月24日～2021年 9月21日	0.0000
第6期	2021年 9月22日～2022年 9月20日	0.0000
第7期	2022年 9月21日～2023年 9月20日	0.0000
第8期	2023年 9月21日～2024年 9月20日	0.0000
当中間期	2024年 9月21日～2025年 3月20日	—

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	0.39

第2期	2017年 9月21日～2018年 9月20日	0.83
第3期	2018年 9月21日～2019年 9月20日	6.17
第4期	2019年 9月21日～2020年 9月23日	0.77
第5期	2020年 9月24日～2021年 9月21日	0.98
第6期	2021年 9月22日～2022年 9月20日	11.44
第7期	2022年 9月21日～2023年 9月20日	4.66
第8期	2023年 9月21日～2024年 9月20日	0.11
当中間期	2024年 9月21日～2025年 3月20日	3.32

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	47,385,886,964	1,272,700,151
第2期	2017年 9月21日～2018年 9月20日	69,668,963,541	11,507,126,366
第3期	2018年 9月21日～2019年 9月20日	24,958,589,106	31,039,834,560
第4期	2019年 9月21日～2020年 9月23日	54,598,830,231	36,436,467,876
第5期	2020年 9月24日～2021年 9月21日	61,430,768,230	19,581,438,270
第6期	2021年 9月22日～2022年 9月20日	74,679,590,287	26,117,799,185
第7期	2022年 9月21日～2023年 9月20日	52,930,700,593	112,002,573,518
第8期	2023年 9月21日～2024年 9月20日	36,979,177,057	42,186,359,626
当中間期	2024年 9月21日～2025年 3月20日	10,603,464,613	9,138,749,160

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【ＦＷりそな国内株式アクティブファンド】

以下の運用状況は2025年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	53,400,025,701	98.85
親投資信託受益証券	日本	478,963,923	0.89
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	144,642,927	0.27
合計（純資産総額）		54,023,632,551	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (％)
日本	投資信託受益証券	ダイワ・ジャパン・オープン（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	6,791,347,065	2.3229	15,776,216,582	2.4478	16,623,859,345	30.77
日本	投資信託受益証券	りそな日本株リサーチ戦略ファンド（適格機関投資家専用）	5,990,824,441	2.1811	13,066,652,061	2.3219	13,910,095,269	25.75
日本	投資信託受益証券	ダイワ・バリュース株・オープン（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	7,157,151,466	1.7479	12,510,037,212	1.885	13,491,230,513	24.97

日本	投資信託受益証券	りそな国内株式・高株主還元ファンド（適格機関投資家専用）	7,839,256,416	1.0013	7,850,000,000	1.0439	8,183,399,772	15.15
日本	投資信託受益証券	りそな国内株式グローバル企業ファンド（適格機関投資家専用）	1,037,207,976	1.1747	1,218,480,463	1.1487	1,191,440,802	2.21
日本	親投資信託受益証券	R M国内株式マザーファンド	226,001,002	2.1058	475,912,911	2.1193	478,963,923	0.89

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.85
親投資信託受益証券	0.89
合 計	99.73

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末（2017年 9月20日）	7,739	7,739	1.0999	1.0999
第2計算期間末（2018年 9月20日）	20,165	20,165	1.2145	1.2145
第3計算期間末（2019年 9月20日）	23,530	23,530	1.0891	1.0891
第4計算期間末（2020年 9月23日）	16,547	16,547	1.1971	1.1971
第5計算期間末（2021年 9月21日）	30,592	30,592	1.5425	1.5425
第6計算期間末（2022年 9月20日）	20,053	20,053	1.4270	1.4270
第7計算期間末（2023年 9月20日）	63,909	63,909	1.7395	1.7395
第8計算期間末（2024年 9月20日）	47,657	47,657	1.9397	1.9397
2024年 3月末日	69,337	—	2.0264	—
4月末日	51,249	—	1.9610	—
5月末日	52,102	—	2.0003	—
6月末日	53,791	—	2.0701	—
7月末日	54,082	—	2.0343	—
8月末日	48,778	—	1.9889	—
9月末日	50,693	—	2.0590	—
10月末日	52,394	—	2.0202	—
11月末日	52,847	—	2.0307	—
12月末日	55,801	—	2.1141	—
2025年 1月末日	53,810	—	2.0974	—
2月末日	53,167	—	2.0591	—
3月末日	54,023	—	2.0792	—

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	0.0000
第2期	2017年 9月21日～2018年 9月20日	0.0000
第3期	2018年 9月21日～2019年 9月20日	0.0000
第4期	2019年 9月21日～2020年 9月23日	0.0000
第5期	2020年 9月24日～2021年 9月21日	0.0000
第6期	2021年 9月22日～2022年 9月20日	0.0000
第7期	2022年 9月21日～2023年 9月20日	0.0000
第8期	2023年 9月21日～2024年 9月20日	0.0000
当中間期	2024年 9月21日～2025年 3月20日	—

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	9.99
第2期	2017年 9月21日～2018年 9月20日	10.42
第3期	2018年 9月21日～2019年 9月20日	10.33
第4期	2019年 9月21日～2020年 9月23日	9.92
第5期	2020年 9月24日～2021年 9月21日	28.85
第6期	2021年 9月22日～2022年 9月20日	7.49
第7期	2022年 9月21日～2023年 9月20日	21.90
第8期	2023年 9月21日～2024年 9月20日	11.51
当中間期	2024年 9月21日～2025年 3月20日	6.90

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	8,347,858,355	1,311,054,672
第2期	2017年 9月21日～2018年 9月20日	12,277,663,476	2,710,792,841
第3期	2018年 9月21日～2019年 9月20日	9,922,349,187	4,921,004,407
第4期	2019年 9月21日～2020年 9月23日	9,380,727,528	17,162,188,813
第5期	2020年 9月24日～2021年 9月21日	12,272,123,842	6,262,681,108
第6期	2021年 9月22日～2022年 9月20日	8,756,387,373	14,536,249,105
第7期	2022年 9月21日～2023年 9月20日	27,107,162,303	4,419,338,176
第8期	2023年 9月21日～2024年 9月20日	7,849,870,517	20,021,233,087
当中間期	2024年 9月21日～2025年 3月20日	3,629,606,532	2,246,156,666

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【ＦＷりそな先進国債券アクティブファンド】

以下の運用状況は2025年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
-------	------	---------	---------

投資信託受益証券	日本	5,351,863,031	74.87
投資証券	ルクセンブルク	1,769,796,019	24.76
親投資信託受益証券	日本	4,688,746	0.07
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	22,120,816	0.31
合計（純資産総額）		7,148,468,612	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	ブランディワイン外国債券ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	1,174,069,906	1.5516	1,821,720,914	1.5529	1,823,213,157	25.50
ルクセンブルク	投資証券	Amundi Funds US・コーポレート・ボンド	13,687.94	124,691.75	1,706,773,317	129,296	1,769,796,019	24.76
日本	投資信託受益証券	ノムラＦＯＦｓ用・海外アクティブ債券ファンド（適格機関投資家専用）	1,131,272,012	1.3188	1,492,024,475	1.3331	1,508,098,719	21.10
日本	投資信託受益証券	グローバル債券コア・ファンド（適格機関投資家専用）	938,081,843	1.4074	1,320,328,618	1.4444	1,354,965,414	18.95
日本	投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ国際 海外債券オープン（適格機関投資家限定）	506,572,602	1.2933	655,164,023	1.3139	665,585,741	9.31
日本	親投資信託受益証券	R M先進国債券マザーファンド	3,655,658	1.2884	4,709,950	1.2826	4,688,746	0.07

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	74.87
投資証券	24.76
親投資信託受益証券	0.07
合 計	99.69

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末（2017年 9月20日）	2,536	2,536	1.0413	1.0413
第2計算期間末（2018年 9月20日）	2,773	2,773	1.0190	1.0190
第3計算期間末（2019年 9月20日）	6,962	6,962	1.0426	1.0426
第4計算期間末（2020年 9月23日）	6,885	6,885	1.0987	1.0987
第5計算期間末（2021年 9月21日）	10,147	10,147	1.1381	1.1381
第6計算期間末（2022年 9月20日）	11,325	11,325	1.2013	1.2013

第7計算期間末	(2023年 9月20日)	14,761	14,761	1.2369	1.2369
第8計算期間末	(2024年 9月20日)	7,349	7,349	1.3336	1.3336
	2024年 3月末日	14,759	—	1.3318	—
	4月末日	9,054	—	1.3310	—
	5月末日	9,088	—	1.3594	—
	6月末日	9,189	—	1.4011	—
	7月末日	5,572	—	1.3668	—
	8月末日	7,377	—	1.3283	—
	9月末日	7,421	—	1.3467	—
	10月末日	8,514	—	1.3755	—
	11月末日	8,317	—	1.3579	—
	12月末日	8,429	—	1.3877	—
	2025年 1月末日	7,275	—	1.3645	—
	2月末日	7,121	—	1.3414	—
	3月末日	7,148	—	1.3575	—

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	0.0000
第2期	2017年 9月21日～2018年 9月20日	0.0000
第3期	2018年 9月21日～2019年 9月20日	0.0000
第4期	2019年 9月21日～2020年 9月23日	0.0000
第5期	2020年 9月24日～2021年 9月21日	0.0000
第6期	2021年 9月22日～2022年 9月20日	0.0000
第7期	2022年 9月21日～2023年 9月20日	0.0000
第8期	2023年 9月21日～2024年 9月20日	0.0000
当中間期	2024年 9月21日～2025年 3月20日	—

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	4.13
第2期	2017年 9月21日～2018年 9月20日	2.14
第3期	2018年 9月21日～2019年 9月20日	2.32
第4期	2019年 9月21日～2020年 9月23日	5.38
第5期	2020年 9月24日～2021年 9月21日	3.59
第6期	2021年 9月22日～2022年 9月20日	5.55
第7期	2022年 9月21日～2023年 9月20日	2.96
第8期	2023年 9月21日～2024年 9月20日	7.82
当中間期	2024年 9月21日～2025年 3月20日	1.46

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	2,905,740,787	469,470,297
第2期	2017年 9月21日～2018年 9月20日	2,790,755,365	2,505,299,364
第3期	2018年 9月21日～2019年 9月20日	6,336,838,155	2,381,006,766
第4期	2019年 9月21日～2020年 9月23日	3,946,357,120	4,356,843,282
第5期	2020年 9月24日～2021年 9月21日	4,046,628,981	1,396,983,995
第6期	2021年 9月22日～2022年 9月20日	3,437,755,313	2,926,530,335
第7期	2022年 9月21日～2023年 9月20日	9,255,388,573	6,749,080,786
第8期	2023年 9月21日～2024年 9月20日	2,796,149,823	9,219,341,202
当中間期	2024年 9月21日～2025年 3月20日	929,476,873	1,162,884,398

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【F Wりそな先進国＋新興国債券アクティブファンド】

以下の運用状況は2025年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	4,566,284,757	79.74
投資証券	ルクセンブルク	1,130,636,112	19.74
親投資信託受益証券	日本	5,546,498	0.10
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	23,762,764	0.41
合計（純資産総額）		5,726,230,131	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	ブランディワイン外国債券ファンド（F O F s用）（適格機関投資家専用）	758,550,557	1.5512	1,176,715,964	1.5529	1,177,953,159	20.57
ルクセンブルク	投資証券	Amundi Funds US・コーポレート・ボンド	8,744.55	124,808.94	1,091,398,765	129,296	1,130,636,112	19.74
日本	投資信託受益証券	ノムラF O F s用・海外アクティブ債券ファンド（適格機関投資家専用）	718,651,078	1.3192	948,072,529	1.3331	958,033,752	16.73
日本	投資信託受益証券	グローバル債券コア・ファンド（適格機関投資家専用）	597,905,848	1.4074	841,535,141	1.4444	863,615,206	15.08
日本	投資信託受益証券	エマージング債券ファンド（為替戦略型）（F o F s用）（適格機関投資家専用）	493,170,808	1.5697	774,145,505	1.5554	767,077,874	13.40
日本	投資信託受益証券	三菱UFJ国際 海外債券オープン（適格機関投資家限定）	338,978,729	1.2937	438,565,933	1.3139	445,384,152	7.78
日本	投資信託受益証券	G I M F O F s用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）	816,552,823	0.4339	354,303,903	0.4338	354,220,614	6.19
日本	親投資信託受益証券	R M新興国債券マザーファンド	3,325,434	1.3951	4,639,313	1.4147	4,704,491	0.08
日本	親投資信託受益証券	R M先進国債券マザーファンド	656,485	1.2717	834,852	1.2826	842,007	0.01

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	79.74
投資証券	19.74
親投資信託受益証券	0.10
合 計	99.59

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2017年 9月20日)	3,221	3,221	1.0567	1.0567
第2計算期間末 (2018年 9月20日)	3,670	3,670	1.0010	1.0010
第3計算期間末 (2019年 9月20日)	8,406	8,406	1.0395	1.0395
第4計算期間末 (2020年 9月23日)	7,954	7,954	1.0784	1.0784
第5計算期間末 (2021年 9月21日)	9,756	9,756	1.1255	1.1255
第6計算期間末 (2022年 9月20日)	10,214	10,214	1.1889	1.1889
第7計算期間末 (2023年 9月20日)	14,261	14,261	1.2546	1.2546
第8計算期間末 (2024年 9月20日)	5,838	5,838	1.3516	1.3516
2024年 3月末日	14,408	—	1.3473	—
4月末日	7,274	—	1.3485	—
5月末日	7,270	—	1.3788	—
6月末日	7,355	—	1.4140	—
7月末日	3,750	—	1.3792	—
8月末日	5,819	—	1.3438	—
9月末日	5,902	—	1.3689	—
10月末日	6,941	—	1.3913	—
11月末日	6,812	—	1.3716	—
12月末日	6,949	—	1.4011	—
2025年 1月末日	5,854	—	1.3830	—
2月末日	5,697	—	1.3574	—
3月末日	5,726	—	1.3718	—

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	0.0000
第2期	2017年 9月21日～2018年 9月20日	0.0000
第3期	2018年 9月21日～2019年 9月20日	0.0000

第4期	2019年 9月21日～2020年 9月23日	0.0000
第5期	2020年 9月24日～2021年 9月21日	0.0000
第6期	2021年 9月22日～2022年 9月20日	0.0000
第7期	2022年 9月21日～2023年 9月20日	0.0000
第8期	2023年 9月21日～2024年 9月20日	0.0000
当中間期	2024年 9月21日～2025年 3月20日	—

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	5.67
第2期	2017年 9月21日～2018年 9月20日	5.27
第3期	2018年 9月21日～2019年 9月20日	3.85
第4期	2019年 9月21日～2020年 9月23日	3.74
第5期	2020年 9月24日～2021年 9月21日	4.37
第6期	2021年 9月22日～2022年 9月20日	5.63
第7期	2022年 9月21日～2023年 9月20日	5.53
第8期	2023年 9月21日～2024年 9月20日	7.73
当中間期	2024年 9月21日～2025年 3月20日	1.33

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	3,594,325,719	545,317,129
第2期	2017年 9月21日～2018年 9月20日	3,982,185,879	3,364,283,377
第3期	2018年 9月21日～2019年 9月20日	7,889,166,025	3,469,351,876
第4期	2019年 9月21日～2020年 9月23日	4,888,607,382	5,598,992,065
第5期	2020年 9月24日～2021年 9月21日	3,092,025,561	1,799,754,124
第6期	2021年 9月22日～2022年 9月20日	2,592,063,325	2,668,968,585
第7期	2022年 9月21日～2023年 9月20日	10,225,980,973	7,450,214,875
第8期	2023年 9月21日～2024年 9月20日	2,892,839,693	9,940,617,336
当中間期	2024年 9月21日～2025年 3月20日	916,838,994	1,056,305,893

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【ＦＷりそな先進国株式アクティブファンド】

以下の運用状況は2025年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	41,080,264,193	98.80
親投資信託受益証券	日本	372,931,325	0.90
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	125,088,540	0.30
合計（純資産総額）		41,578,284,058	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	ダイワ／ニューメリック 外国株式戦略（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	7,726,317,806	1.215	9,388,247,694	1.2858	9,934,499,434	23.89
日本	投資信託受益証券	シュローダー先進国外国株式ファンド（適格機関投資家専用）	2,587,761,811	3.0746	7,956,332,464	3.2493	8,408,414,452	20.22
日本	投資信託受益証券	インターナショナル株式ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	3,098,968,484	2.5128	7,787,304,595	2.6216	8,124,255,777	19.54
日本	投資信託受益証券	りそな先進国厳選株式ファンド（適格機関投資家専用）	4,751,972,066	1.6293	7,742,860,088	1.6966	8,062,195,807	19.39
日本	投資信託受益証券	アライアンス・パースタイン・米国成長株投信（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）	2,032,941,973	2.7159	5,521,449,891	2.718	5,525,536,282	13.29
日本	投資信託受益証券	フィデリティ・欧州株・ファンド（適格機関投資家専用）	774,325,964	1.4025	1,086,002,846	1.3242	1,025,362,441	2.47
日本	親投資信託受益証券	R M先進国株式マザーファンド	113,563,545	3.4777	394,950,349	3.2839	372,931,325	0.90

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.80
親投資信託受益証券	0.90
合 計	99.70

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末（2017年 9月20日）	2,438	2,438	1.1012	1.1012
第2計算期間末（2018年 9月20日）	6,510	6,510	1.2109	1.2109
第3計算期間末（2019年 9月20日）	7,382	7,382	1.1633	1.1633
第4計算期間末（2020年 9月23日）	12,060	12,060	1.3737	1.3737
第5計算期間末（2021年 9月21日）	20,633	20,633	1.9092	1.9092
第6計算期間末（2022年 9月20日）	27,217	27,217	1.8825	1.8825
第7計算期間末（2023年 9月20日）	32,536	32,536	2.2497	2.2497
第8計算期間末（2024年 9月20日）	40,972	40,972	2.7593	2.7593
2024年 3月末日	35,886	—	2.7562	—
4月末日	42,038	—	2.7202	—

5月末日	44,613	—	2.8840	—
6月末日	46,802	—	3.0306	—
7月末日	41,601	—	2.8514	—
8月末日	41,140	—	2.7697	—
9月末日	42,725	—	2.8693	—
10月末日	40,481	—	3.0220	—
11月末日	40,780	—	3.0486	—
12月末日	43,275	—	3.1978	—
2025年 1月末日	44,484	—	3.1830	—
2月末日	42,785	—	3.0254	—
3月末日	41,578	—	2.9201	—

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	0.0000
第2期	2017年 9月21日～2018年 9月20日	0.0000
第3期	2018年 9月21日～2019年 9月20日	0.0000
第4期	2019年 9月21日～2020年 9月23日	0.0000
第5期	2020年 9月24日～2021年 9月21日	0.0000
第6期	2021年 9月22日～2022年 9月20日	0.0000
第7期	2022年 9月21日～2023年 9月20日	0.0000
第8期	2023年 9月21日～2024年 9月20日	0.0000
当中間期	2024年 9月21日～2025年 3月20日	—

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	10.12
第2期	2017年 9月21日～2018年 9月20日	9.96
第3期	2018年 9月21日～2019年 9月20日	3.93
第4期	2019年 9月21日～2020年 9月23日	18.09
第5期	2020年 9月24日～2021年 9月21日	38.98
第6期	2021年 9月22日～2022年 9月20日	1.40
第7期	2022年 9月21日～2023年 9月20日	19.51
第8期	2023年 9月21日～2024年 9月20日	22.65
当中間期	2024年 9月21日～2025年 3月20日	5.02

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	2,756,631,880	542,661,198
第2期	2017年 9月21日～2018年 9月20日	4,171,771,914	1,008,750,679
第3期	2018年 9月21日～2019年 9月20日	4,528,775,751	3,559,630,619

第4期	2019年 9月21日～2020年 9月23日	6,871,419,353	4,438,044,084
第5期	2020年 9月24日～2021年 9月21日	5,582,596,433	3,554,761,155
第6期	2021年 9月22日～2022年 9月20日	9,213,184,451	5,562,023,154
第7期	2022年 9月21日～2023年 9月20日	6,116,258,573	6,112,412,180
第8期	2023年 9月21日～2024年 9月20日	5,488,453,979	5,101,913,042
当中間期	2024年 9月21日～2025年 3月20日	1,633,122,018	2,257,874,234

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【F Wりそな先進国＋新興国株式アクティブファンド】

以下の運用状況は2025年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	44,583,419,013	90.21
投資証券	ルクセンブルク	4,105,007,296	8.31
親投資信託受益証券	日本	581,758,997	1.18
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	150,663,797	0.30
合計（純資産総額）		49,420,849,103	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	ダイワ／ニューメリック 外国株式戦略（F O F s 用）（適格機関投資家専用）	7,224,336,942	1.2141	8,771,500,728	1.2858	9,289,052,440	18.80
日本	投資信託受益証券	シュローダー先進国外国株式ファンド（適格機関投資家専用）	2,406,180,066	3.0783	7,407,141,275	3.2493	7,818,400,888	15.82
日本	投資信託受益証券	インターナショナル株式ファンド（F O F s 用）（適格機関投資家専用）	2,967,573,300	2.5119	7,454,317,775	2.6216	7,779,790,163	15.74
日本	投資信託受益証券	りそな先進国厳選株式ファンド（適格機関投資家専用）	4,478,578,050	1.6294	7,297,582,690	1.6966	7,598,355,519	15.37
日本	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）	1,909,475,118	2.7197	5,193,287,215	2.718	5,189,953,370	10.50
ルクセンブルク	投資証券	ロベコ・QIエマージング・マーケット・アクティブ・エクイティ	325,159.91	11,595.76	3,770,477,018	12,624.58	4,105,007,296	8.31
日本	投資信託受益証券	シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）	2,106,231,980	1.8028	3,797,120,951	1.9404	4,086,932,533	8.27
日本	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド（適格機関投資家専用）	749,787,400	2.3362	1,751,653,323	2.5889	1,941,124,599	3.93
日本	投資信託受益証券	フィデリティ・欧州株・ファンド（適格機関投資家専用）	664,408,323	1.41	936,870,647	1.3242	879,809,501	1.78
日本	親投資信託受益証券	R M先進国株式マザーファンド	164,480,894	3.3433	549,917,988	3.2839	540,138,807	1.09
日本	親投資信託受益証券	R M新興国株式マザーファンド	19,787,102	2.0382	40,330,072	2.1034	41,620,190	0.08

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
----	---------

投資信託受益証券	90.21
投資証券	8.31
親投資信託受益証券	1.18
合 計	99.70

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2017年 9月20日)	5,736	5,736	1.1342	1.1342
第2計算期間末 (2018年 9月20日)	14,951	14,951	1.2020	1.2020
第3計算期間末 (2019年 9月20日)	16,766	16,766	1.1793	1.1793
第4計算期間末 (2020年 9月23日)	21,491	21,491	1.3741	1.3741
第5計算期間末 (2021年 9月21日)	32,627	32,627	1.8582	1.8582
第6計算期間末 (2022年 9月20日)	37,165	37,165	1.8225	1.8225
第7計算期間末 (2023年 9月20日)	37,955	37,955	2.1266	2.1266
第8計算期間末 (2024年 9月20日)	48,454	48,454	2.5569	2.5569
2024年 3月末日	41,595	—	2.5560	—
4月末日	50,229	—	2.5448	—
5月末日	52,643	—	2.6907	—
6月末日	54,982	—	2.8232	—
7月末日	48,931	—	2.6571	—
8月末日	48,583	—	2.5721	—
9月末日	50,830	—	2.6787	—
10月末日	47,668	—	2.8036	—
11月末日	47,737	—	2.7973	—
12月末日	50,844	—	2.9345	—
2025年 1月末日	52,385	—	2.9164	—
2月末日	50,246	—	2.7921	—
3月末日	49,420	—	2.7204	—

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	0.0000
第2期	2017年 9月21日～2018年 9月20日	0.0000
第3期	2018年 9月21日～2019年 9月20日	0.0000
第4期	2019年 9月21日～2020年 9月23日	0.0000

第5期	2020年 9月24日～2021年 9月21日	0.0000
第6期	2021年 9月22日～2022年 9月20日	0.0000
第7期	2022年 9月21日～2023年 9月20日	0.0000
第8期	2023年 9月21日～2024年 9月20日	0.0000
当中間期	2024年 9月21日～2025年 3月20日	—

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	13.42
第2期	2017年 9月21日～2018年 9月20日	5.98
第3期	2018年 9月21日～2019年 9月20日	1.89
第4期	2019年 9月21日～2020年 9月23日	16.52
第5期	2020年 9月24日～2021年 9月21日	35.23
第6期	2021年 9月22日～2022年 9月20日	1.92
第7期	2022年 9月21日～2023年 9月20日	16.69
第8期	2023年 9月21日～2024年 9月20日	20.23
当中間期	2024年 9月21日～2025年 3月20日	5.58

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	5,863,725,500	806,083,630
第2期	2017年 9月21日～2018年 9月20日	9,188,225,003	1,807,126,251
第3期	2018年 9月21日～2019年 9月20日	7,530,019,085	5,750,513,465
第4期	2019年 9月21日～2020年 9月23日	9,110,835,945	7,688,959,892
第5期	2020年 9月24日～2021年 9月21日	7,717,304,659	5,798,966,898
第6期	2021年 9月22日～2022年 9月20日	9,852,940,515	7,019,037,309
第7期	2022年 9月21日～2023年 9月20日	4,920,277,839	7,464,419,351
第8期	2023年 9月21日～2024年 9月20日	6,961,247,440	5,858,810,169
当中間期	2024年 9月21日～2025年 3月20日	2,108,951,117	2,933,309,462

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【ＦＷりそな絶対収益アクティブファンド】

以下の運用状況は2025年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	12,165,382,121	99.26
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	91,239,593	0.74
合計（純資産総額）		12,256,621,714	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	りそな 0 - 5 年円建公社債ラダー型ファンド（適格機関投資家専用）	4,812,554,184	0.989	4,760,000,000	0.9846	4,738,440,849	38.66
日本	投資信託受益証券	りそな国内株式マーケットニュートラル（F o F s 用）（適格機関投資家専用）	2,753,475,933	0.9541	2,627,140,950	0.9553	2,630,395,558	21.46
日本	投資信託受益証券	F O F s 用 G B C A ファンド R（適格機関投資家専用）	2,372,198,345	1.0365	2,458,980,477	1.0314	2,446,685,373	19.96
日本	投資信託受益証券	スパークス・ファンド・匠（F O F s 用）（適格機関投資家専用）	1,800,512,977	0.9362	1,685,679,860	0.9902	1,782,867,949	14.55
日本	投資信託受益証券	ニッセイ・リスク抑制型バランスファンド（適格機関投資家専用）	582,247,271	1.0044	584,809,158	0.9738	566,992,392	4.63

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.26
合 計	99.26

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2017年 9月20日)	9,726	9,726	1.0089	1.0089
第2計算期間末 (2018年 9月20日)	21,365	21,365	0.9939	0.9939
第3計算期間末 (2019年 9月20日)	23,470	23,470	1.0085	1.0085
第4計算期間末 (2020年 9月23日)	26,025	26,025	0.9784	0.9784
第5計算期間末 (2021年 9月21日)	34,228	34,228	0.9641	0.9641
第6計算期間末 (2022年 9月20日)	35,327	35,327	0.9270	0.9270
第7計算期間末 (2023年 9月20日)	13,064	13,064	0.9163	0.9163
第8計算期間末 (2024年 9月20日)	11,762	11,762	0.8904	0.8904
2024年 3月末日	12,381	—	0.9183	—
4月末日	12,625	—	0.9185	—
5月末日	12,446	—	0.9182	—
6月末日	12,326	—	0.9182	—
7月末日	12,354	—	0.9135	—
8月末日	11,824	—	0.8942	—
9月末日	11,797	—	0.8927	—
10月末日	12,052	—	0.8876	—

11月末日	12,075	—	0.8902	—
12月末日	12,122	—	0.8926	—
2025年 1月末日	12,341	—	0.8920	—
2月末日	12,246	—	0.8894	—
3月末日	12,256	—	0.8903	—

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	0.0000
第2期	2017年 9月21日～2018年 9月20日	0.0000
第3期	2018年 9月21日～2019年 9月20日	0.0000
第4期	2019年 9月21日～2020年 9月23日	0.0000
第5期	2020年 9月24日～2021年 9月21日	0.0000
第6期	2021年 9月22日～2022年 9月20日	0.0000
第7期	2022年 9月21日～2023年 9月20日	0.0000
第8期	2023年 9月21日～2024年 9月20日	0.0000
当中間期	2024年 9月21日～2025年 3月20日	—

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	0.89
第2期	2017年 9月21日～2018年 9月20日	1.49
第3期	2018年 9月21日～2019年 9月20日	1.47
第4期	2019年 9月21日～2020年 9月23日	2.98
第5期	2020年 9月24日～2021年 9月21日	1.46
第6期	2021年 9月22日～2022年 9月20日	3.85
第7期	2022年 9月21日～2023年 9月20日	1.15
第8期	2023年 9月21日～2024年 9月20日	2.83
当中間期	2024年 9月21日～2025年 3月20日	0.21

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	9,887,224,469	247,117,518
第2期	2017年 9月21日～2018年 9月20日	14,117,665,849	2,261,099,383
第3期	2018年 9月21日～2019年 9月20日	5,927,308,034	4,150,900,127
第4期	2019年 9月21日～2020年 9月23日	9,146,576,318	5,820,353,522
第5期	2020年 9月24日～2021年 9月21日	12,994,955,352	4,091,503,150
第6期	2021年 9月22日～2022年 9月20日	9,000,748,724	6,395,078,814
第7期	2022年 9月21日～2023年 9月20日	2,643,057,145	26,492,638,351
第8期	2023年 9月21日～2024年 9月20日	2,775,460,901	3,824,021,717
当中間期	2024年 9月21日～2025年 3月20日	1,400,815,617	836,508,266

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【F Wりそな国内リートインデックスオープン】

以下の運用状況は2025年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	11,993,649,151	99.85
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	18,006,906	0.15
合計（純資産総額）		12,011,656,057	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (％)
日本	親投資信託受益証券	R M国内リートマザーファンド	8,431,980,562	1.4230	11,999,066,304	1.4224	11,993,649,151	99.85

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.85
合 計	99.85

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2017年 9月20日)	2,272	2,272	0.9248	0.9248
第2計算期間末 (2018年 9月20日)	3,450	3,450	1.0049	1.0049
第3計算期間末 (2019年 9月20日)	5,068	5,068	1.2668	1.2668
第4計算期間末 (2020年 9月23日)	3,930	3,930	1.0382	1.0382
第5計算期間末 (2021年 9月21日)	6,775	6,775	1.3375	1.3375
第6計算期間末 (2022年 9月20日)	7,907	7,907	1.3246	1.3246
第7計算期間末 (2023年 9月20日)	10,745	10,745	1.2794	1.2794
第8計算期間末 (2024年 9月20日)	11,166	11,166	1.2454	1.2454
2024年 3月末日	12,227	—	1.2529	—
4月末日	12,361	—	1.2655	—
5月末日	11,882	—	1.2218	—

6月末日	11,780	—	1.2144	—
7月末日	13,210	—	1.2178	—
8月末日	11,204	—	1.2516	—
9月末日	11,060	—	1.2309	—
10月末日	11,997	—	1.2029	—
11月末日	11,936	—	1.1922	—
12月末日	12,084	—	1.1923	—
2025年 1月末日	11,900	—	1.2338	—
2月末日	11,997	—	1.2406	—
3月末日	12,011	—	1.2362	—

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	0.0000
第2期	2017年 9月21日～2018年 9月20日	0.0000
第3期	2018年 9月21日～2019年 9月20日	0.0000
第4期	2019年 9月21日～2020年 9月23日	0.0000
第5期	2020年 9月24日～2021年 9月21日	0.0000
第6期	2021年 9月22日～2022年 9月20日	0.0000
第7期	2022年 9月21日～2023年 9月20日	0.0000
第8期	2023年 9月21日～2024年 9月20日	0.0000
当中間期	2024年 9月21日～2025年 3月20日	—

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	7.52
第2期	2017年 9月21日～2018年 9月20日	8.66
第3期	2018年 9月21日～2019年 9月20日	26.06
第4期	2019年 9月21日～2020年 9月23日	18.05
第5期	2020年 9月24日～2021年 9月21日	28.83
第6期	2021年 9月22日～2022年 9月20日	0.96
第7期	2022年 9月21日～2023年 9月20日	3.41
第8期	2023年 9月21日～2024年 9月20日	2.66
当中間期	2024年 9月21日～2025年 3月20日	0.55

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	2,753,426,012	296,170,588
第2期	2017年 9月21日～2018年 9月20日	2,685,923,523	1,709,765,588
第3期	2018年 9月21日～2019年 9月20日	3,305,376,702	2,737,745,683
第4期	2019年 9月21日～2020年 9月23日	2,636,186,688	2,851,597,719

第5期	2020年 9月24日～2021年 9月21日	4,768,567,487	3,488,792,843
第6期	2021年 9月22日～2022年 9月20日	2,784,660,459	1,880,444,295
第7期	2022年 9月21日～2023年 9月20日	4,554,731,596	2,125,529,012
第8期	2023年 9月21日～2024年 9月20日	4,932,637,656	4,365,152,374
当中間期	2024年 9月21日～2025年 3月20日	1,764,755,155	1,031,598,769

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【F Wりそな先進国リートインデックスオープン】

以下の運用状況は2025年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	23,342,411,531	99.85
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	34,333,242	0.15
合計（純資産総額）		23,376,744,773	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	R M先進国リートマザーファンド	13,024,445,671	1.8633	24,268,615,108	1.7922	23,342,411,531	99.85

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.85
合 計	99.85

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2017年 9月20日)	3,066	3,066	0.9965	0.9965
第2計算期間末 (2018年 9月20日)	5,339	5,339	1.0255	1.0255
第3計算期間末 (2019年 9月20日)	6,637	6,637	1.1039	1.1039
第4計算期間末 (2020年 9月23日)	7,788	7,788	0.8709	0.8709
第5計算期間末 (2021年 9月21日)	7,141	7,141	1.2510	1.2510
第6計算期間末 (2022年 9月20日)	8,854	8,854	1.4185	1.4185

第7計算期間末	(2023年 9月20日)	21,198	21,198	1.4172	1.4172
第8計算期間末	(2024年 9月20日)	24,060	24,060	1.7364	1.7364
	2024年 3月末日	23,236	—	1.5981	—
	4月末日	24,065	—	1.5697	—
	5月末日	24,346	—	1.5948	—
	6月末日	25,399	—	1.6708	—
	7月末日	25,893	—	1.6951	—
	8月末日	23,316	—	1.6862	—
	9月末日	23,993	—	1.7286	—
	10月末日	25,907	—	1.8219	—
	11月末日	25,900	—	1.8174	—
	12月末日	25,203	—	1.7522	—
	2025年 1月末日	24,128	—	1.7366	—
	2月末日	23,922	—	1.7167	—
	3月末日	23,376	—	1.6671	—

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	0.0000
第2期	2017年 9月21日～2018年 9月20日	0.0000
第3期	2018年 9月21日～2019年 9月20日	0.0000
第4期	2019年 9月21日～2020年 9月23日	0.0000
第5期	2020年 9月24日～2021年 9月21日	0.0000
第6期	2021年 9月22日～2022年 9月20日	0.0000
第7期	2022年 9月21日～2023年 9月20日	0.0000
第8期	2023年 9月21日～2024年 9月20日	0.0000
当中間期	2024年 9月21日～2025年 3月20日	—

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	0.35
第2期	2017年 9月21日～2018年 9月20日	2.91
第3期	2018年 9月21日～2019年 9月20日	7.65
第4期	2019年 9月21日～2020年 9月23日	21.11
第5期	2020年 9月24日～2021年 9月21日	43.64
第6期	2021年 9月22日～2022年 9月20日	13.39
第7期	2022年 9月21日～2023年 9月20日	0.09
第8期	2023年 9月21日～2024年 9月20日	22.52
当中間期	2024年 9月21日～2025年 3月20日	3.21

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	3,493,435,489	415,692,129
第2期	2017年 9月21日～2018年 9月20日	5,218,564,102	3,089,364,677
第3期	2018年 9月21日～2019年 9月20日	4,073,305,703	3,267,359,942
第4期	2019年 9月21日～2020年 9月23日	7,294,406,982	4,364,072,387
第5期	2020年 9月24日～2021年 9月21日	2,839,205,016	6,073,704,700
第6期	2021年 9月22日～2022年 9月20日	2,659,990,936	2,126,977,324
第7期	2022年 9月21日～2023年 9月20日	11,396,493,544	2,680,690,120
第8期	2023年 9月21日～2024年 9月20日	4,050,548,580	5,152,040,484
当中間期	2024年 9月21日～2025年 3月20日	1,456,110,680	1,315,334,998

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

R M国内リートマザーファンド

以下の運用状況は2025年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	62,967,581,850	97.92
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	1,336,368,164	2.08
合計（純資産総額）		64,303,950,014	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
不動産投信指数先物取引	買建	日本	1,267,675,500	1.97

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	37,535	123,328.19	4,629,123,775	127,400	4,781,959,000	7.44
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	33,050	108,713.86	3,592,993,181	107,300	3,546,265,000	5.51
日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	33,368	90,575.04	3,022,308,127	95,700	3,193,317,600	4.97
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	20,506	145,875.33	2,991,319,571	142,500	2,922,105,000	4.54
日本	投資証券	KDX不動産投資法人	18,003	152,282.47	2,741,541,424	147,800	2,660,843,400	4.14
日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	11,210	233,376.37	2,616,149,177	231,600	2,596,236,000	4.04
日本	投資証券	GLP投資法人	21,174	125,866.89	2,665,105,528	120,600	2,553,584,400	3.97
日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	9,597	237,583.61	2,280,089,924	236,800	2,272,569,600	3.53
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	12,822	169,513	2,173,495,800	176,200	2,259,236,400	3.51
日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	35,455	68,234.77	2,419,263,778	63,000	2,233,665,000	3.47
日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	14,228	149,016.51	2,120,207,005	148,600	2,114,280,800	3.29
日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	12,649	144,501.9	1,827,804,571	143,100	1,810,071,900	2.81
日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	23,641	72,561.42	1,715,424,702	72,500	1,713,972,500	2.67

日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人	19,337	78,993.93	1,527,505,737	79,700	1,541,158,900	2.40
日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	4,401	341,172.54	1,501,500,351	340,000	1,496,340,000	2.33
日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	14,027	101,032.21	1,417,178,889	102,900	1,443,378,300	2.24
日本	投資証券	産業ファンド投資法人	11,782	118,183.01	1,392,432,284	116,200	1,369,068,400	2.13
日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	11,110	116,172.1	1,290,672,067	108,900	1,209,879,000	1.88
日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	12,832	90,060.81	1,155,660,422	92,100	1,181,827,200	1.84
日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人	7,991	143,958.79	1,150,374,690	139,300	1,113,146,300	1.73
日本	投資証券	アクティブ・プロパティーズ投資法人	3,128	334,076.21	1,044,990,394	340,000	1,063,520,000	1.65
日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人	7,567	125,601.58	950,427,221	134,000	1,013,978,000	1.58
日本	投資証券	イオンリート投資法人	7,814	126,084.8	985,226,656	123,800	967,373,200	1.50
日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人	11,938	80,481.19	960,784,557	79,100	944,295,800	1.47
日本	投資証券	N T T都市開発リート投資法人	6,541	123,516.5	807,921,452	132,800	868,644,800	1.35
日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	3,258	274,118.43	893,077,868	264,100	860,437,800	1.34
日本	投資証券	大和証券リビング投資法人	9,504	88,909.97	845,000,380	88,700	843,004,800	1.31
日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人	5,686	139,685.96	794,254,382	143,300	814,803,800	1.27
日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人	2,638	285,440.75	752,992,700	294,900	777,946,200	1.21
日本	投資証券	森トラストリート投資法人	12,404	62,901.63	780,231,922	62,300	772,769,200	1.20

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資証券	97.92
合 計	97.92

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（％）
不動産投信指数先物取引	大阪取引所	東証REIT指数先物	買建	753	日本円	1,231,407,330	1,267,675,500	1.97

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

R M先進国リートマザーファンド

以下の運用状況は2025年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	687,517,512	0.83
	オーストラリア	48,038,443	0.06
	小計	735,555,955	0.89
投資証券	アメリカ	64,615,255,742	78.04
	カナダ	1,018,874,428	1.23
	ドイツ	26,600,388	0.03
	イタリア	9,618,727	0.01

	フランス	1,566,370,335	1.89
	オランダ	127,510,075	0.15
	スペイン	356,969,060	0.43
	ベルギー	792,457,811	0.96
	アイルランド	31,442,300	0.04
	イギリス	3,479,045,932	4.20
	オーストラリア	5,585,327,515	6.75
	ニュージーランド	64,513,668	0.08
	香港	742,170,882	0.90
	シンガポール	2,566,437,551	3.10
	韓国	136,243,250	0.16
	イスラエル	103,316,867	0.12
	ガーナ	126,040,432	0.15
	小計	81,348,194,963	98.25
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	714,831,207	0.86
合計（純資産総額）		82,798,582,125	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	702,086,112	0.85

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	—	59,987,511	0.07

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	352,929	17,668.75	6,235,817,311	16,514.48	5,828,440,324	7.04
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	232,001	20,684.95	4,798,929,474	22,939.35	5,321,954,088	6.43
アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	37,066	139,328.97	5,164,367,634	120,064.56	4,450,312,981	5.37
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	116,796	25,954.81	3,031,418,549	24,563.14	2,868,877,153	3.46
アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	333,304	8,155.80	2,718,363,402	8,464.32	2,821,194,113	3.41
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	60,013	43,755.57	2,625,903,440	44,014.20	2,641,424,329	3.19
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	120,521	26,554.59	3,200,386,670	21,246.79	2,560,684,619	3.09
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	773,602	3,496.12	2,704,608,099	2,752.38	2,129,247,678	2.57
アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	401,481	4,460.82	1,790,936,255	4,786.13	1,921,542,346	2.32
アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	80,728	22,657.11	1,829,063,480	21,749.17	1,755,767,738	2.12
アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	54,109	32,118.75	1,737,913,796	31,934.48	1,727,942,865	2.09
アメリカ	投資証券	VENTAS INC	166,509	9,235.23	1,537,750,524	10,280.99	1,711,878,230	2.07
アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	111,868	16,274.30	1,820,573,539	12,724.15	1,423,425,436	1.72
アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	130,166	10,255.47	1,334,913,553	10,672.73	1,389,227,562	1.68
アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	24,481	41,971.53	1,027,505,062	45,753.12	1,120,082,131	1.35

アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	217,026	4,616.79	1,001,964,218	5,153.95	1,118,542,108	1.35
アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	44,532	22,429.62	998,836,178	24,805.36	1,104,632,648	1.33
アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	45,621	19,088.40	870,832,160	19,474.98	888,468,063	1.07
アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	58,703	15,128.66	888,097,811	14,294.11	839,107,257	1.01
アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	258,894	3,401.36	880,593,249	3,129.45	810,196,760	0.98
アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	266,585	3,106.57	828,167,225	3,018.80	804,769,144	0.97
アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	104,539	7,236.98	756,547,232	7,535.80	787,785,833	0.95
アメリカ	投資証券	MP CAREY INC	83,380	8,359.75	697,036,317	9,374.90	781,679,496	0.94
アメリカ	投資証券	UDR INC	114,718	6,132.18	703,472,254	6,659.62	763,978,379	0.92
アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	40,648	16,716.22	679,481,224	18,286.29	743,301,360	0.90
アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	72,798	10,058.21	732,217,940	9,932.61	723,074,405	0.87
イギリス	投資証券	SEGO PLC	515,855	1,368.10	705,741,342	1,349.76	696,281,724	0.84
香港	投資証券	LINK REIT	981,200	624.64	612,902,574	702.49	689,284,169	0.83
アメリカ	投資証券	AMERICAN HOMES 4 RENT- A	120,881	5,209.05	629,676,185	5,618.96	679,225,697	0.82
アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	62,201	10,745.02	668,351,500	10,895.52	677,712,389	0.82

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	エクイティ不動産投資信託（REIT）	0.89
投資証券	—	—	98.25
合 計			99.14

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等 (各通貨)	契約額等(円)	評価額 (各通貨)	評価額(円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	DJUSRE 2506	買建	129	米ドル	4,747,960	709,914,981	4,695,600	702,086,112	0.85

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等(円)	評価額(円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	320,000.00	47,989,600	47,837,220	0.06
	オーストラリアドル	買建	70,000.00	6,577,480	6,576,591	0.01
	シンガポールドル	買建	50,000.00	5,616,050	5,573,700	0.01

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

参考情報

運用実績

FWりそな円建債券アクティブファンド

2025年3月31日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2020年9月23日	0円
2021年9月21日	0円
2022年9月20日	0円
2023年9月20日	0円
2024年9月20日	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■ 組入銘柄一覧

銘柄名	委託会社／投資運用会社	組入比率
明治安田日本債券アクティブ・ファンド(FOFs用) (適格機関投資家専用)	明治安田アセットマネジメント株式会社	25.3%
アムンディ内債アクティブ・ファンド (適格機関投資家専用)	アムンディ・ジャパン株式会社	12.0%
りそな日本債券ファンド・コア・アクティブ (適格機関投資家専用)	りそなアセットマネジメント株式会社	6.9%
ネオ・ジャパン債券ファンド(FOFs用) (適格機関投資家専用)	大和アセットマネジメント株式会社	25.4%
ネオ・ヘッジ付債券ファンド(FOFs用) (適格機関投資家専用)	大和アセットマネジメント株式会社	11.9%
キャリー・エンハンス・グローバル債券ファンド(FOFs用) (適格機関投資家専用)	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	2.8%
Oneヘッジ付外国債券アクティブファンド(FOFs用) (適格機関投資家限定)	アセットマネジメントOne株式会社	8.4%
グローバル債券アクティブオープン (為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	SB岡三アセットマネジメント株式会社	6.7%
RM国内債券マザー・ファンド	りそなアセットマネジメント株式会社	0.2%
RM先進国債券マザー・ファンド(為替ヘッジあり)	りそなアセットマネジメント株式会社	0.1%

※組入比率は当ファンドの純資産総額に対する比率であり、現金等の保有を含んでいない関係および四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移(暦年ベース)



・ファンドにベンチマークはありません。

・2017年1月5日が設定日のため、2016年以前の実績はありません。2017年は1月5日から12月末までの騰落率です。2025年は3月末までの騰落率です。

・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

2025年3月31日現在

FWりそな国内株式アクティブファンド

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2020年9月23日	0円
2021年9月21日	0円
2022年9月20日	0円
2023年9月20日	0円
2024年9月20日	0円
設定来累計	0円

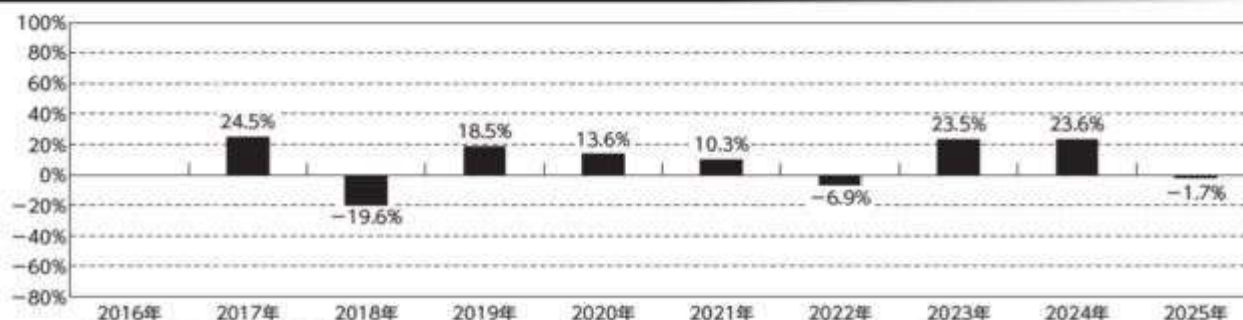
主要な資産の状況

■組入銘柄一覧

銘柄名	委託会社／投資運用会社	組入比率
ダイワ・ジャパン・オープン(FOF用) (適格機関投資家専用)	大和アセットマネジメント株式会社	30.8%
ダイワ・バリュー株・オープン(FOF用) (適格機関投資家専用)	大和アセットマネジメント株式会社	25.0%
りそな日本株リサーチ戦略ファンド (適格機関投資家専用)	アムンディ・ジャパン株式会社	25.7%
りそな国内株式グローバル企業ファンド (適格機関投資家専用)	りそなアセットマネジメント株式会社	2.2%
りそな国内株式・高株主還元ファンド (適格機関投資家専用)	りそなアセットマネジメント株式会社	15.1%
RM国内株式マザーファンド	りそなアセットマネジメント株式会社	0.9%

※組入比率は当ファンドの純資産総額に対する比率であり、現金等の保有を含んでいない関係および四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移(暦年ベース)



・ファンドにベンチマークはありません。

・2017年1月5日が設定日のため、2016年以前の実績はありません。2017年は1月5日から12月までの騰落率です。2025年は3月末までの騰落率です。

・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

FWりそな先進国債券アクティブファンド

2025年3月31日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2020年9月23日	0円
2021年9月21日	0円
2022年9月20日	0円
2023年9月20日	0円
2024年9月20日	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■組入銘柄一覧

銘柄名	委託会社／投資運用会社	組入比率
三菱UFJ国際 海外債券オープン (適格機関投資家限定)	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	9.3%
ノムラFOF用・海外アクティブ債券ファンド (適格機関投資家専用)	野村アセットマネジメント株式会社	21.1%
グローバル債券コアファンド (適格機関投資家専用)	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	19.0%
ブランディワイン外国債券ファンド(FOFs用) (適格機関投資家専用)	フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社	25.5%
Amundi Funds US・コーポレート・ボンド クラスI2 JPY*	アムンディ・アセットマネジメント・US・イング*	24.8%
RM先進国債券マザーファンド	りそなアセットマネジメント株式会社	0.1%

※組入比率は当ファンドの純資産総額に対する比率であり、現金等の保有を含んでいない関係および四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

*2025年4月1日付で投資運用会社を「ビクトリー・キャピタル・マネジメント・イング」に、2025年4月28日付でファンドの名称を「Amundi Funds US・コーポレート・ボンド・セレクト クラスI2 JPY」に変更しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



・ファンドにベンチマークはありません。

・2017年1月5日が設定日のため、2016年以前の実績はありません。2017年は1月5日から12月末までの騰落率です。2025年は3月末までの騰落率です。

・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

2025年3月31日現在

FWりそな先進国+新興国債券アクティブファンド

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2020年9月23日	0円
2021年9月21日	0円
2022年9月20日	0円
2023年9月20日	0円
2024年9月20日	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■組入銘柄一覧

銘柄名	委託会社/投資運用会社	組入比率
三菱UFJ国際 海外債券オープン (適格機関投資家限定)	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	7.8%
ノムラFODs用・海外アクティブ債券ファンド (適格機関投資家専用)	野村アセットマネジメント株式会社	16.7%
グローバル債券コア・ファンド (適格機関投資家専用)	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	15.1%
フランディワイン外国債券ファンド(FODs用) (適格機関投資家専用)	フランクリン・テンプレート・ジャパン株式会社	20.6%
Amundi Funds US・コーポレート・ボンド グラスI2 JPY*	アムンディ・アセットマネジメント・US・イング*	19.7%
GIM FODs用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF (適格機関投資家専用)	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	6.2%
エマージング債券ファンド(為替戦略型)(FODs用) (適格機関投資家専用)	SOMPOアセットマネジメント株式会社	13.4%
RM先進国債券マザーファンド	りそなアセットマネジメント株式会社	0.0%
RM新興国債券マザーファンド	りそなアセットマネジメント株式会社	0.1%

※組入比率は当ファンドの純資産総額に対する比率であり、現金等の保有を含んでいない関係および四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

*2025年4月1日付で投資運用会社を「ビクトリー・キャピタル・マネジメント・インク」に、2025年4月28日付でファンドの名称を「Amundi Funds US・コーポレート・ボンド・セレクト グラスI2 JPY」に変更しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



・ファンドにベンチマークはありません。

・2017年1月5日が設定日のため、2016年以前の実績はありません。2017年は1月5日から12月末までの騰落率です。2025年は3月末までの騰落率です。

・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

FWりそな先進国株式アクティブファンド

2025年3月31日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2020年9月23日	0円
2021年9月21日	0円
2022年9月20日	0円
2023年9月20日	0円
2024年9月20日	0円
設定来累計	0円

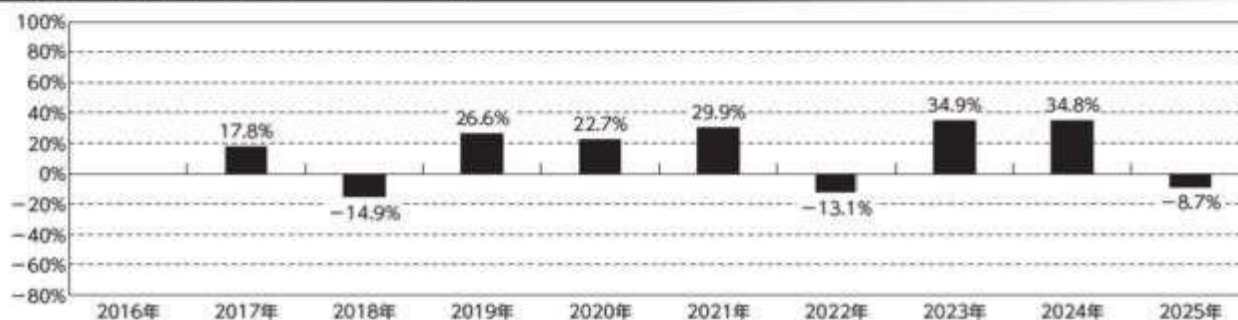
主要な資産の状況

■ 組入銘柄一覧

銘柄名	委託会社／投資運用会社	組入比率
シュローダー先進国外国株式ファンド (適格機関投資家専用)	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社	20.2%
インターナショナル株式ファンド(FOFs用) (適格機関投資家専用)	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	19.5%
アライアンス・パースタイン・米国成長株投信 (為替ヘッジなし) (適格機関投資家専用)	アライアンス・パースタイン株式会社	13.3%
フィデリティ・欧州株・ファンド (適格機関投資家専用)	フィデリティ投信株式会社	2.5%
りそな先進国厳選株式ファンド (適格機関投資家専用)	りそなアセットマネジメント株式会社	19.4%
ダイワ・ニューメリック 外国株式戦略 (FOFs用) (適格機関投資家専用)	大和アセットマネジメント株式会社	23.9%
RM先進国株式マザーファンド	りそなアセットマネジメント株式会社	0.9%

※組入比率は当ファンドの純資産総額に対する比率であり、現金等の保有を含んでいない関係および四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移(暦年ベース)



・ファンドにベンチマークはありません。

・2017年1月5日が設定日のため、2016年以前の実績はありません。2017年は1月5日から12月末までの騰落率です。2025年は3月末までの騰落率です。

・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

FWりそな先進国+新興国株式アクティブファンド

2025年3月31日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2020年9月23日	0円
2021年9月21日	0円
2022年9月20日	0円
2023年9月20日	0円
2024年9月20日	0円
設定来累計	0円

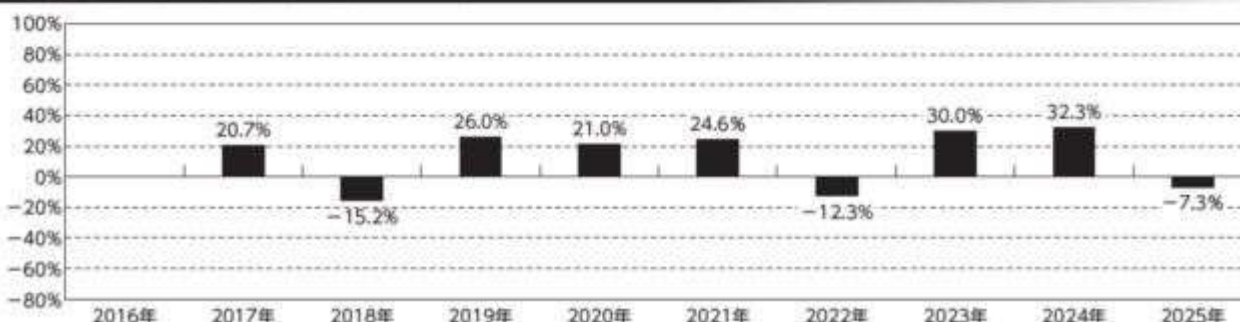
主要な資産の状況

■ 組入銘柄一覧

銘柄名	委託会社/投資運用会社	組入比率
シュローダー先進国外国株式ファンド (適格機関投資家専用)	シュローダーインベストメント・マネジメント株式会社	15.8%
インターナショナル株式ファンド(FOFs用) (適格機関投資家専用)	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	15.7%
アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 (為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)	アライアンス・バーンスタイン株式会社	10.5%
フィデリティ・欧州株・ファンド (適格機関投資家専用)	フィデリティ投信株式会社	1.8%
りそな先進国厳選株式ファンド (適格機関投資家専用)	りそなアセットマネジメント株式会社	15.4%
ダイワ・ニューメリック 外国株式戦略 (FOFs用)(適格機関投資家専用)	大和アセットマネジメント株式会社	18.8%
アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド (適格機関投資家専用)	アライアンス・バーンスタイン株式会社	3.9%
シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF (適格機関投資家専用)	シュローダーインベストメント・マネジメント株式会社	8.3%
ロベコ・QIエマージング・マーケット・ アクティブ・エクイティ クラスI JPY	ロベコインスティテュショナルアセット・マネジメントビービー	8.3%
RM先進国株式マザー・ファンド	りそなアセットマネジメント株式会社	1.1%
RM新興国株式マザー・ファンド	りそなアセットマネジメント株式会社	0.1%

※組入比率は当ファンドの純資産総額に対する比率であり、現金等の保有を含んでいない関係および四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移(暦年ベース)



・ファンドにベンチマークはありません。

・2017年1月5日が設定日のため、2016年以前の実績はありません。2017年は1月5日から12月末までの騰落率です。2025年は3月末までの騰落率です。

・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

FWりそな絶対収益アクティブファンド

2025年3月31日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2020年9月23日	0円
2021年9月21日	0円
2022年9月20日	0円
2023年9月20日	0円
2024年9月20日	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■組入銘柄一覧

銘柄名	委託会社/投資運用会社	組入比率
ニッセイ・リスク抑制型バランスファンド (適格機関投資家専用)	ニッセイアセットマネジメント株式会社	4.6%
FOFs用GBCAファンドR (適格機関投資家専用)	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	20.0%
りそな国内株式マーケットニュートラル (FoFs用) (適格機関投資家専用)	りそなアセットマネジメント株式会社	21.5%
スパークス・ファンド・匠(FoFs用) (適格機関投資家専用)	スパークス・アセット・マネジメント株式会社	14.5%
りそな0-5年円建公社債ラダー型ファンド (適格機関投資家専用)	りそなアセットマネジメント株式会社	38.7%
RMマネーマザーファンド	りそなアセットマネジメント株式会社	0.0%

※組入比率は当ファンドの純資産総額に対する比率であり、現金等の保有を含んでいない関係および四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移(暦年ベース)



・ファンドにベンチマークはありません。

・2017年1月5日が設定日のため、2016年以前の実績はありません。2017年は1月5日から12月末までの騰落率です。2025年は3月末までの騰落率です。

・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

FWりそな国内リートインデックスオープン

2025年3月31日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用（信託報酬）控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2020年9月23日	0円
2021年9月21日	0円
2022年9月20日	0円
2023年9月20日	0円
2024年9月20日	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■ポートフォリオの状況

資産	組入比率
不動産投資信託証券	97.9%
先物	2.0%
現金等	0.1%
合計	100.0%

■組入上位銘柄

	銘柄名	組入比率
1	日本ビルファンド投資法人	7.4%
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	5.5%
3	日本都市ファンド投資法人	5.0%
4	野村不動産マスターファンド投資法人	4.5%
5	KDX不動産投資法人	4.1%
6	日本プロロジスリート投資法人	4.0%
7	GLP投資法人	4.0%
8	大和ハウスリート投資法人	3.5%
9	オリックス不動産投資法人	3.5%
10	インヴィンシブル投資法人	3.5%

※組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移（暦年ベース）



・2016年は、対象インデックス（東証REIT指数（配当込み））の年間騰落率です。

・対象インデックスはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

・2017年は1月5日から12月末までの騰落率です。2025年は3月末までの騰落率です。

・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

FWりそな先進国リートインデックスオープン

2025年3月31日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2020年9月23日	0円
2021年9月21日	0円
2022年9月20日	0円
2023年9月20日	0円
2024年9月20日	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■ポートフォリオの状況

資産	組入比率
不動産投資信託証券	99.1%
先物	0.8%
現金等	0.0%
合計	100.0%

■国・地域別配分

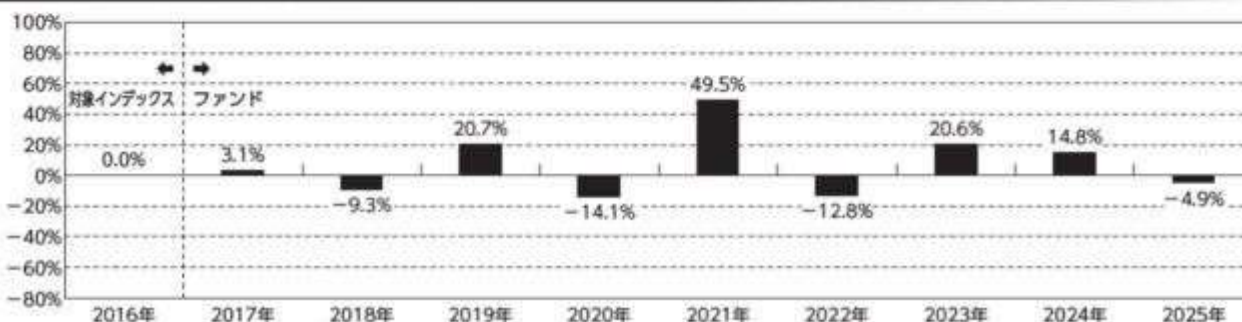
国・地域	組入比率
アメリカ	78.9%
オーストラリア	6.8%
イギリス	4.2%
シンガポール	3.0%
フランス	1.9%
その他	5.2%
合計	100.0%

■組入上位銘柄

	銘柄名	国・地域	組入比率
1	PROLOGIS INC	アメリカ	7.0%
2	WELLTOWER INC	アメリカ	6.4%
3	EQUINIX INC	アメリカ	5.4%
4	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	3.5%
5	REALTY INCOME CORP	アメリカ	3.4%
6	PUBLIC STORAGE	アメリカ	3.2%
7	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ	3.1%
8	GOODMAN GROUP	オーストラリア	2.6%
9	VICI PROPERTIES INC	アメリカ	2.3%
10	EXTRA SPACE STORAGE INC	アメリカ	2.1%

※組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
 ※国・地域は発行国もしくは投資国を表示しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



・2016年は、対象インデックス(S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース))の年間騰落率です。
 ・対象インデックスはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
 ・2017年は1月5日から12月末までの騰落率です。2025年は3月末までの騰落率です。
 ・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)＞と＜分配金受取りコース(一般コース)＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

- < 分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>
 収益分配金を自動的に再投資するコースです。
 < 分配金受取りコース（一般コース）>
 収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

- (3) 申込みの受付
 販売会社の営業日に受け付けます。
- (4) 取扱時間
 原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
 なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
 販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込不可日
 販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
 < F Wリそな円建債券アクティブファンド>
 < F Wリそな先進国債券アクティブファンド>
 < F Wリそな先進国 + 新興国債券アクティブファンド>
 < F Wリそな先進国株式アクティブファンド>
 < F Wリそな絶対収益アクティブファンド>
 ・ニューヨークの銀行の休業日
 ・ニューヨーク証券取引所の休業日
 ・ロンドンの銀行の休業日
 ・ロンドン証券取引所の休業日
 < F Wリそな先進国 + 新興国株式アクティブファンド>
 ・ニューヨークの銀行の休業日
 ・ニューヨーク証券取引所の休業日
 ・ロンドンの銀行の休業日
 ・ロンドン証券取引所の休業日
 ・香港の銀行の休業日
 ・香港証券取引所の休業日
 < F Wリそな先進国リートインデックスオープン>
 ・ニューヨークの銀行の休業日
 ・ニューヨーク証券取引所の休業日
 ・ロンドンの銀行の休業日
 ・ロンドン証券取引所の休業日
 ・シドニーの銀行の休業日
 ・オーストラリア証券取引所の休業日
- (6) 申込金額
 F Wリそな円建債券アクティブファンド：取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。
 F Wリそな国内株式アクティブファンド：取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。
 F Wリそな先進国債券アクティブファンド：取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。
 F Wリそな先進国 + 新興国債券アクティブファンド：取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。
 F Wリそな先進国株式アクティブファンド：取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。
 F Wリそな絶対収益アクティブファンド：取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。
 F Wリそな国内リートインデックスオープン：取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。
 F Wリそな先進国リートインデックスオープン：取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。
- (7) 申込単位
 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (8) 申込代金の支払い
 取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
- (9) 受付の中止および取消
 委託会社は、金融商品取引所^{*}における取引の停止、外国為替取引の停止（「国内株アクティブ」および「国内リートインデックスオープン」を除きます。）、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
^{*} 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 解約の受付
 販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間
 原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
 なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
 販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

< F W I りそな円建債券アクティブファンド >
 < F W I りそな先進国債券アクティブファンド >
 < F W I りそな先進国 + 新興国債券アクティブファンド >
 < F W I りそな先進国株式アクティブファンド >
 < F W I りそな絶対収益アクティブファンド >

・ニューヨークの銀行の休業日
 ・ニューヨーク証券取引所の休業日
 ・ロンドンの銀行の休業日
 ・ロンドン証券取引所の休業日

< F W I りそな先進国 + 新興国株式アクティブファンド >

・ニューヨークの銀行の休業日
 ・ニューヨーク証券取引所の休業日
 ・ロンドンの銀行の休業日
 ・ロンドン証券取引所の休業日

・香港の銀行の休業日
 ・香港証券取引所の休業日

< F W I りそな先進国リートインデックスオープン >

・ニューヨークの銀行の休業日
 ・ニューヨーク証券取引所の休業日
 ・ロンドンの銀行の休業日
 ・ロンドン証券取引所の休業日
 ・シドニーの銀行の休業日

・オーストラリア証券取引所の休業日

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

F W I りそな円建債券アクティブファンド：解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

F W I りそな国内株式アクティブファンド：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

F W I りそな先進国債券アクティブファンド：解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

F W I りそな先進国 + 新興国債券アクティブファンド：解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

F W I りそな先進国株式アクティブファンド：解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

F W I りそな先進国 + 新興国株式アクティブファンド：解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

F W I りそな絶対収益アクティブファンド：解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

F W I りそな国内リートインデックスオープン：解約請求受付日の基準価額とします。

F W I りそな先進国リートインデックスオープン：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

りそなアセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-223351

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ アドレス：<https://www.resona-am.co.jp/>

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

F W I りそな円建債券アクティブファンド：原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

F W I りそな国内株式アクティブファンド：原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

F W I りそな先進国債券アクティブファンド：原則として、解約請求受付日から起算して8営業日目からお支払いします。

F W I りそな先進国 + 新興国債券アクティブファンド：原則として、解約請求受付日から起算して8営業日目からお支払いします。

F W I りそな先進国株式アクティブファンド：原則として、解約請求受付日から起算して8営業日目からお支払いします。

F W I りそな先進国 + 新興国株式アクティブファンド：原則として、解約請求受付日から起算して8営業日目からお支払いします。

F W I りそな絶対収益アクティブファンド：原則として、解約請求受付日から起算して8営業日目からお支払いします。

F W I りそな国内リートインデックスオープン：原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目か

からお支払いします。

FWりそな先進国リートインデックスオープン：原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止（「国内株アクティブ」および「国内リートインデックスオープン」を除きます。）、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

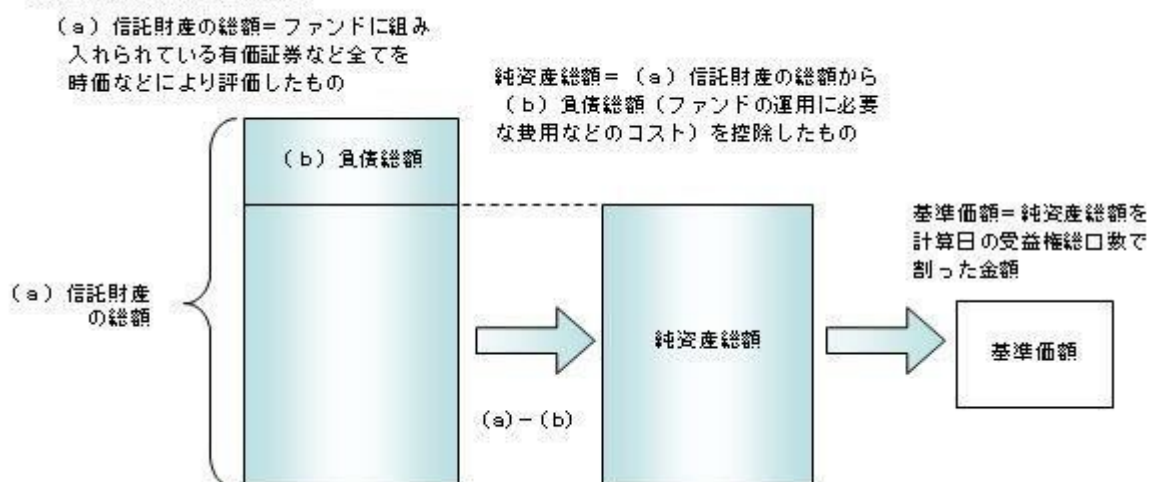
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

国内上場不動産投信

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

海外上場不動産投信

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

りそなアセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-223351

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ アドレス：<https://www.resona-am.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします（2017年1月5日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年9月21日から翌年9月20日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

信託の終了（繰上償還）

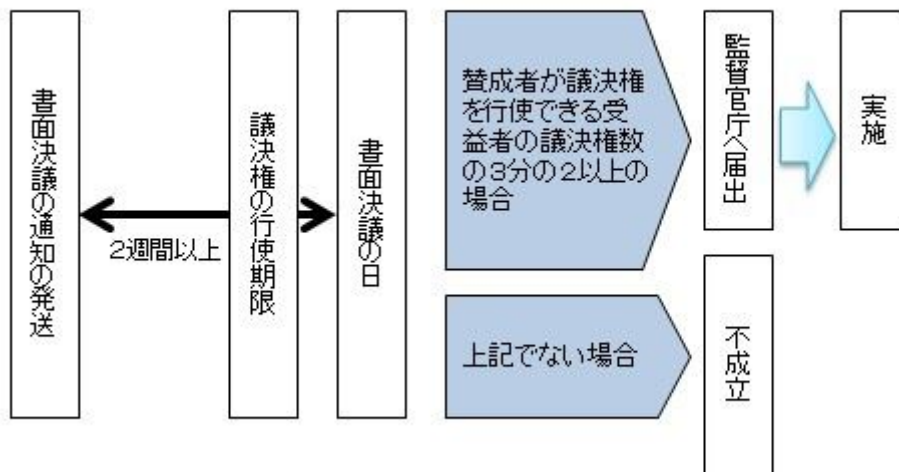
- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 各ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
 - 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
 - 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
 - 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

 - ・ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。
 - ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更など
 - 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
 - 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものと併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
 - 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。
- 書面決議
- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
 - 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
 - 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。
 - 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
 - 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
 - 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

＜書面決議の主な流れ＞



公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス <https://www.resona-am.co.jp/>

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス <https://www.resona-am.co.jp/>

関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社との投資顧問契約は、当ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

- ・受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

FWりそな円建債券アクティブファンド
FWりそな国内株式アクティブファンド
FWりそな先進国債券アクティブファンド
FWりそな先進国+新興国債券アクティブファンド
FWりそな先進国株式アクティブファンド
FWりそな先進国+新興国株式アクティブファンド
FWりそな絶対収益アクティブファンド
FWりそな国内リートインデックスオープン
FWりそな先進国リートインデックスオープン

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間(2023年 9月21日から2024年 9月20日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【ＦＷりそな円建債券アクティブファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第7期 2023年 9月20日現在	第8期 2024年 9月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,003,500,155	492,602,593
投資信託受益証券	129,763,304,125	126,212,238,517
親投資信託受益証券	1,422,777,006	368,276,543
未収利息	-	1,484
流動資産合計	132,189,581,286	127,073,119,137
資産合計	132,189,581,286	127,073,119,137
負債の部		
流動負債		
未払解約金	458,205,382	110,050,812
未払受託者報酬	16,209,072	16,548,385
未払委託者報酬	194,508,769	198,580,548
未払利息	2,721	-
その他未払費用	3,954,914	4,037,723
流動負債合計	672,880,858	329,217,468
負債合計	672,880,858	329,217,468
純資産の部		
元本等		
元本	147,695,389,026	142,488,206,457
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	16,178,688,598	15,744,304,788
（分配準備積立金）	1,677,079,012	1,234,408,565
元本等合計	131,516,700,428	126,743,901,669
純資産合計	131,516,700,428	126,743,901,669
負債純資産合計	132,189,581,286	127,073,119,137

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
営業収益		
受取利息	-	130,905
有価証券売買等損益	6,800,089,883	478,433,929
営業収益合計	6,800,089,883	478,564,834
営業費用		
支払利息	1,887,365	525,314
受託者報酬	41,377,699	33,628,198
委託者報酬	496,532,277	403,538,242
その他費用	10,114,366	8,242,622
営業費用合計	549,911,707	445,934,376
営業利益又は営業損失（ ）	7,350,001,590	32,630,458
経常利益又は経常損失（ ）	7,350,001,590	32,630,458
当期純利益又は当期純損失（ ）	7,350,001,590	32,630,458
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,041,986,633	59,334,975
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	13,638,519,156	16,178,688,598
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,481,114,861	4,636,388,990
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,481,114,861	4,636,388,990
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,713,269,346	4,293,970,613
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,713,269,346	4,293,970,613
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	16,178,688,598	15,744,304,788

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

第7期 2023年 9月20日現在	第8期 2024年 9月20日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	1. 投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 206,767,261,951円	期首元本額 147,695,389,026円
期中追加設定元本額 52,930,700,593円	期中追加設定元本額 36,979,177,057円
期中一部解約元本額 112,002,573,518円	期中一部解約元本額 42,186,359,626円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 147,695,389,026口	2. 計算期間の末日における受益権の総数 142,488,206,457口
3. 元本の欠損	3. 元本の欠損
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 16,178,688,598円	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 15,744,304,788円
4. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 0.8905円	4. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 0.8895円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (8,905円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (8,895円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 0円	A 費用控除後の配当等収益額 2,788,404円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C 収益調整金額 7,976,606,832円	C 収益調整金額 8,081,944,227円
D 分配準備積立金額 1,677,079,012円	D 分配準備積立金額 1,231,620,161円
E 当ファンドの分配対象収益額 9,653,685,844円	E 当ファンドの分配対象収益額 9,316,352,792円
(E=A+B+C+D)	(E=A+B+C+D)
F 当ファンドの期末残存口数 147,695,389,026口	F 当ファンドの期末残存口数 142,488,206,457口
G 10,000口当たり収益分配対象額 653円	G 10,000口当たり収益分配対象額 653円
(G=E/F × 10,000)	(G=E/F × 10,000)
H 10,000口当たり分配金額 0円	H 10,000口当たり分配金額 0円
I 収益分配金金額(I=F × H/10,000) 0円	I 収益分配金金額(I=F × H/10,000) 0円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、金利変動リスク、投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

金融商品の時価等に関する事項

第7期 2023年 9月20日現在	第8期 2024年 9月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	2.時価の算定方法 投資信託受益証券 同左
親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	親投資信託受益証券 同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
	計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	4,850,993,809	1,048,672,614
親投資信託受益証券	29,525,834	5,027,856
合計	4,880,519,643	1,053,700,470

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	りそな日本債券ファンド・コア・アクティブ （適格機関投資家専用）	9,455,401,126	8,790,686,426	
	ネオ・ヘッジ付債券ファンド（ＦＯＦｓ用） （適格機関投資家専用）	15,963,500,728	15,243,546,845	
	ネオ・ジャパン債券ファンド（ＦＯＦｓ用） （適格機関投資家専用）	31,914,516,693	33,341,095,589	
	グローバル債券アクティブオープン（為替ヘッジあり） （適格機関投資家専用）	10,871,614,675	10,388,914,983	
	明治安田日本債券アクティブ・ファンド（ＦＯＦｓ用） （適格機関投資家専用）	31,511,713,682	33,323,637,218	
	Oneヘッジ付外国債券アクティブファンド （ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	13,060,940,960	10,405,651,662	
	アムンディ円債アクティブ・ファンド（適格機関投資家専用）	13,649,030,057	12,984,322,293	

	キャリーエンハンスト・グローバル債券ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	1,835,714,968	1,734,383,501	
投資信託受益証券合計		128,262,432,889	126,212,238,517	
親投資信託受益証券	R M国内債券マザーファンド	123,524,046	121,424,137	
	R M先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）	286,604,443	246,852,406	
親投資信託受益証券合計		410,128,489	368,276,543	
合計			126,580,515,060	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ＦＷりそな国内株式アクティブファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第7期 2023年 9月20日現在	第8期 2024年 9月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	449,669,093	249,721,122
投資信託受益証券	63,536,120,575	47,229,191,665
親投資信託受益証券	177,959,360	308,083,106
未収利息	-	752
流動資産合計	64,163,749,028	47,786,996,645
資産合計	64,163,749,028	47,786,996,645
負債の部		
流動負債		
未払解約金	160,820,042	33,062,789
未払受託者報酬	7,061,728	7,252,234
未払委託者報酬	84,740,738	87,026,779
未払利息	1,219	-
その他未払費用	1,722,974	1,769,457
流動負債合計	254,346,701	129,111,259
負債合計	254,346,701	129,111,259
純資産の部		
元本等		
元本	36,740,962,942	24,569,600,372
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	27,168,439,385	23,088,285,014
（分配準備積立金）	10,723,672,440	9,533,002,772
元本等合計	63,909,402,327	47,657,885,386
純資産合計	63,909,402,327	47,657,885,386
負債純資産合計	64,163,749,028	47,786,996,645

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
営業収益		
受取配当金	57,076,180	189,620,192
受取利息	-	71,787
有価証券売買等損益	9,767,244,132	7,560,194,836
営業収益合計	9,824,320,312	7,749,886,815
営業費用		
支払利息	310,747	258,140
受託者報酬	9,744,151	15,960,324
委託者報酬	116,929,778	191,523,771
その他費用	2,382,181	3,913,953
営業費用合計	129,366,857	211,656,188
営業利益又は営業損失（ ）	9,694,953,455	7,538,230,627
経常利益又は経常損失（ ）	9,694,953,455	7,538,230,627
当期純利益又は当期純損失（ ）	9,694,953,455	7,538,230,627
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	476,688,470	3,590,503,800
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	6,000,493,220	27,168,439,385
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,958,821,347	6,970,854,649
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,958,821,347	6,970,854,649
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,009,140,167	14,998,735,847
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,009,140,167	14,998,735,847
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	27,168,439,385	23,088,285,014

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第7期 2023年 9月20日現在	第8期 2024年 9月20日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況 期首元本額 14,053,138,815円 期中追加設定元本額 27,107,162,303円 期中一部解約元本額 4,419,338,176円	1. 投資信託財産に係る元本の状況 期首元本額 36,740,962,942円 期中追加設定元本額 7,849,870,517円 期中一部解約元本額 20,021,233,087円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 36,740,962,942口	2. 計算期間の末日における受益権の総数 24,569,600,372口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.7395円 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (17,395円)	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.9397円 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (19,397円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
分配金の計算過程 A 費用控除後の配当等収益額 64,363,987円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 8,253,638,213円 C 収益調整金額 16,444,766,945円 D 分配準備積立金額 2,405,670,240円 E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 27,168,439,385円 F 当ファンドの期末残存口数 36,740,962,942口 G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 7,394円 H 10,000口当たり分配金額 0円 I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0円	分配金の計算過程 A 費用控除後の配当等収益額 162,314,395円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 3,785,412,432円 C 収益調整金額 13,555,282,242円 D 分配準備積立金額 5,585,275,945円 E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 23,088,285,014円 F 当ファンドの期末残存口数 24,569,600,372口 G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 9,397円 H 10,000口当たり分配金額 0円 I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、株価変動リスク、投資信託受益証券の価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

金融商品の時価等に関する事項

第7期 2023年 9月20日現在	第8期 2024年 9月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	2.時価の算定方法 投資信託受益証券 同左
親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	親投資信託受益証券 同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
	計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	9,525,751,990	4,572,432,917
親投資信託受益証券	14,489,465	607,377
合計	9,540,241,455	4,571,825,540

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	りそな国内株式リサーチαファンド（適格機関投資家専用）	1,283,364,673	2,266,678,685	
	りそな国内株式グローバル企業ファンド（適格機関投資家専用）	1,966,515,983	2,311,246,234	
	ダイワ・ジャパン・オープン（ＦＯＦｓ用） （適格機関投資家専用）	6,557,639,059	15,192,082,407	
	ダイワ・バリュー株・オープン（ＦＯＦｓ用） （適格機関投資家専用）	7,279,540,338	12,675,135,636	
	りそな日本株リサーチ戦略ファンド（適格機関投資家専用）	6,804,459,292	14,784,048,703	
投資信託受益証券合計		23,891,519,345	47,229,191,665	
親投資信託受益証券	R M国内株式マザーファンド	149,576,689	308,083,106	
親投資信託受益証券合計		149,576,689	308,083,106	

合計		47,537,274,771	
----	--	----------------	--

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ＦＷりそな先進国債券アクティブファンド】

(１) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 2023年 9月20日現在	第8期 2024年 9月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	97,404,129	34,946,882
投資信託受益証券	13,216,282,785	5,468,525,397
投資証券	1,403,208,667	1,849,688,128
親投資信託受益証券	21,620,554	5,337,225
未収入金	118,999,923	22,000,000
未収利息	-	105
流動資産合計	14,857,516,058	7,380,497,737
資産合計	14,857,516,058	7,380,497,737
負債の部		
流動負債		
未払解約金	65,188,877	15,822,994
未払受託者報酬	2,302,590	1,153,269
未払委託者報酬	27,631,036	13,839,134
未払利息	264	-
その他未払費用	561,734	281,298
流動負債合計	95,684,501	31,096,695
負債合計	95,684,501	31,096,695
純資産の部		
元本等		
元本	11,934,249,469	5,511,058,090
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,827,582,088	1,838,342,952
（ 分配準備積立金 ）	1,232,098,890	698,799,015
元本等合計	14,761,831,557	7,349,401,042
純資産合計	14,761,831,557	7,349,401,042
負債純資産合計	14,857,516,058	7,380,497,737

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
営業収益		
受取利息	-	29,196
有価証券売買等損益	984,512,519	1,221,338,898
営業収益合計	984,512,519	1,221,368,094
営業費用		
支払利息	166,366	47,648
受託者報酬	3,745,193	3,155,006
委託者報酬	44,942,180	37,859,957
その他費用	915,587	774,539
営業費用合計	49,769,326	41,837,150
営業利益又は営業損失（ ）	934,743,193	1,179,530,944
経常利益又は経常損失（ ）	934,743,193	1,179,530,944
当期純利益又は当期純損失（ ）	934,743,193	1,179,530,944
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	296,166,902	845,592,213
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,897,434,191	2,827,582,088
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,545,675,242	908,420,842
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,545,675,242	908,420,842
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,254,103,636	2,231,598,709
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,254,103,636	2,231,598,709
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,827,582,088	1,838,342,952

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

第7期 2023年 9月20日現在	第8期 2024年 9月20日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	1. 投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 9,427,941,682円	期首元本額 11,934,249,469円
期中追加設定元本額 9,255,388,573円	期中追加設定元本額 2,796,149,823円
期中一部解約元本額 6,749,080,786円	期中一部解約元本額 9,219,341,202円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 11,934,249,469口	2. 計算期間の末日における受益権の総数 5,511,058,090口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.2369円	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.3336円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (12,369円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (13,336円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 1,504,005円	A 費用控除後の配当等収益額 502,855円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 637,072,286円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 333,435,876円
C 収益調整金額 1,874,230,438円	C 収益調整金額 1,139,543,937円
D 分配準備積立金額 593,522,599円	D 分配準備積立金額 364,860,284円
E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 3,106,329,328円	E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 1,838,342,952円
F 当ファンドの期末残存口数 11,934,249,469口	F 当ファンドの期末残存口数 5,511,058,090口
G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 2,602円	G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 3,335円
H 10,000口当たり分配金額 0円	H 10,000口当たり分配金額 0円
I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0円	I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、金利変動リスク、投資信託受益証券の価格変動リスク、投資証券の価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

金融商品の時価等に関する事項

第7期 2023年 9月20日現在	第8期 2024年 9月20日現在
----------------------	----------------------

1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2.時価の算定方法 投資信託受益証券、投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2.時価の算定方法 投資信託受益証券、投資証券 同左 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左 3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
---	---

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
	計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	657,528,546	262,001,678
投資証券	81,468,135	42,289,789
親投資信託受益証券	626,895	85,165
合計	739,623,576	304,206,302

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ノムラ F O F s 用・海外アクティブ債券ファンド（適格機関投資家専用）	1,027,601,483	1,352,323,551	
	三菱 U F J 国際 海外債券オープン（適格機関投資家限定）	764,351,163	986,318,740	
	グローバル債券コア・ファンド（適格機関投資家専用）	859,474,895	1,205,671,382	
	ブランディワイン外国債券ファンド（ F O F s 用）（適格機関投資家専用）	1,241,747,370	1,924,211,724	
投資信託受益証券合計		3,893,174,911	5,468,525,397	
投資証券	Amundi Funds US・コーポレート・ボンド	14,885.029	1,849,688,128	
投資証券合計		14,885.029	1,849,688,128	

親投資信託受益証券	R M先進国債券マザーファンド	4,258,198	5,337,225	
親投資信託受益証券合計		4,258,198	5,337,225	
合計			7,323,550,750	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ＦＷりそな先進国＋新興国債券アクティブファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第7期 2023年 9月20日現在	第8期 2024年 9月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	108,337,014	25,113,168
投資信託受益証券	13,036,240,200	4,637,394,691
投資証券	1,131,598,197	1,166,243,925
親投資信託受益証券	78,230,870	25,085,572
未収入金	-	7,000,000
未収利息	-	75
流動資産合計	14,354,406,281	5,860,837,431
資産合計	14,354,406,281	5,860,837,431
負債の部		
流動負債		
未払解約金	63,109,409	9,999,496
未払受託者報酬	2,270,828	926,094
未払委託者報酬	27,249,825	11,113,109
未払利息	293	-
その他未払費用	553,994	225,877
流動負債合計	93,184,349	22,264,576
負債合計	93,184,349	22,264,576
純資産の部		
元本等		
元本	11,367,472,833	4,319,695,190
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,893,749,099	1,518,877,665
（分配準備積立金）	1,418,486,756	510,836,413
元本等合計	14,261,221,932	5,838,572,855
純資産合計	14,261,221,932	5,838,572,855
負債純資産合計	14,354,406,281	5,860,837,431

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
営業収益		
受取配当金	47,270,933	69,567,248
受取利息	-	27,899
有価証券売買等損益	1,350,678,627	1,085,155,183
営業収益合計	1,397,949,560	1,154,750,330
営業費用		
支払利息	171,061	48,267
受託者報酬	3,576,017	2,878,919
委託者報酬	42,912,026	34,546,983
その他費用	874,458	706,014
営業費用合計	47,533,562	38,180,183
営業利益又は営業損失（ ）	1,350,415,998	1,116,570,147
経常利益又は経常損失（ ）	1,350,415,998	1,116,570,147
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,350,415,998	1,116,570,147
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	489,190,150	898,355,659
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,622,673,157	2,893,749,099
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,746,314,340	987,776,559
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,746,314,340	987,776,559
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,336,464,246	2,580,862,481
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,336,464,246	2,580,862,481
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,893,749,099	1,518,877,665

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第7期 2023年 9月20日現在	第8期 2024年 9月20日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況 期首元本額 8,591,706,735円 期中追加設定元本額 10,225,980,973円 期中一部解約元本額 7,450,214,875円	1. 投資信託財産に係る元本の状況 期首元本額 11,367,472,833円 期中追加設定元本額 2,892,839,693円 期中一部解約元本額 9,940,617,336円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 11,367,472,833口	2. 計算期間の末日における受益権の総数 4,319,695,190口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.2546円 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (12,546円)	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.3516円 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (13,516円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 38,840,429円	A 費用控除後の配当等収益額 23,164,854円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 822,385,419円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 195,049,634円
C 収益調整金額 1,848,118,876円	C 収益調整金額 1,008,041,252円
D 分配準備積立金額 557,260,908円	D 分配準備積立金額 292,621,925円
E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 3,266,605,632円	E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 1,518,877,665円
F 当ファンドの期末残存口数 11,367,472,833口	F 当ファンドの期末残存口数 4,319,695,190口
G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 2,873円	G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 3,516円
H 10,000口当たり分配金額 0円	H 10,000口当たり分配金額 0円
I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0円	I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、金利変動リスク、投資信託受益証券の価格変動リスク、投資証券の価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

金融商品の時価等に関する事項

第7期 2023年 9月20日現在	第8期 2024年 9月20日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2.時価の算定方法 投資信託受益証券、投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	2.時価の算定方法 投資信託受益証券、投資証券 同左
親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	親投資信託受益証券 同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
	計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	889,427,813	153,706,057
投資証券	68,639,514	40,659,428
親投資信託受益証券	3,590,394	363,176
合計	961,657,721	194,002,309

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ノムラＦＯＦｓ用・海外アクティブ債券ファンド（適格機関投資家専用）	659,479,553	867,875,091	
	三菱ＵＦＪ国際 海外債券オープン（適格機関投資家限定）	483,011,677	623,278,268	
	GIM FOFs用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）	812,872,608	351,648,690	
	グローバル債券コア・ファンド（適格機関投資家専用）	541,867,800	760,132,149	

	エマージング債券ファンド（為替戦略型）（F O F s 用）（適格機関投資家専用）	513,830,946	806,097,988	
	ブランディワイン外国債券ファンド（F O F s 用）（適格機関投資家専用）	792,696,506	1,228,362,505	
投資信託受益証券合計		3,803,759,090	4,637,394,691	
投資証券	Amundi Funds US・コーポレート・ボンド	9,385.136	1,166,243,925	
投資証券合計		9,385.136	1,166,243,925	
親投資信託受益証券	R M先進国債券マザーファンド	14,743,263	18,479,205	
	R M新興国債券マザーファンド	4,746,636	6,606,367	
親投資信託受益証券合計		19,489,899	25,085,572	
合計			5,828,724,188	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ＦＷりそな先進国株式アクティブファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第7期 2023年 9月20日現在	第8期 2024年 9月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	323,518,911	196,636,628
投資信託受益証券	32,285,613,296	40,729,419,854
親投資信託受益証券	137,146,448	160,514,650
未収利息	-	592
流動資産合計	32,746,278,655	41,086,571,724
資産合計	32,746,278,655	41,086,571,724
負債の部		
流動負債		
未払解約金	151,368,789	38,165,649
未払受託者報酬	4,420,356	5,755,221
未払委託者報酬	53,044,233	69,062,544
未払利息	877	-
その他未払費用	1,078,486	1,404,196
流動負債合計	209,912,741	114,387,610
負債合計	209,912,741	114,387,610
純資産の部		
元本等		
元本	14,462,355,286	14,848,896,223
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	18,074,010,628	26,123,287,891
（分配準備積立金）	7,127,684,009	10,514,183,631
元本等合計	32,536,365,914	40,972,184,114
純資産合計	32,536,365,914	40,972,184,114
負債純資産合計	32,746,278,655	41,086,571,724

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
営業収益		
受取配当金	147,815,460	340,324,402
受取利息	-	57,949
有価証券売買等損益	5,810,442,162	7,237,754,062
営業収益合計	5,958,257,622	7,578,136,413
営業費用		
支払利息	276,140	196,439
受託者報酬	8,106,248	10,417,597
委託者報酬	97,274,940	125,011,129
その他費用	1,982,433	2,552,874
営業費用合計	107,639,761	138,178,039
営業利益又は営業損失（ ）	5,850,617,861	7,439,958,374
経常利益又は経常損失（ ）	5,850,617,861	7,439,958,374
当期純利益又は当期純損失（ ）	5,850,617,861	7,439,958,374
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	896,198,414	1,918,368,567
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	12,758,971,546	18,074,010,628
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,788,168,924	9,145,736,445
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,788,168,924	9,145,736,445
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,427,549,289	6,618,048,989
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,427,549,289	6,618,048,989
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	18,074,010,628	26,123,287,891

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第7期 2023年 9月20日現在	第8期 2024年 9月20日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	1. 投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 14,458,508,893円	期首元本額 14,462,355,286円
期中追加設定元本額 6,116,258,573円	期中追加設定元本額 5,488,453,979円
期中一部解約元本額 6,112,412,180円	期中一部解約元本額 5,101,913,042円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 14,462,355,286口	2. 計算期間の末日における受益権の総数 14,848,896,223口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 2.2497円	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 2.7593円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (22,497円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (27,593円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 115,621,430円	A 費用控除後の配当等収益額 258,538,602円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 4,809,216,802円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 5,263,051,205円
C 収益調整金額 10,946,326,619円	C 収益調整金額 15,609,104,260円
D 分配準備積立金額 2,202,845,777円	D 分配準備積立金額 4,992,593,824円
E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 18,074,010,628円	E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 26,123,287,891円
F 当ファンドの期末残存口数 14,462,355,286口	F 当ファンドの期末残存口数 14,848,896,223口
G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 12,497円	G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 17,592円
H 10,000口当たり分配金額 0円	H 10,000口当たり分配金額 0円
I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0円	I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、株価変動リスク、リートの価格変動リスク、投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

金融商品の時価等に関する事項

第7期 2023年 9月20日現在	第8期 2024年 9月20日現在
----------------------	----------------------

1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2.時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2.時価の算定方法 投資信託受益証券 同左 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左 3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
--	--

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
	計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	5,186,450,062	6,105,740,957
親投資信託受益証券	6,481,969	6,567,671
合計	5,192,932,031	6,099,173,286

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	りそな先進国厳選株式ファンド（適格機関投資家専用）	5,112,998,952	8,279,990,502	
	ダイワ/ニューメリック 外国株式戦略（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	7,044,773,547	8,304,379,057	
	シュローダー先進国外国株式ファンド（適格機関投資家専用）	3,559,742,549	10,944,784,441	
	インターナショナル株式ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	3,202,131,080	7,998,923,437	
	フィデリティ・欧州株・ファンド（適格機関投資家専用）	697,553,599	992,828,037	
	アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）	1,624,093,845	4,208,514,380	
投資信託受益証券合計		21,241,293,572	40,729,419,854	

親投資信託受益証券	R M先進国株式マザーファンド	50,705,917	160,514,650	
親投資信託受益証券合計		50,705,917	160,514,650	
合計			40,889,934,504	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ＦＷりそな先進国＋新興国株式アクティブファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第7期 2023年 9月20日現在	第8期 2024年 9月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	250,980,522	272,976,716
投資信託受益証券	37,399,951,461	44,534,350,173
投資証券	-	3,231,393,435
親投資信託受益証券	490,742,533	549,630,368
未収利息	-	822
流動資産合計	38,141,674,516	48,588,351,514
資産合計	38,141,674,516	48,588,351,514
負債の部		
流動負債		
未払解約金	116,968,331	44,428,351
未払受託者報酬	5,210,634	6,784,056
未払委託者報酬	62,527,529	81,408,625
未払利息	680	-
その他未払費用	1,271,293	1,655,231
流動負債合計	185,978,467	134,276,263
負債合計	185,978,467	134,276,263
純資産の部		
元本等		
元本	17,848,221,750	18,950,659,021
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	20,107,474,299	29,503,416,230
（分配準備積立金）	8,807,777,612	12,154,227,153
元本等合計	37,955,696,049	48,454,075,251
純資産合計	37,955,696,049	48,454,075,251
負債純資産合計	38,141,674,516	48,588,351,514

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
営業収益		
受取配当金	163,819,730	311,307,923
受取利息	-	72,830
有価証券売買等損益	6,008,681,334	7,640,406,754
営業収益合計	6,172,501,064	7,951,787,507
営業費用		
支払利息	279,126	223,023
受託者報酬	10,222,065	12,140,229
委託者報酬	122,664,635	145,682,634
その他費用	2,499,451	2,973,295
営業費用合計	135,665,277	161,019,181
営業利益又は営業損失（ ）	6,036,835,787	7,790,768,326
経常利益又は経常損失（ ）	6,036,835,787	7,790,768,326
当期純利益又は当期純損失（ ）	6,036,835,787	7,790,768,326
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	815,189,717	1,988,508,899
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	16,773,463,679	20,107,474,299
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,248,805,729	10,459,362,230
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,248,805,729	10,459,362,230
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,136,441,179	6,865,679,726
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,136,441,179	6,865,679,726
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	20,107,474,299	29,503,416,230

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

第7期 2023年 9月20日現在	第8期 2024年 9月20日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	1. 投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 20,392,363,262円	期首元本額 17,848,221,750円
期中追加設定元本額 4,920,277,839円	期中追加設定元本額 6,961,247,440円
期中一部解約元本額 7,464,419,351円	期中一部解約元本額 5,858,810,169円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 17,848,221,750口	2. 計算期間の末日における受益権の総数 18,950,659,021口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 2.1266円	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 2.5569円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (21,266円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (25,569円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 144,009,241円	A 費用控除後の配当等収益額 248,906,081円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 4,902,007,422円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 5,553,353,346円
C 収益調整金額 11,299,696,687円	C 収益調整金額 17,349,189,077円
D 分配準備積立金額 3,761,760,949円	D 分配準備積立金額 6,351,967,726円
E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 20,107,474,299円	E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 29,503,416,230円
F 当ファンドの期末残存口数 17,848,221,750口	F 当ファンドの期末残存口数 18,950,659,021口
G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 11,265円	G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 15,568円
H 10,000口当たり分配金額 0円	H 10,000口当たり分配金額 0円
I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0円	I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、株価変動リスク、リートの価格変動リスク、投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、株価変動リスク、リートの価格変動リスク、投資信託受益証券の価格変動リスク、投資証券の価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制 運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

金融商品の時価等に関する事項

第7期 2023年 9月20日現在	第8期 2024年 9月20日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2.時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2.時価の算定方法 投資信託受益証券、投資証券 同左 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左 3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
	計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	5,417,571,454	6,160,747,259
投資証券	-	263,015,322
親投資信託受益証券	34,061,532	75,251
合計	5,451,632,986	6,423,837,832

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	りそな先進国厳選株式ファンド（適格機関投資家専用）	4,843,728,592	7,843,934,081	
	ダイワ/ニューメリック 外国株式戦略（F O F s 用）（適格機関投資家専用）	6,635,736,469	7,822,206,149	
	シュローダー先進国外国株式ファンド（適格機関投資家専用）	3,355,717,748	10,317,489,788	
	シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）	2,093,486,762	3,741,270,192	

	インターナショナル株式ファンド（ F O F s 用 ）（ 適格機関投資家専用 ）	3,031,191,328	7,571,915,937	
	フィデリティ・欧州株・ファンド（ 適格機関投資家専用 ）	646,814,840	920,611,561	
	アライアンス・パースタイン・エマージング成長株ファンド（ 適格機関投資家専用 ）	1,000,899,744	2,338,301,981	
	アライアンス・パースタイン・米国成長株投信（ 為替ヘッジなし ）（ 適格機関投資家専用 ）	1,535,376,253	3,978,620,484	
投資信託受益証券合計		23,142,951,736	44,534,350,173	
投資証券	ロベコ・Q I エマージング・マーケット・アクティブ・エクイティ	284,854.8515	3,231,393,435	
投資証券合計		284,854.8515	3,231,393,435	
親投資信託受益証券	R M 先進国株式マザーファンド	111,725,198	353,677,286	
	R M 新興国株式マザーファンド	99,970,962	195,953,082	
親投資信託受益証券合計		211,696,160	549,630,368	
合計			48,315,373,976	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ＦＷりそな絶対収益アクティブファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第7期 2023年 9月20日現在	第8期 2024年 9月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	104,330,359	65,124,569
投資信託受益証券	13,030,303,043	11,734,353,086
未収利息	-	196
流動資産合計	13,134,633,402	11,799,477,851
資産合計	13,134,633,402	11,799,477,851
負債の部		
流動負債		
未払解約金	42,597,237	14,461,992
未払受託者報酬	2,046,107	1,686,644
未払委託者報酬	24,553,235	20,239,633
未払利息	282	-
その他未払費用	499,159	411,447
流動負債合計	69,696,020	36,799,716
負債合計	69,696,020	36,799,716
純資産の部		
元本等		
元本	14,258,845,026	13,210,284,210
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,193,907,644	1,447,606,075
（分配準備積立金）	24,829,901	18,750,739
元本等合計	13,064,937,382	11,762,678,135
純資産合計	13,064,937,382	11,762,678,135
負債純資産合計	13,134,633,402	11,799,477,851

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
営業収益		
受取利息	-	21,083
有価証券売買等損益	320,216,599	309,049,578
営業収益合計	320,216,599	309,028,495
営業費用		
支払利息	480,303	65,208
受託者報酬	6,594,060	3,406,639
委託者報酬	79,128,541	40,879,512
その他費用	1,613,151	835,487
営業費用合計	87,816,055	45,186,846
営業利益又は営業損失（ ）	408,032,654	354,215,341
経常利益又は経常損失（ ）	408,032,654	354,215,341
当期純利益又は当期純損失（ ）	408,032,654	354,215,341
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	269,629,795	22,191,131
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,780,736,506	1,193,907,644
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,941,730,451	321,817,849
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,941,730,451	321,817,849
剰余金減少額又は欠損金増加額	216,498,730	243,492,070
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	216,498,730	243,492,070
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,193,907,644	1,447,606,075

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

第7期 2023年 9月20日現在	第8期 2024年 9月20日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況 期首元本額 38,108,426,232円 期中追加設定元本額 2,643,057,145円 期中一部解約元本額 26,492,638,351円	1. 投資信託財産に係る元本の状況 期首元本額 14,258,845,026円 期中追加設定元本額 2,775,460,901円 期中一部解約元本額 3,824,021,717円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 14,258,845,026口	2. 計算期間の末日における受益権の総数 13,210,284,210口
3. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 1,193,907,644円	3. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 1,447,606,075円
4. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 0.9163円 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (9,163円)	4. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 0.8904円 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (8,904円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 0円	A 費用控除後の配当等収益額 0円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C 収益調整金額 167,292,168円	C 収益調整金額 159,232,869円
D 分配準備積立金額 24,829,901円	D 分配準備積立金額 18,750,739円
E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 192,122,069円	E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 177,983,608円
F 当ファンドの期末残存口数 14,258,845,026口	F 当ファンドの期末残存口数 13,210,284,210口
G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 134円	G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 134円
H 10,000口当たり分配金額 0円	H 10,000口当たり分配金額 0円
I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0円	I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、投資信託受益証券の価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

金融商品の時価等に関する事項

第7期 2023年 9月20日現在	第8期 2024年 9月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	2.時価の算定方法 投資信託受益証券 同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
	計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	58,573,977	311,938,237
合計	58,573,977	311,938,237

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	りそな国内株式マーケットニュートラル（ＦｏＦｓ用）（適格機関投資家専用）	2,947,117,418	2,812,139,440	
	ニッセイ・リスク抑制型バランスファンド（適格機関投資家専用）	3,006,187,026	3,019,414,248	
	ＦＯＦｓ用ＧＢＣＡファンドＲ（適格機関投資家専用）	4,074,130,500	4,223,243,676	
	スパークス・ファンド・匠（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	1,796,508,421	1,679,555,722	
合計		11,823,943,365	11,734,353,086	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【F Wりそな国内リートインデックスオープン】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 2023年 9月20日現在	第8期 2024年 9月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	46,136,268	46,835,235
親投資信託受益証券	10,729,357,264	11,149,679,056
未収入金	13,200,000	700,000
未収利息	-	141
流動資産合計	10,788,693,532	11,197,214,432
資産合計	10,788,693,532	11,197,214,432
負債の部		
流動負債		
未払解約金	28,401,556	10,840,159
未払受託者報酬	1,463,929	1,963,871
未払委託者報酬	13,175,240	17,674,776
未払利息	125	-
その他未払費用	297,561	399,235
流動負債合計	43,338,411	30,878,041
負債合計	43,338,411	30,878,041
純資産の部		
元本等		
元本	8,398,826,739	8,966,312,021
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,346,528,382	2,200,024,370
（ 分配準備積立金 ）	986,131,109	1,080,486,336
元本等合計	10,745,355,121	11,166,336,391
純資産合計	10,745,355,121	11,166,336,391
負債純資産合計	10,788,693,532	11,197,214,432

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
営業収益		
受取利息	-	8,387
有価証券売買等損益	129,615,918	322,778,208
営業収益合計	129,615,918	322,769,821
営業費用		
支払利息	25,546	20,319
受託者報酬	2,670,249	3,723,699
委託者報酬	24,032,094	33,513,142
その他費用	543,470	758,480
営業費用合計	27,271,359	38,015,640
営業利益又は営業損失（ ）	156,887,277	360,785,461
経常利益又は経常損失（ ）	156,887,277	360,785,461
当期純利益又は当期純損失（ ）	156,887,277	360,785,461
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	130,916,072	224,938,325
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,937,501,525	2,346,528,382
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,090,534,867	1,154,971,403
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,090,534,867	1,154,971,403
剰余金減少額又は欠損金増加額	655,536,805	1,165,628,279
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	655,536,805	1,165,628,279
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,346,528,382	2,200,024,370

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---------------------------------------

（貸借対照表に関する注記）

第7期 2023年 9月20日現在	第8期 2024年 9月20日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	1. 投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 5,969,624,155円	期首元本額 8,398,826,739円
期中追加設定元本額 4,554,731,596円	期中追加設定元本額 4,932,637,656円
期中一部解約元本額 2,125,529,012円	期中一部解約元本額 4,365,152,374円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 8,398,826,739口	2. 計算期間の末日における受益権の総数 8,966,312,021口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.2794円	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.2454円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (12,794円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (12,454円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 309,254,534円	A 費用控除後の配当等収益額 458,660,452円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C 収益調整金額 3,736,870,436円	C 収益調整金額 4,422,424,197円
D 分配準備積立金額 676,876,575円	D 分配準備積立金額 621,825,884円
E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 4,723,001,545円	E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 5,502,910,533円
F 当ファンドの期末残存口数 8,398,826,739口	F 当ファンドの期末残存口数 8,966,312,021口
G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 5,623円	G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 6,137円
H 10,000口当たり分配金額 0円	H 10,000口当たり分配金額 0円
I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0円	I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、リートの価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

金融商品の時価等に関する事項

第7期 2023年 9月20日現在	第8期 2024年 9月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券	2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
---	---

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
	計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	3,662,897	125,496,249
合計	3,662,897	125,496,249

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	R M国内リートマザーファンド	7,794,797,998	11,149,679,056	
合計		7,794,797,998	11,149,679,056	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【F Wりそな先進国リートインデックスオープン】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 2023年 9月20日現在	第8期 2024年 9月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	99,426,898	102,403,508
親投資信託受益証券	21,167,585,026	24,025,035,128
未収入金	19,600,000	-
未収利息	-	308
流動資産合計	21,286,611,924	24,127,438,944
資産合計	21,286,611,924	24,127,438,944
負債の部		
流動負債		
未払解約金	44,679,563	13,248,094
未払受託者報酬	3,227,991	3,991,425
未払委託者報酬	39,811,751	49,227,598
未払利息	269	-
その他未払費用	656,266	811,512
流動負債合計	88,375,840	67,278,629
負債合計	88,375,840	67,278,629
純資産の部		
元本等		
元本	14,957,540,493	13,856,048,589
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	6,240,695,591	10,204,111,726
（ 分配準備積立金 ）	2,553,075,052	5,770,134,756
元本等合計	21,198,236,084	24,060,160,315
純資産合計	21,198,236,084	24,060,160,315
負債純資産合計	21,286,611,924	24,127,438,944

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
営業収益		
受取利息	-	17,667
有価証券売買等損益	1,451,902,846	4,795,250,102
営業収益合計	1,451,902,846	4,795,267,769
営業費用		
支払利息	43,887	38,096
受託者報酬	4,663,754	7,573,327
委託者報酬	57,519,440	93,404,321
その他費用	949,316	1,542,420
営業費用合計	63,176,397	102,558,164
営業利益又は営業損失（ ）	1,388,726,449	4,692,709,605
経常利益又は経常損失（ ）	1,388,726,449	4,692,709,605
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,388,726,449	4,692,709,605
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	92,557,266	724,136,542
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,612,473,837	6,240,695,591
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,272,199,582	2,213,516,307
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,272,199,582	2,213,516,307
剰余金減少額又は欠損金増加額	940,147,011	2,218,673,235
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	940,147,011	2,218,673,235
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	6,240,695,591	10,204,111,726

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---------------------------------------

（貸借対照表に関する注記）

第7期 2023年 9月20日現在	第8期 2024年 9月20日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	1. 投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 6,241,737,069円	期首元本額 14,957,540,493円
期中追加設定元本額 11,396,493,544円	期中追加設定元本額 4,050,548,580円
期中一部解約元本額 2,680,690,120円	期中一部解約元本額 5,152,040,484円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 14,957,540,493口	2. 計算期間の末日における受益権の総数 13,856,048,589口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.4172円	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.7364円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (14,172円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (17,364円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 537,145,475円	A 費用控除後の配当等収益額 821,126,054円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 759,023,708円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 3,147,447,009円
C 収益調整金額 6,129,055,364円	C 収益調整金額 6,250,735,345円
D 分配準備積立金額 1,256,905,869円	D 分配準備積立金額 1,801,561,693円
E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 8,682,130,416円	E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 12,020,870,101円
F 当ファンドの期末残存口数 14,957,540,493口	F 当ファンドの期末残存口数 13,856,048,589口
G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 5,804円	G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 8,675円
H 10,000口当たり分配金額 0円	H 10,000口当たり分配金額 0円
I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0円	I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、株価変動リスク、リートの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

金融商品の時価等に関する事項

第7期 2023年 9月20日現在	第8期 2024年 9月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券	2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
---	---

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第7期 自 2022年 9月21日 至 2023年 9月20日	第8期 自 2023年 9月21日 至 2024年 9月20日
	計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,385,148,335	4,290,226,872
合計	1,385,148,335	4,290,226,872

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	R M先進国リートマザーファンド	12,899,347,720	24,025,035,128	
合計		12,899,347,720	24,025,035,128	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「FWりそな国内リートインデックスオープン」は「RM国内リートマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査意見の対象外となっております。

「FWりそな先進国リートインデックスオープン」は「RM先進国リートマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査意見の対象外となっております。

R M国内リートマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2024年 9月20日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	367,760,024
投資証券	60,589,876,900
未収入金	280,662,236
未収配当金	785,872,893
未収利息	1,108
前払金	10,123,000
差入委託証拠金	65,847,707
流動資産合計	62,100,143,868
資産合計	62,100,143,868
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	10,375,780
未払金	447,600
未払解約金	1,482,800
流動負債合計	12,306,180
負債合計	12,306,180
純資産の部	
元本等	
元本	43,407,148,412
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	18,680,689,276
元本等合計	62,087,837,688
純資産合計	62,087,837,688
負債純資産合計	62,100,143,868

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 派生商品取引等損益 原則として、約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

2024年 9月20日現在

1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年 9月21日
期首元本額	30,783,771,742円
期中追加設定元本額	30,010,954,184円
期中一部解約元本額	17,387,577,514円
期末元本額	43,407,148,412円
期末元本の内訳	
りそなラップ型ファンド(安定型)	985,355,739円
りそなラップ型ファンド(安定成長型)	1,724,572,180円
りそなラップ型ファンド(成長型)	2,319,322,871円
DCりそな グローバルバランス	33,859,014円
つみたてバランスファンド	3,891,409,124円

りそなターゲット・イヤー・ファンド2030	322,886,294円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040	285,569,726円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050	202,332,466円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035	111,242,785円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045	76,838,027円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055	47,742,584円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060	115,556,770円
埼玉りそな・グローバルバランス・プラスESG	124,390,620円
九州SDGs・グローバルバランス	53,237,683円
りそな国内リートインデックス（ラップ専用）	4,724,196,264円
ラップ型ファンド・プラスESG（安定型）	13,222,176円
ラップ型ファンド・プラスESG（安定成長型）	217,186,764円
ラップ型ファンド・プラスESG（成長型）	256,803,020円
りそな つみたてラップ型ファンド（安定型）	81,548,372円
りそな つみたてラップ型ファンド（安定成長型）	83,745,065円
りそな つみたてラップ型ファンド（成長型）	93,263,743円
りそな つみたてリスクコントロールファンド	13,862,802円
ターゲットリターンバランスファンド（目標2%）	1,965,690円
ターゲットリターンバランスファンド（目標3%）	1,649,211円
ターゲットリターンバランスファンド（目標4%）	7,050,903円
ターゲットリターンバランスファンド（目標5%）	3,302,523円
ターゲットリターンバランスファンド（目標6%）	8,442,093円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065	1,385,431円
りそなJリートインデックス（年1回決算型）	92,634,461円
りそなJリートインデックス（年4回決算型）	115,355,622円
FWりそな国内リートインデックスオープン	7,794,797,998円
FWりそな国内リートインデックスファンド	7,801,967,401円
Smart-i Jリートインデックス	3,574,647,722円
Smart-i 8資産バランス 安定型	94,333,976円
Smart-i 8資産バランス 安定成長型	324,914,018円
Smart-i 8資産バランス 成長型	511,601,549円
J-REITインデックスファンド（適格機関投資家専用）	5,515,741,938円
りそなDAAファンド（適格機関投資家専用）	171,004,873円
りそなVIグローバル・バランスファンド（安定型）（適格機関投資家専用）	1,957,397円
りそなVIグローバル・バランスファンド（安定成長型）（適格機関投資家専用）	9,418,173円
りそなVIグローバル・バランスファンド（成長型）（適格機関投資家専用）	29,919,535円
りそなマルチアセットファンド（適格機関投資家専用）	20,094,799円
りそなDAAファンド（適格機関投資家専用）	45,144,359円
りそなマルチアセットファンド（適格機関投資家専用）	251,477,265円
J-REITインデックスファンド202102（適格機関投資家専用）	130,958,734円
りそなDAAファンド202205（適格機関投資家専用）	352,259,510円
りそなFT グローバルリートファンド202307（適格機関投資家専用）	495,348,866円
りそなマルチアセットファンド202310（適格機関投資家専用）	202,462,645円
りそなマルチアセットファンド202403（適格機関投資家専用）	69,167,631円
2. 計算日における受益権の総数	43,407,148,412口
3. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.4304円
(10,000口当たり純資産額)	(14,304円)

（注） は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

2024年 9月20日現在	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、リートの価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 デリバティブ取引等を行った場合は、信託約款に記載した目的で取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	

運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。

また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。

金融商品の時価等に関する事項

2024年 9月20日現在

- 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 時価の算定方法
投資証券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
デリバティブ取引
（その他の注記）の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

2024年 9月20日現在

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	2024年 9月20日現在
	損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	1,276,137,099
合計	1,276,137,099

（注）損益に含まれた評価差額は、親投資信託受益証券の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

2 デリバティブ取引に関する注記

（投資証券関連）

（2024年 9月20日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	不動産投信指数先物取引				
	買建	1,049,699,780	-	1,039,324,000	10,375,780
合計		1,049,699,780	-	1,039,324,000	10,375,780

（注）時価の算定方法

先物取引

国内先物取引について

先物取引の評価においては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	エスコンジャパンリート投資法人	1,323	162,199,800	
	サンケイリアルエステート投資法人	1,915	157,221,500	
	S O S i L A 物流リート投資法人	2,983	346,028,000	
	東海道リート投資法人	1,021	117,312,900	
	日本アコモデーションファンド投資法人	2,065	1,323,665,000	
	森ヒルズリート投資法人	7,031	881,687,400	
	産業ファンド投資法人	10,948	1,325,802,800	
	アドバンス・レジデンス投資法人	5,876	1,909,700,000	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人	2,906	947,356,000	
	G L P 投資法人	20,085	2,705,449,500	
	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	3,028	990,156,000	
	日本プロロジスリート投資法人	10,416	2,702,952,000	
	星野リゾート・リート投資法人	1,264	617,464,000	
	O n e リート投資法人	1,043	257,516,700	
	イオンリート投資法人	7,335	980,689,500	
	ヒューリックリート投資法人	5,284	736,589,600	
	日本リート投資法人	1,942	611,730,000	
	積水ハウス・リート投資法人	17,968	1,410,488,000	
	トーセイ・リート投資法人	1,300	177,580,000	
	ヘルスケア&メディカル投資法人	1,474	177,617,000	
	サムティ・レジデンシャル投資法人	1,629	163,877,400	
	野村不動産マスターファンド投資法人	19,336	2,863,661,600	
	いちごホテルリート投資法人	990	128,403,000	
	ラサールロジポート投資法人	7,660	1,103,040,000	
	スターアジア不動産投資法人	11,019	591,720,300	
	マリモ地方創生リート投資法人	1,086	128,256,600	
	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	2,493	1,071,990,000	
	日本ホテル&レジデンシャル投資法人	965	70,059,000	
	投資法人みらい	8,234	362,296,000	
	三菱地所物流リート投資法人	2,065	773,342,500	
	C R E ロジスティクスファンド投資法人	2,574	392,020,200	
	ザイマックス・リート投資法人	1,024	119,500,800	
	タカラレーベン不動産投資法人	3,905	347,935,500	
	アドバンス・ロジスティクス投資法人	2,620	321,736,000	
	日本ビルファンド投資法人	6,975	4,666,275,000	
	ジャパンリアルエステイト投資法人	6,142	3,617,638,000	
	日本都市ファンド投資法人	30,124	3,024,449,600	
	オリックス不動産投資法人	11,914	1,832,373,200	
	日本プライムリアルティ投資法人	4,089	1,451,595,000	
	N T T 都市開発リート投資法人	6,078	702,616,800	
	東急リアル・エステート投資法人	4,009	626,205,800	

グローバル・ワン不動産投資法人	4,415	445,473,500	
ユナイテッド・アーバン投資法人	13,375	1,880,525,000	
森トラストリート投資法人	11,525	762,955,000	
インヴィンシブル投資法人	32,944	1,999,700,800	
フロンティア不動産投資法人	2,219	957,498,500	
平和不動産リート投資法人	4,384	578,249,600	
日本ロジスティクスファンド投資法人	4,017	1,120,743,000	
福岡リート投資法人	3,374	499,014,600	
KDX不動産投資法人	16,728	2,564,402,400	
いちごオフィスリート投資法人	4,363	359,511,200	
大和証券オフィス投資法人	2,477	760,439,000	
阪急阪神リート投資法人	2,851	361,791,900	
スターツプロシード投資法人	1,036	200,051,600	
大和ハウスリート投資法人	8,967	2,123,385,600	
ジャパン・ホテル・リート投資法人	21,967	1,555,263,600	
大和証券リビング投資法人	8,831	890,164,800	
ジャパンエクセレント投資法人	5,134	632,508,800	
合計	390,745	60,589,876,900	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表（その他の注記）の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

R M先進国リートマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

2024年 9月20日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	273,174,332
コール・ローン	11,318,283
株式	575,787,321
投資証券	72,914,391,268
派生商品評価勘定	13,753
未収入金	831,705,750
未収配当金	228,520,198
未収利息	34
流動資産合計	74,834,910,939
資産合計	74,834,910,939
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	44,377
未払金	44,385,846
未払解約金	8,556,600
流動負債合計	52,986,823
負債合計	52,986,823
純資産の部	

2024年 9月20日現在

元本等	
元本	40,151,115,008
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	34,630,809,108
元本等合計	74,781,924,116
純資産合計	74,781,924,116
負債純資産合計	74,834,910,939

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 配当株式 原則として、配当落ち日において、その数量に相当する券面総額又は発行価額を計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	為替予約取引による為替差損益 原則として、約定日基準で計上しております。 外貨建取引等の処理基準 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（貸借対照表に関する注記）

2024年 9月20日現在

1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年 9月21日
期首元本額	41,578,409,948円
期中追加設定元本額	17,155,115,566円
期中一部解約元本額	18,582,410,506円
期末元本額	40,151,115,008円
期末元本の内訳	
りそなラップ型ファンド（安定型）	793,581,052円
りそなラップ型ファンド（安定成長型）	1,410,807,055円
りそなラップ型ファンド（成長型）	2,656,409,361円
DCりそな グローバルバランス	26,383,100円
つみたてバランスファンド	1,502,188,859円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2030	548,059,349円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040	463,670,682円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050	327,211,926円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035	176,506,304円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045	122,506,392円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055	71,816,625円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060	184,911,979円
埼玉りそな・グローバルバランス・プラスESG	207,646,297円
九州SDGs・グローバルバランス	84,250,565円
ラップ型ファンド・プラスESG（安定型）	10,664,234円
ラップ型ファンド・プラスESG（安定成長型）	226,887,645円
ラップ型ファンド・プラスESG（成長型）	261,014,500円
りそな つみたてラップ型ファンド（安定型）	65,599,582円
りそな つみたてラップ型ファンド（安定成長型）	74,105,084円
りそな つみたてラップ型ファンド（成長型）	106,941,937円
りそな つみたてリスクコントロールファンド	4,089,512円
ターゲットリターンバランスファンド（目標2%）	3,080,774円

ターゲットリターンバランスファンド（目標3％）	2,563,081円
ターゲットリターンバランスファンド（目標4％）	10,910,011円
ターゲットリターンバランスファンド（目標5％）	5,132,206円
ターゲットリターンバランスファンド（目標6％）	13,080,459円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065	2,178,730円
FWりそな先進国リートインデックスオープン	12,899,347,720円
FWりそな先進国リートインデックスファンド	12,289,381,296円
Smart-i 先進国リートインデックス	3,413,129,817円
Smart-i 8資産バランス 安定型	150,596,184円
Smart-i 8資産バランス 安定成長型	527,039,526円
Smart-i 8資産バランス 成長型	785,476,120円
りそなDAAファンド（適格機関投資家専用）	125,243,649円
りそなVIGローバル・バランスファンド（安定型）（適格機関投資家専用）	1,575,774円
りそなVIGローバル・バランスファンド（安定成長型）（適格機関投資家専用）	4,524,413円
りそなVIGローバル・バランスファンド（成長型）（適格機関投資家専用）	82,937,968円
りそなマルチアセットファンド（適格機関投資家専用）	15,601,242円
りそなDAAファンド（適格機関投資家専用）	72,461,898円
りそなDAAファンド202205（適格機関投資家専用）	258,008,728円
りそなFT グローバルリートファンド202307（適格機関投資家専用）	163,593,372円
2. 計算日における受益権の総数	40,151,115,008口
3. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.8625円
(10,000口当たり純資産額)	(18,625円)

（注） は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

2024年 9月20日現在	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、株価変動リスク、リートの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 デリバティブ取引等を行った場合は、信託約款に記載した目的で取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。

金融商品の時価等に関する事項

2024年 9月20日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	株式、投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 デリバティブ取引 （その他の注記）の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

2024年 9月20日現在
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	2024年 9月20日現在
	損益に含まれた評価差額（円）
株式	47,130,590
投資証券	10,197,237,305
合計	10,244,367,895

(注) 損益に含まれた評価差額は、親投資信託受益証券の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

2 デリバティブ取引に関する注記

(通貨関連)

(2024年 9月20日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	103,572,424	-	103,584,102	11,678
	米ドル	54,214,410	-	54,218,400	3,990
	ユーロ	49,358,014	-	49,365,702	7,688
	売建	283,667,228	-	283,709,530	42,302
	カナダドル	33,658,880	-	33,663,904	5,024
	英ポンド	13,260,492	-	13,262,312	1,820
	オーストラリアドル	80,605,284	-	80,603,209	2,075
	ニュージーランドドル	119,216,182	-	119,244,456	28,274
	香港ドル	11,532,780	-	11,536,749	3,969
	シンガポールドル	25,393,610	-	25,398,900	5,290
合計		387,239,652	-	387,293,632	30,624

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	AMERICOLD REALTY TRUST INC	86,540	28.63	2,477,640.20	
	BROADSTONE NET LEASE INC-A	62,767	18.76	1,177,508.92	
米ドル 小計		149,307		3,655,149.12 (521,809,088)	

オーストラリアドル	CENTURIA CAPITAL GROUP	271,005	2.05	555,560.25	
オーストラリアドル 小計		271,005		555,560.25 (53,978,233)	
合 計		420,312		575,787,321 (575,787,321)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	ACADIA REALTY TRUST	34,398	780,146.64	
		AGREE REALTY CORP	33,246	2,464,525.98	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	24,201	479,421.81	
		ALEXANDER'S INC	705	173,712.00	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	51,531	6,298,118.82	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	3,951	72,461.34	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	15,659	428,586.83	
		AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	21,760	552,921.60	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	104,238	4,150,757.16	
		APARTMENT INVT & MGMT CO -A	44,319	411,723.51	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	73,853	1,121,088.54	
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES IN	22,150	271,337.50	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	47,039	10,844,841.45	
		BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	17,975	58,598.50	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	57,061	308,129.40	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	99,789	2,795,089.89	
		BRT APARTMENTS CORP	3,710	70,341.60	
		BXP INC	48,101	3,959,193.31	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	35,326	4,474,391.16	
		CARETRUST REIT INC	47,251	1,443,518.05	
		CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	4,795	120,881.95	
		CENTERSPACE	4,959	367,908.21	
		CHATHAM LODGING TRUST	15,744	142,955.52	
		CITY OFFICE REIT INC	12,696	78,969.12	
		COMMUNITY HEALTHCARE TRUST INC	8,146	137,015.72	
		COPT DEFENSE PROPERTIES	37,495	1,142,097.70	
		COUSINS PROPERTIES INC	50,313	1,479,705.33	
		CTO REALTY GROWTH INC	6,920	134,524.80	
		CUBESMART	74,512	4,029,608.96	
		DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	68,152	620,183.20	
		DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	315,100	196,937.50	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	101,884	16,189,367.60	
		DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	72,011	278,682.57	

DOUGLAS EMMETT INC	55,588	972,234.12	
EAGLE HOSPITALITY TRUST	82,000	0.00	
EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES INC	32,041	440,563.75	
EASTGROUP PROPERTIES INC	15,974	3,062,695.02	
ELME COMMUNITIES	29,277	524,643.84	
EMPIRE STATE REALTY TRUST-A	44,033	496,251.91	
EPR PROPERTIES	25,203	1,228,142.19	
EQUINIX INC	31,435	27,379,570.65	
EQUITY COMMONWEALTH	35,653	726,608.14	
EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	61,789	4,545,816.73	
EQUITY RESIDENTIAL	113,002	8,707,934.12	
ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	58,360	1,977,236.80	
ESSEX PROPERTY TRUST INC	21,269	6,644,860.98	
EXTRA SPACE STORAGE INC	70,160	12,635,114.40	
FARMLAND PARTNERS INC	14,438	152,465.28	
FEDERAL REALTY INVS TRUST	24,845	2,837,795.90	
FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	43,976	2,492,119.92	
FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	30,658	919,126.84	
FRANKLIN STREET PROPERTIES C	26,689	47,773.31	
GAMING AND LEISURE PROPERTIE	90,328	4,593,178.80	
GETTY REALTY CORP	16,372	528,160.72	
GLADSTONE COMMERCIAL CORP	13,191	213,166.56	
GLADSTONE LAND CORP	11,064	158,989.68	
GLOBAL MEDICAL REIT INC	20,519	208,473.04	
GLOBAL NET LEASE INC	65,127	572,466.33	
HEALTHCARE REALTY TRUST INC	120,058	2,150,238.78	
HEALTHPEAK PROPERTIES INC	232,924	5,101,035.60	
HIGHWOODS PROPERTIES INC	35,355	1,187,220.90	
HOST HOTELS & RESORTS INC	232,375	4,305,908.75	
HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	41,982	222,084.78	
INDEPENDENCE REALTY TRUST INC	74,867	1,581,191.04	
INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERT	19,286	98,937.18	
INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPER	9,405	1,276,070.40	
INVENTRUST PROPERTIES CORP	22,637	676,167.19	
INVITATION HOMES INC	188,707	6,801,000.28	
IRON MOUNTAIN INC	97,107	11,082,821.91	
JBG SMITH PROPERTIES	27,753	507,047.31	
KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	274,900	74,223.00	
KILROY REALTY CORP	34,978	1,426,752.62	
KIMCO REALTY CORP	222,031	5,160,000.44	
KITE REALTY GROUP TRUST	73,105	1,940,206.70	
LINEAGE INC	18,877	1,550,368.01	
LTC PROPERTIES INC	14,462	527,863.00	

LXP INDUSTRIAL TRUST	97,774	1,007,072.20	
MACERICH CO/THE	71,224	1,230,038.48	
MANULIFE US REAL ESTATE INV	635,700	81,369.60	
MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	199,673	1,152,113.21	
MID-AMERICA APARTMENT COMM	38,714	6,368,840.14	
NATIONAL STORAGE AFFILIATES	22,980	1,106,027.40	
NATL HEALTH INVESTORS INC	14,318	1,193,262.12	
NET LEASE OFFICE PROPERTY	4,793	152,465.33	
NETSTREIT CORP	24,466	401,731.72	
NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ES	12,198	76,359.48	
NEXPOINT RESIDENTIAL	7,360	336,867.20	
NNN REIT INC	61,016	2,895,819.36	
OFFICE PROPERTIES INCOME TRU	17,029	39,336.99	
OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	82,182	3,326,727.36	
ONE LIBERTY PROPERTIES INC	5,240	148,554.00	
ORION OFFICE REIT INC	16,821	71,825.67	
PARAMOUNT GROUP INC	54,700	282,799.00	
PARK HOTELS & RESORTS INC	68,898	1,081,698.60	
PEAKSTONE REALTY TRUST	11,985	188,284.35	
PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	39,981	564,131.91	
PHILLIPS EDISON & COMPANY IN	40,757	1,570,774.78	
PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	41,078	416,941.70	
PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	12,225	284,475.75	
POSTAL REALTY TRUST INC- A	6,680	98,997.60	
PRIME US REIT	201,410	40,282.00	
PROLOGIS INC	306,600	39,398,100.00	
PUBLIC STORAGE	52,151	18,702,391.62	
REALTY INCOME CORP	288,380	17,504,666.00	
REGENCY CENTERS CORP	54,092	3,901,655.96	
RETAIL OPPORTUNITY INVESTMEN	42,506	678,395.76	
REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	72,256	3,770,318.08	
RLJ LODGING TRUST	50,873	503,642.70	
RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	19,795	2,155,873.45	
SABRA HEALTH CARE REIT INC	76,998	1,413,683.28	
SAFEHOLD INC	14,963	411,332.87	
SAUL CENTERS INC	3,998	162,558.68	
SERVICE PROPERTIES TRUST	54,852	272,065.92	
SIMON PROPERTY GROUP INC	101,486	16,954,251.16	
SITE CENTERS CORP	14,956	889,882.00	
SL GREEN REALTY CORP	21,459	1,549,554.39	
STAG INDUSTRIAL INC	60,504	2,418,344.88	
SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	35,725	249,003.25	
SUN COMMUNITIES INC	38,819	5,614,391.97	

	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	67,628	727,677.28	
	TANGER INC	36,287	1,159,369.65	
	TERRENO REALTY CORP	32,132	2,232,531.36	
	UDR INC	99,429	4,588,648.35	
	UMH PROPERTIES INC	22,013	437,618.44	
	UNITI GROUP INC	79,874	425,728.42	
	UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	4,233	195,225.96	
	URBAN EDGE PROPERTIES	39,603	843,147.87	
	VENTAS INC	134,620	8,373,364.00	
	VERIS RESIDENTIAL INC	26,778	480,129.54	
	VICI PROPERTIES INC	346,676	11,374,439.56	
	VORNADO REALTY TRUST	53,307	2,078,439.93	
	WELLTOWER INC	191,606	24,025,476.34	
	WHITESTONE REIT	14,593	194,086.90	
	WP CAREY INC	72,439	4,572,349.68	
	XENIA HOTELS & RESORTS INC	33,813	514,295.73	
	米ドル 小計	8,687,436	396,701,707.12 (56,633,135,708)	
カナダドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	21,574	416,809.68	
	ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	16,001	126,087.88	
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	7,902	697,035.42	
	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	27,007	1,480,523.74	
	CHOICE PROPERTIES REIT	52,687	799,788.66	
	CROMBIE REAL ESTATE INVESTME	18,325	290,268.00	
	CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	16,959	271,683.18	
	DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE	43,852	639,800.68	
	DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	2,675	61,043.50	
	FIRST CAPITAL REAL ESTATE IN	33,952	630,828.16	
	GRANITE REAL ESTATE INVESTME	10,069	818,710.39	
	H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	44,062	505,831.76	
	INTERRENT REAL ESTATE INVEST	22,724	294,503.04	
	KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	18,711	396,860.31	
	MINTO APARTMENT REAL ESTATE	7,250	123,322.50	
	MORGUARD NORTH AMERICAN RESIDENTIAL REIT	6,979	134,066.59	
	NEXUS INDUSTRIAL REIT	12,242	109,565.90	
	NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	41,452	230,473.12	
	PRIMARIS REIT	16,439	264,010.34	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	48,316	993,376.96	
	SLATE GROCERY REIT	10,423	146,234.69	
	SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	23,129	625,870.74	
	カナダドル 小計	502,730	10,056,695.24 (1,058,467,174)	
ユーロ	AEDIFICA	15,772	998,367.60	

	ALTAREA	1,429	157,761.60	
	CARE PROPERTY INVEST	12,905	192,542.60	
	CARMILA	18,242	318,505.32	
	COFINIMMO	12,151	803,788.65	
	COVIVIO	16,664	932,350.80	
	CROMWELL REIT EUR	112,240	178,461.60	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	14,096	356,628.80	
	GECINA SA	17,090	1,833,757.00	
	HAMBORNER REIT AG	24,028	160,266.76	
	ICADE	10,953	299,455.02	
	IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	14,471	36,901.05	
	INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI	94,603	611,608.39	
	IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	137,726	123,953.40	
	KLEPIERRE	64,873	1,900,778.90	
	LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIM	16,316	132,322.76	
	MERCIALYS	31,118	380,261.96	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	131,000	1,509,120.00	
	MONTEA NV	5,915	454,272.00	
	NSI NV	6,467	135,160.30	
	RETAIL ESTATES	3,939	262,731.30	
	SHURGARD SELF STORAGE LTD	10,301	429,036.65	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	33,711	2,566,081.32	
	VASTNED RETAIL NV	6,207	147,726.60	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	58,704	1,432,377.60	
	WERELDHAVE NV	11,466	169,008.84	
	XIOR STUDENT HOUSING NV	11,147	383,456.80	
	ユーロ 小計	893,534	16,906,683.62 (2,693,403,767)	
英ポンド	ABRDN PROPERTY INCOME TRUST	141,815	82,110.88	
	AEW UK REIT PLC	60,678	60,678.00	
	ASSURA PLC	990,873	418,148.40	
	BALANCED COMM PROPERTY TRUST	230,191	218,681.45	
	BIG YELLOW GROUP PLC	65,624	853,112.00	
	BRITISH LAND CO PLC	306,413	1,405,822.84	
	CLS HOLDINGS PLC	43,072	39,626.24	
	CUSTODIAN PROPERTY INCOME REIT PLC	153,661	129,689.88	
	DERWENT LONDON PLC	37,373	925,355.48	
	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	198,774	195,394.84	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	134,395	497,933.47	
	HAMMERSON PLC	1,495,657	459,764.96	
	HELICAL PLC	33,158	74,439.71	
	HOME REIT PLC	147,401	56,086.08	
	IMPACT HEALTHCARE REIT PLC	142,814	129,817.92	

	INTU PROPERTIES PLC	117,549	0.00	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	246,081	1,643,821.08	
	LIFE SCIENCE REIT PLC	113,860	36,662.92	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	677,705	1,401,493.94	
	NEWRIVER REIT PLC	107,134	88,064.14	
	PICTON PROPERTY INCOME LTD	170,559	130,477.63	
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES	443,002	450,976.03	
	PRS REIT PLC/THE	169,529	170,207.11	
	REGIONAL REIT LTD	52,789	71,265.15	
	SAFESTORE HOLDINGS PLC	72,631	654,405.31	
	SCHRODER REAL ESTATE INVESTM	158,292	83,894.76	
	SEGRO PLC	447,480	3,981,677.04	
	SHAFTESBURY CAPITAL PLC	647,977	997,236.60	
	SUPERMARKET INCOME REIT PLC	413,226	309,093.04	
	TARGET HEALTHCARE REIT PLC	204,267	185,882.97	
	TRIPLE POINT SOCIAL HOUSING	106,966	69,634.86	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	819,595	1,335,939.85	
	UNITE GROUP PLC	137,450	1,320,894.50	
	URBAN LOGISTICS REIT PLC	149,433	187,388.98	
	WAREHOUSE REIT PLC	145,941	131,346.90	
	WORKSPACE GROUP PLC	44,894	295,402.52	
	英ボンド 小計	9,628,259	19,092,427.48 (3,619,351,477)	
オーストラリアドル	ABACUS GROUP	132,493	177,540.62	
	ABACUS STORAGE KING	177,394	232,386.14	
	ARENA REIT	117,856	502,066.56	
	BWP TRUST	180,575	680,767.75	
	CENTURIA INDUSTRIAL REIT	175,819	588,993.65	
	CENTURIA OFFICE REIT	125,197	158,374.20	
	CHARTER HALL GROUP	157,037	2,498,458.67	
	CHARTER HALL LONG WALE REIT	219,892	892,761.52	
	CHARTER HALL RETAIL REIT	171,868	615,287.44	
	CHARTER HALL SOCIAL INFRASTR	117,049	334,760.14	
	CROMWELL PROPERTY GROUP	455,071	200,231.24	
	DEXUS INDUSTRIA REIT	71,835	211,913.25	
	DEXUS/AU	357,642	2,728,808.46	
	GDI PROPERTY GROUP	181,458	116,133.12	
	GOODMAN GROUP	574,964	20,986,186.00	
	GPT GROUP	636,430	3,277,614.50	
	GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	88,977	248,245.83	
	HEALTHCO REIT	164,038	192,744.65	
	HMC CAPITAL LTD	80,706	621,436.20	
	HOMEKO DAILY NEEDS REIT	591,776	766,349.92	

	HOTEL PROPERTY INVESTMENTS	67,846	255,779.42	
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	124,291	637,612.83	
	MIRVAC GROUP	1,319,982	3,009,558.96	
	NATIONAL STORAGE REIT	424,088	1,064,460.88	
	REGION RE LTD	386,259	907,708.65	
	RURAL FUNDS GROUP	133,000	262,675.00	
	SCENTRE GROUP	1,731,203	6,630,507.49	
	STOCKLAND	796,832	4,255,082.88	
	VICINITY CENTRES	1,292,165	3,088,274.35	
	WAYPOINT REIT	223,195	611,554.30	
	オーストラリアドル 小計	11,276,938	56,754,274.62 (5,514,245,322)	
ニュージーランドドル	ARGOSY PROPERTY LTD	280,678	304,535.63	
	GOODMAN PROPERTY TRUST	347,612	747,365.80	
	KIWI PROPERTY GROUP LTD	533,470	485,457.70	
	PRECINCT PROPERTIES GROUP	527,793	665,019.18	
	ニュージーランドドル 小計	1,689,553	2,202,378.31 (196,099,764)	
香港ドル	CHAMPION REIT	607,000	1,129,020.00	
	FORTUNE REIT	491,000	2,170,220.00	
	LINK REIT	848,900	32,979,765.00	
	PROSPERITY REIT	431,000	581,850.00	
	SUNLIGHT REAL ESTATE INVEST	345,000	672,750.00	
	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMEN	795,000	771,150.00	
	香港ドル 小計	3,517,900	38,304,755.00 (701,743,111)	
シンガポールドル	AIMS APAC REIT MANAGEMENT LT	225,400	306,544.00	
	CAPITALAND ASCENDAS REIT	1,182,200	3,499,312.00	
	CAPITALAND ASCOTT TRUST	827,096	806,418.60	
	CAPITALAND CHINA TRUST	385,600	293,056.00	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	1,804,532	3,897,789.12	
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	218,900	215,616.50	
	EC WORLD REIT	50,000	14,000.00	
	ESR-LOGOS REIT	1,975,850	572,996.50	
	FAR EAST HOSPITALITY TRUST	366,500	238,225.00	
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	377,800	887,830.00	
	FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL	970,579	1,145,283.22	
	KEPPEL DC REIT	444,200	1,003,892.00	
	KEPPEL REIT	742,200	727,356.00	
	LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL	617,500	385,937.50	
	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	687,400	1,752,870.00	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	1,113,400	1,636,698.00	
	MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL	767,000	1,158,170.00	
		127,500	529,125.00	

		PARKWAYLIFE REAL ESTATE			
		SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	188,100	130,729.50	
		SPH REIT	411,200	359,800.00	
		STARHILL GLOBAL REIT	445,900	245,245.00	
		SUNTEC REIT	741,200	1,015,444.00	
	シンガポールドル 小計		14,670,057	20,822,337.94 (2,300,243,672)	
	韓国ウォン	D&D PLATFORM REIT CO LTD	15,215	56,295,500.00	
		ESR KENDALL SQUARE REIT CO L	55,813	296,367,030.00	
		JR REIT XXVII	57,253	207,542,125.00	
		KORAMCO LIFE INFRA REIT	14,612	69,407,000.00	
		LOTTE REIT CO LTD	44,180	173,406,500.00	
		NH ALL-ONE REIT CO LTD	11,869	43,440,540.00	
		SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	26,417	158,766,170.00	
		SK REITS CO LTD	37,569	200,618,460.00	
	韓国ウォン 小計		262,928	1,205,843,325.00 (129,507,573)	
	イスラエルシェケル	MENIVIM- THE NEW REIT LTD	243,109	408,423.12	
		REIT 1 LTD	63,579	879,297.57	
		SELLA CAPITAL REAL ESTATE LT	75,019	506,378.25	
	イスラエルシェケル 小計		381,707	1,794,098.94 (68,193,700)	
	合計			72,914,391,268 (72,914,391,268)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)券面総額欄の数値は口数を表しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 2銘柄	0.9%	—	0.7%
	投資証券 135銘柄	—	99.1%	77.0%
カナダドル	投資証券 22銘柄	—	100.0%	1.4%
ユーロ	投資証券 27銘柄	—	100.0%	3.7%
英ポンド	投資証券 36銘柄	—	100.0%	4.9%
オーストラリアドル	株式 1銘柄	1.0%	—	0.1%
	投資証券 30銘柄	—	99.0%	7.5%
ニュージーランドドル	投資証券 4銘柄	—	100.0%	0.3%
香港ドル	投資証券 6銘柄	—	100.0%	1.0%
シンガポールドル	投資証券 22銘柄	—	100.0%	3.1%
韓国ウォン	投資証券 8銘柄	—	100.0%	0.2%
イスラエルシェケル	投資証券 3銘柄	—	100.0%	0.1%

（注）時価比率は通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（その他の注記）の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

【中間財務諸表】

FWりそな円建債券アクティブファンド
FWりそな国内株式アクティブファンド
FWりそな先進国債券アクティブファンド
FWりそな先進国＋新興国債券アクティブファンド
FWりそな先進国株式アクティブファンド
FWりそな先進国＋新興国株式アクティブファンド
FWりそな絶対収益アクティブファンド
FWりそな国内リートインデックスオープン
FWりそな先進国リートインデックスオープン

- （１） 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条および第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （２） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期中間計算期間(2024年 9月21日から2025年 3月20日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

【ＦＷりそな円建債券アクティブファンド】

(１) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 2024年 9月20日現在	第9期中間計算期間末 2025年 3月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	492,602,593	446,113,447
投資信託受益証券	126,212,238,517	122,941,654,466
親投資信託受益証券	368,276,543	373,458,122
未収入金	-	430,000,000
未収利息	1,484	4,277
流動資産合計	127,073,119,137	124,191,230,312
資産合計	127,073,119,137	124,191,230,312
負債の部		
流動負債		
未払解約金	110,050,812	163,419,691
未払受託者報酬	16,548,385	17,014,319
未払委託者報酬	198,580,548	204,171,805
その他未払費用	4,037,723	4,151,400
流動負債合計	329,217,468	388,757,215
負債合計	329,217,468	388,757,215
純資産の部		
元本等		
元本	142,488,206,457	143,952,921,910
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	15,744,304,788	20,150,448,813
（ 分配準備積立金 ）	1,234,408,565	1,158,078,051
元本等合計	126,743,901,669	123,802,473,097
純資産合計	126,743,901,669	123,802,473,097
負債純資産合計	127,073,119,137	124,191,230,312

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期中間計算期間 自 2023年 9月21日 至 2024年 3月20日	第9期中間計算期間 自 2024年 9月21日 至 2025年 3月20日
営業収益		
受取利息	-	555,268
有価証券売買等損益	380,785,793	4,005,402,472
営業収益合計	380,785,793	4,004,847,204
営業費用		
支払利息	522,519	-
受託者報酬	16,910,145	17,014,319
委託者報酬	202,921,679	204,171,805
その他費用	4,163,501	4,151,400
営業費用合計	224,517,844	225,337,524
営業利益又は営業損失（ ）	156,267,949	4,230,184,728
経常利益又は経常損失（ ）	156,267,949	4,230,184,728
中間純利益又は中間純損失（ ）	156,267,949	4,230,184,728
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	65,490,102	128,715,214
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	16,178,688,598	15,744,304,788
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,938,381,158	1,013,265,736
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,938,381,158	1,013,265,736
剰余金減少額又は欠損金増加額	653,006,208	1,317,940,247
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	653,006,208	1,317,940,247
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	13,802,535,801	20,150,448,813

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	--

（中間貸借対照表に関する注記）

第8期 2024年 9月20日現在	第9期中間計算期間末 2025年 3月20日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況 期首元本額 147,695,389,026円 期中追加設定元本額 36,979,177,057円 期中一部解約元本額 42,186,359,626円	1. 投資信託財産に係る元本の状況 期首元本額 142,488,206,457円 期中追加設定元本額 10,603,464,613円 期中一部解約元本額 9,138,749,160円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 142,488,206,457口	2. 中間計算期間の末日における受益権の総数 143,952,921,910口
3. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 15,744,304,788円	3. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 20,150,448,813円
4. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 0.8895円 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (8,895円)	4. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 0.8600円 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (8,600円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第8期 2024年 9月20日現在	第9期中間計算期間末 2025年 3月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 同左 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

【ＦＷりそな国内株式アクティブファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第8期 2024年 9月20日現在	第9期中間計算期間末 2025年 3月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	249,721,122	234,341,399
投資信託受益証券	47,229,191,665	53,229,452,339
親投資信託受益証券	308,083,106	498,219,208
未収利息	752	2,247
流動資産合計	47,786,996,645	53,962,015,193
資産合計	47,786,996,645	53,962,015,193
負債の部		
流動負債		
未払解約金	33,062,789	50,348,173
未払受託者報酬	7,252,234	7,142,249
未払委託者報酬	87,026,779	85,706,952
その他未払費用	1,769,457	1,742,617
流動負債合計	129,111,259	144,939,991
負債合計	129,111,259	144,939,991
純資産の部		
元本等		
元本	24,569,600,372	25,953,050,238
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	23,088,285,014	27,864,024,964
（分配準備積立金）	9,533,002,772	8,739,313,441
元本等合計	47,657,885,386	53,817,075,202
純資産合計	47,657,885,386	53,817,075,202
負債純資産合計	47,786,996,645	53,962,015,193

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期中間計算期間 自 2023年 9月21日 至 2024年 3月20日	第9期中間計算期間 自 2024年 9月21日 至 2025年 3月20日
営業収益		
受取配当金	73,147,547	164,614,484
受取利息	-	312,488
有価証券売買等損益	8,807,956,032	3,290,215,937
営業収益合計	8,881,103,579	3,455,142,909
営業費用		
支払利息	256,640	-
受託者報酬	8,605,497	7,142,249
委託者報酬	103,265,880	85,706,952
その他費用	2,119,464	1,742,617
営業費用合計	114,247,481	94,591,818
営業利益又は営業損失（ ）	8,766,856,098	3,360,551,091
経常利益又は経常損失（ ）	8,766,856,098	3,360,551,091
中間純利益又は中間純損失（ ）	8,766,856,098	3,360,551,091
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	588,675,477	250,188,928
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	27,168,439,385	23,088,285,014
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,626,347,507	3,796,325,641
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,626,347,507	3,796,325,641
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,151,953,380	2,130,947,854
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,151,953,380	2,130,947,854
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	33,821,014,133	27,864,024,964

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第8期 2024年 9月20日現在	第9期中間計算期間末 2025年 3月20日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況 期首元本額 36,740,962,942円 期中追加設定元本額 7,849,870,517円 期中一部解約元本額 20,021,233,087円	1. 投資信託財産に係る元本の状況 期首元本額 24,569,600,372円 期中追加設定元本額 3,629,606,532円 期中一部解約元本額 2,246,156,666円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 24,569,600,372口	2. 中間計算期間の末日における受益権の総数 25,953,050,238口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.9397円 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (19,397円)	3. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 2.0736円 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (20,736円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第8期 2024年 9月20日現在	第9期中間計算期間末 2025年 3月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 同左 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

【ＦＷりそな先進国債券アクティブファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第8期 2024年 9月20日現在	第9期中間計算期間末 2025年 3月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	34,946,882	45,748,479
投資信託受益証券	5,468,525,397	5,358,005,197
投資証券	1,849,688,128	1,759,475,312
親投資信託受益証券	5,337,225	12,735,123
未収入金	22,000,000	-
未収利息	105	438
流動資産合計	7,380,497,737	7,175,964,549
資産合計	7,380,497,737	7,175,964,549
負債の部		
流動負債		
未払解約金	15,822,994	20,810,737
未払受託者報酬	1,153,269	1,057,605
未払委託者報酬	13,839,134	12,691,180
その他未払費用	281,298	257,967
流動負債合計	31,096,695	34,817,489
負債合計	31,096,695	34,817,489
純資産の部		
元本等		
元本	5,511,058,090	5,277,650,565
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,838,342,952	1,863,496,495
（分配準備積立金）	698,799,015	570,307,490
元本等合計	7,349,401,042	7,141,147,060
純資産合計	7,349,401,042	7,141,147,060
負債純資産合計	7,380,497,737	7,175,964,549

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期中間計算期間 自 2023年 9月21日 至 2024年 3月20日	第9期中間計算期間 自 2024年 9月21日 至 2025年 3月20日
営業収益		
受取利息	-	57,684
有価証券売買等損益	798,146,226	141,664,844
営業収益合計	798,146,226	141,722,528
営業費用		
支払利息	47,175	-
受託者報酬	1,980,087	1,057,605
委託者報酬	23,761,023	12,691,180
その他費用	487,959	257,967
営業費用合計	26,276,244	14,006,752
営業利益又は営業損失（ ）	771,869,982	127,715,776
経常利益又は経常損失（ ）	771,869,982	127,715,776
中間純利益又は中間純損失（ ）	771,869,982	127,715,776
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	65,764,506	45,100,065
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,827,582,088	1,838,342,952
剰余金増加額又は欠損金減少額	268,601,339	334,409,913
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	268,601,339	334,409,913
剰余金減少額又は欠損金増加額	437,556,073	391,872,081
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	437,556,073	391,872,081
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3,364,732,830	1,863,496,495

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

第8期 2024年 9月20日現在	第9期中間計算期間末 2025年 3月20日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況 期首元本額 11,934,249,469円 期中追加設定元本額 2,796,149,823円 期中一部解約元本額 9,219,341,202円	1. 投資信託財産に係る元本の状況 期首元本額 5,511,058,090円 期中追加設定元本額 929,476,873円 期中一部解約元本額 1,162,884,398円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 5,511,058,090口	2. 中間計算期間の末日における受益権の総数 5,277,650,565口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.3336円 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (13,336円)	3. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.3531円 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (13,531円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第8期 2024年 9月20日現在	第9期中間計算期間末 2025年 3月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券、投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 投資信託受益証券、投資証券 同左 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

【F Wりそな先進国 + 新興国債券アクティブファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 2024年 9月20日現在	第9期中間計算期間末 2025年 3月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	25,113,168	37,681,087
投資信託受益証券	4,637,394,691	4,583,179,741
投資証券	1,166,243,925	1,124,042,717
親投資信託受益証券	25,085,572	5,601,950
未収入金	7,000,000	-
未収利息	75	361
流動資産合計	5,860,837,431	5,750,505,856
資産合計	5,860,837,431	5,750,505,856
負債の部		
流動負債		
未払解約金	9,999,496	14,131,659
未払受託者報酬	926,094	855,998
未払委託者報酬	11,113,109	10,271,941
その他未払費用	225,877	208,779
流動負債合計	22,264,576	25,468,377
負債合計	22,264,576	25,468,377
純資産の部		
元本等		
元本	4,319,695,190	4,180,228,291
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ()	1,518,877,665	1,544,809,188
(分配準備積立金)	510,836,413	405,649,309
元本等合計	5,838,572,855	5,725,037,479
純資産合計	5,838,572,855	5,725,037,479
負債純資産合計	5,860,837,431	5,750,505,856

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期中間計算期間 自 2023年 9月21日 至 2024年 3月20日	第9期中間計算期間 自 2024年 9月21日 至 2025年 3月20日
営業収益		
受取配当金	38,844,686	8,958,784
受取利息	-	51,783
有価証券売買等損益	738,136,140	97,100,271
営業収益合計	776,980,826	106,110,838
営業費用		
支払利息	47,859	-
受託者報酬	1,931,481	855,998
委託者報酬	23,177,749	10,271,941
その他費用	474,931	208,779
営業費用合計	25,632,020	11,336,718
営業利益又は営業損失（ ）	751,348,806	94,774,120
経常利益又は経常損失（ ）	751,348,806	94,774,120
中間純利益又は中間純損失（ ）	751,348,806	94,774,120
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	60,117,126	38,412,709
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,893,749,099	1,518,877,665
剰余金増加額又は欠損金減少額	300,256,427	345,234,035
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	300,256,427	345,234,035
剰余金減少額又は欠損金増加額	417,008,172	375,663,923
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	417,008,172	375,663,923
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3,468,229,034	1,544,809,188

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第8期 2024年 9月20日現在	第9期中間計算期間末 2025年 3月20日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況 期首元本額 11,367,472,833円 期中追加設定元本額 2,892,839,693円 期中一部解約元本額 9,940,617,336円	1. 投資信託財産に係る元本の状況 期首元本額 4,319,695,190円 期中追加設定元本額 916,838,994円 期中一部解約元本額 1,056,305,893円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 4,319,695,190口	2. 中間計算期間の末日における受益権の総数 4,180,228,291口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.3516円 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (13,516円)	3. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.3696円 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (13,696円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第8期 2024年 9月20日現在	第9期中間計算期間末 2025年 3月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券、投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 投資信託受益証券、投資証券 同左 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

【ＦＷりそな先進国株式アクティブファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第8期 2024年 9月20日現在	第9期中間計算期間末 2025年 3月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	196,636,628	216,250,250
投資信託受益証券	40,729,419,854	40,755,569,799
親投資信託受益証券	160,514,650	376,940,118
未収利息	592	2,073
流動資産合計	41,086,571,724	41,348,762,240
資産合計	41,086,571,724	41,348,762,240
負債の部		
流動負債		
未払解約金	38,165,649	53,204,876
未払受託者報酬	5,755,221	5,693,316
未払委託者報酬	69,062,544	68,319,748
その他未払費用	1,404,196	1,389,086
流動負債合計	114,387,610	128,607,026
負債合計	114,387,610	128,607,026
純資産の部		
元本等		
元本	14,848,896,223	14,224,144,007
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	26,123,287,891	26,996,011,207
（分配準備積立金）	10,514,183,631	8,945,541,962
元本等合計	40,972,184,114	41,220,155,214
純資産合計	40,972,184,114	41,220,155,214
負債純資産合計	41,086,571,724	41,348,762,240

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期中間計算期間 自 2023年 9月21日 至 2024年 3月20日	第9期中間計算期間 自 2024年 9月21日 至 2025年 3月20日
営業収益		
受取配当金	340,324,402	62,249,901
受取利息	-	278,848
有価証券売買等損益	5,580,571,741	1,742,575,413
営業収益合計	5,920,896,143	1,805,104,162
営業費用		
支払利息	195,597	-
受託者報酬	4,609,890	5,693,316
委託者報酬	55,318,748	68,319,748
その他費用	1,135,872	1,389,086
営業費用合計	61,260,107	75,402,150
営業利益又は営業損失（ ）	5,859,636,036	1,729,702,012
経常利益又は経常損失（ ）	5,859,636,036	1,729,702,012
中間純利益又は中間純損失（ ）	5,859,636,036	1,729,702,012
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	610,211,530	281,778,385
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	18,074,010,628	26,123,287,891
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,963,003,119	3,407,904,467
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,963,003,119	3,407,904,467
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,476,433,629	3,983,104,778
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,476,433,629	3,983,104,778
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	21,810,004,624	26,996,011,207

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第8期 2024年 9月20日現在	第9期中間計算期間末 2025年 3月20日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況 期首元本額 14,462,355,286円 期中追加設定元本額 5,488,453,979円 期中一部解約元本額 5,101,913,042円	1. 投資信託財産に係る元本の状況 期首元本額 14,848,896,223円 期中追加設定元本額 1,633,122,018円 期中一部解約元本額 2,257,874,234円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 14,848,896,223口	2. 中間計算期間の末日における受益権の総数 14,224,144,007口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 2.7593円 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (27,593円)	3. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 2.8979円 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (28,979円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第8期 2024年 9月20日現在	第9期中間計算期間末 2025年 3月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 同左 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

【F Wりそな先進国 + 新興国株式アクティブファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 2024年 9月20日現在	第9期中間計算期間末 2025年 3月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	272,976,716	355,661,128
投資信託受益証券	44,534,350,173	44,084,530,803
投資証券	3,231,393,435	4,113,396,422
親投資信託受益証券	549,630,368	542,109,047
未収利息	822	3,410
流動資産合計	48,588,351,514	49,095,700,810
資産合計	48,588,351,514	49,095,700,810
負債の部		
流動負債		
未払解約金	44,428,351	70,578,907
未払受託者報酬	6,784,056	6,712,329
未払委託者報酬	81,408,625	80,547,874
その他未払費用	1,655,231	1,637,722
流動負債合計	134,276,263	159,476,832
負債合計	134,276,263	159,476,832
純資産の部		
元本等		
元本	18,950,659,021	18,126,300,676
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	29,503,416,230	30,809,923,302
（ 分配準備積立金 ）	12,154,227,153	10,310,194,373
元本等合計	48,454,075,251	48,936,223,978
純資産合計	48,454,075,251	48,936,223,978
負債純資産合計	48,588,351,514	49,095,700,810

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期中間計算期間 自 2023年 9月21日 至 2024年 3月20日	第9期中間計算期間 自 2024年 9月21日 至 2025年 3月20日
営業収益		
受取配当金	311,307,923	58,797,910
受取利息	-	348,271
有価証券売買等損益	5,790,738,571	2,539,662,296
営業収益合計	6,102,046,494	2,598,808,477
営業費用		
支払利息	222,187	-
受託者報酬	5,295,176	6,712,329
委託者報酬	63,542,041	80,547,874
その他費用	1,303,182	1,637,722
営業費用合計	70,362,586	88,897,925
営業利益又は営業損失（ ）	6,031,683,908	2,509,910,552
経常利益又は経常損失（ ）	6,031,683,908	2,509,910,552
中間純利益又は中間純損失（ ）	6,031,683,908	2,509,910,552
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	483,546,909	503,411,815
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	20,107,474,299	29,503,416,230
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,817,692,250	3,880,649,149
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,817,692,250	3,880,649,149
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,286,387,921	4,580,640,814
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,286,387,921	4,580,640,814
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	24,186,915,627	30,809,923,302

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第8期 2024年 9月20日現在	第9期中間計算期間末 2025年 3月20日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況 期首元本額 17,848,221,750円 期中追加設定元本額 6,961,247,440円 期中一部解約元本額 5,858,810,169円	1. 投資信託財産に係る元本の状況 期首元本額 18,950,659,021円 期中追加設定元本額 2,108,951,117円 期中一部解約元本額 2,933,309,462円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 18,950,659,021口	2. 中間計算期間の末日における受益権の総数 18,126,300,676口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 2.5569円 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (25,569円)	3. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 2.6997円 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (26,997円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第8期 2024年 9月20日現在	第9期中間計算期間末 2025年 3月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券、投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 投資信託受益証券、投資証券 同左 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

【ＦＷりそな絶対収益アクティブファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第8期 2024年 9月20日現在	第9期中間計算期間末 2025年 3月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	65,124,569	140,995,186
投資信託受益証券	11,734,353,086	12,139,497,139
未収利息	196	1,352
流動資産合計	11,799,477,851	12,280,493,677
資産合計	11,799,477,851	12,280,493,677
負債の部		
流動負債		
未払解約金	14,461,992	19,509,187
未払受託者報酬	1,686,644	1,641,037
未払委託者報酬	20,239,633	19,692,447
その他未払費用	411,447	400,324
流動負債合計	36,799,716	41,242,995
負債合計	36,799,716	41,242,995
純資産の部		
元本等		
元本	13,210,284,210	13,774,591,561
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,447,606,075	1,535,340,879
（分配準備積立金）	18,750,739	17,632,135
元本等合計	11,762,678,135	12,239,250,682
純資産合計	11,762,678,135	12,239,250,682
負債純資産合計	11,799,477,851	12,280,493,677

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期中間計算期間 自 2023年 9月21日 至 2024年 3月20日	第9期中間計算期間 自 2024年 9月21日 至 2025年 3月20日
営業収益		
受取利息	-	92,610
有価証券売買等損益	31,216,375	4,855,947
営業収益合計	31,216,375	4,763,337
営業費用		
支払利息	64,894	-
受託者報酬	1,701,521	1,641,037
委託者報酬	20,418,188	19,692,447
その他費用	419,534	400,324
営業費用合計	22,604,137	21,733,808
営業利益又は営業損失（ ）	8,612,238	26,497,145
経常利益又は経常損失（ ）	8,612,238	26,497,145
中間純利益又は中間純損失（ ）	8,612,238	26,497,145
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	10,848,718	67,639
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,193,907,644	1,447,606,075
剰余金増加額又は欠損金減少額	172,220,487	91,632,748
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	172,220,487	91,632,748
剰余金減少額又は欠損金増加額	109,941,085	152,938,046
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	109,941,085	152,938,046
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,112,167,286	1,535,340,879

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

（中間貸借対照表に関する注記）

第8期 2024年 9月20日現在	第9期中間計算期間末 2025年 3月20日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況 期首元本額 14,258,845,026円 期中追加設定元本額 2,775,460,901円 期中一部解約元本額 3,824,021,717円	1. 投資信託財産に係る元本の状況 期首元本額 13,210,284,210円 期中追加設定元本額 1,400,815,617円 期中一部解約元本額 836,508,266円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 13,210,284,210口	2. 中間計算期間の末日における受益権の総数 13,774,591,561口
3. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 1,447,606,075円	3. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 1,535,340,879円
4. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 0.8904円 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (8,904円)	4. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 0.8885円 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (8,885円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第8期 2024年 9月20日現在	第9期中間計算期間末 2025年 3月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

【F Wりそな国内リートインデックスオープン】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 2024年 9月20日現在	第9期中間計算期間末 2025年 3月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	46,835,235	47,137,673
親投資信託受益証券	11,149,679,056	11,996,089,906
未収入金	700,000	200,000
未収利息	141	452
流動資産合計	11,197,214,432	12,043,428,031
資産合計	11,197,214,432	12,043,428,031
負債の部		
流動負債		
未払解約金	10,840,159	9,996,350
未払受託者報酬	1,963,871	1,907,592
未払委託者報酬	17,674,776	17,168,284
その他未払費用	399,235	387,787
流動負債合計	30,878,041	29,460,013
負債合計	30,878,041	29,460,013
純資産の部		
元本等		
元本	8,966,312,021	9,699,468,407
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2,200,024,370	2,314,499,611
（ 分配準備積立金 ）	1,080,486,336	972,680,559
元本等合計	11,166,336,391	12,013,968,018
純資産合計	11,166,336,391	12,013,968,018
負債純資産合計	11,197,214,432	12,043,428,031

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期中間計算期間 自 2023年 9月21日 至 2024年 3月20日	第9期中間計算期間 自 2024年 9月21日 至 2025年 3月20日
営業収益		
受取利息	-	38,239
有価証券売買等損益	345,097,668	17,889,150
営業収益合計	345,097,668	17,850,911
営業費用		
支払利息	20,159	-
受託者報酬	1,738,410	1,907,592
委託者報酬	15,645,607	17,168,284
その他費用	354,891	387,787
営業費用合計	17,759,067	19,463,663
営業利益又は営業損失（ ）	362,856,735	37,314,574
経常利益又は経常損失（ ）	362,856,735	37,314,574
中間純利益又は中間純損失（ ）	362,856,735	37,314,574
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	52,950,286	36,908,209
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,346,528,382	2,200,024,370
剰余金増加額又は欠損金減少額	588,184,754	362,502,287
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	588,184,754	362,502,287
剰余金減少額又は欠損金増加額	346,961,033	247,620,681
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	346,961,033	247,620,681
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2,277,845,654	2,314,499,611

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---------------------------------------

（中間貸借対照表に関する注記）

第8期 2024年 9月20日現在	第9期中間計算期間末 2025年 3月20日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況 期首元本額 8,398,826,739円 期中追加設定元本額 4,932,637,656円 期中一部解約元本額 4,365,152,374円	1. 投資信託財産に係る元本の状況 期首元本額 8,966,312,021円 期中追加設定元本額 1,764,755,155円 期中一部解約元本額 1,031,598,769円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 8,966,312,021口	2. 中間計算期間の末日における受益権の総数 9,699,468,407口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.2454円 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (12,454円)	3. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.2386円 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (12,386円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第8期 2024年 9月20日現在	第9期中間計算期間末 2025年 3月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

【F Wりそな先進国リートインデックスオープン】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 2024年 9月20日現在	第9期中間計算期間末 2025年 3月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	102,403,508	103,135,328
親投資信託受益証券	24,025,035,128	23,490,623,239
未収利息	308	988
流動資産合計	24,127,438,944	23,593,759,555
資産合計	24,127,438,944	23,593,759,555
負債の部		
流動負債		
未払解約金	13,248,094	14,814,382
未払受託者報酬	3,991,425	4,018,068
未払委託者報酬	49,227,598	49,556,084
その他未払費用	811,512	816,923
流動負債合計	67,278,629	69,205,457
負債合計	67,278,629	69,205,457
純資産の部		
元本等		
元本	13,856,048,589	13,996,824,271
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	10,204,111,726	9,527,729,827
（ 分配準備積立金 ）	5,770,134,756	5,256,038,133
元本等合計	24,060,160,315	23,524,554,098
純資産合計	24,060,160,315	23,524,554,098
負債純資産合計	24,127,438,944	23,593,759,555

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期中間計算期間 自 2023年 9月21日 至 2024年 3月20日	第9期中間計算期間 自 2024年 9月21日 至 2025年 3月20日
営業収益		
受取利息	-	78,975
有価証券売買等損益	1,831,579,284	742,711,889
営業収益合計	1,831,579,284	742,632,914
営業費用		
支払利息	37,793	-
受託者報酬	3,541,825	4,018,068
委託者報酬	43,682,442	49,556,084
その他費用	722,760	816,923
営業費用合計	47,984,820	54,391,075
営業利益又は営業損失（ ）	1,783,594,464	797,023,989
経常利益又は経常損失（ ）	1,783,594,464	797,023,989
中間純利益又は中間純損失（ ）	1,783,594,464	797,023,989
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	148,325,766	13,765,301
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	6,240,695,591	10,204,111,726
剰余金増加額又は欠損金減少額	735,376,736	1,106,242,858
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	735,376,736	1,106,242,858
剰余金減少額又は欠損金増加額	875,362,946	971,835,467
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	875,362,946	971,835,467
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	7,735,978,079	9,527,729,827

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---------------------------------------

（中間貸借対照表に関する注記）

第8期 2024年 9月20日現在	第9期中間計算期間末 2025年 3月20日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況 期首元本額 14,957,540,493円 期中追加設定元本額 4,050,548,580円 期中一部解約元本額 5,152,040,484円	1. 投資信託財産に係る元本の状況 期首元本額 13,856,048,589円 期中追加設定元本額 1,456,110,680円 期中一部解約元本額 1,315,334,998円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 13,856,048,589口	2. 中間計算期間の末日における受益権の総数 13,996,824,271口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.7364円 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (17,364円)	3. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.6807円 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (16,807円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第8期 2024年 9月20日現在	第9期中間計算期間末 2025年 3月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

（参考）

「FWりそな国内リートインデックスオープン」は「RM国内リートマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査意見の対象外となっております。

「FWりそな先進国リートインデックスオープン」は「RM先進国リートマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査意見の対象外となっております。

RM国内リートマザーファンド

貸借対照表

	（単位：円）
	2025年 3月20日現在
資産の部	

2025年 3月20日現在

流動資産	
コール・ローン	340,560,450
投資証券	67,214,391,500
派生商品評価勘定	40,866,870
未収配当金	1,019,885,246
未収利息	3,265
差入委託証拠金	77,608,309
流動資産合計	68,693,315,640
資産合計	68,693,315,640
負債の部	
流動負債	
前受金	40,561,500
未払解約金	37,875,200
流動負債合計	78,436,700
負債合計	78,436,700
純資産の部	
元本等	
元本	48,150,886,492
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	20,463,992,448
元本等合計	68,614,878,940
純資産合計	68,614,878,940
負債純資産合計	68,693,315,640

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 派生商品取引等損益 原則として、約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 3月20日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2024年 9月21日
期首元本額	43,407,148,412円
期中追加設定元本額	6,896,071,458円
期中一部解約元本額	2,152,333,378円
期末元本額	48,150,886,492円
期末元本の内訳	
りそなラップ型ファンド（安定型）	967,562,239円
りそなラップ型ファンド（安定成長型）	2,047,073,670円
りそなラップ型ファンド（成長型）	2,706,843,795円
DCりそな グローバルバランス	35,519,029円
つみたてバランスファンド	4,599,540,609円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2030	380,784,329円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040	339,841,773円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050	240,002,075円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035	133,120,927円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045	89,185,283円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055	55,145,398円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060	150,800,774円
埼玉りそな・グローバルバランス・プラスESG	122,051,719円
九州SDGs・グローバルバランス	49,276,697円
りそな国内リートインデックス（ラップ専用）	6,191,082,205円

ラップ型ファンド・プラスE S G（安定型）	16,360,817円
ラップ型ファンド・プラスE S G（安定成長型）	268,544,259円
ラップ型ファンド・プラスE S G（成長型）	297,018,779円
りそな つみたてラップ型ファンド（安定型）	120,345,047円
りそな つみたてラップ型ファンド（安定成長型）	114,402,217円
りそな つみたてラップ型ファンド（成長型）	128,959,693円
りそな つみたてリスクコントロールファンド	20,193,646円
ターゲットリターンバランスファンド（目標2％）	3,226,765円
ターゲットリターンバランスファンド（目標3％）	2,915,205円
ターゲットリターンバランスファンド（目標4％）	11,817,932円
ターゲットリターンバランスファンド（目標5％）	5,693,404円
ターゲットリターンバランスファンド（目標6％）	13,881,217円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065	4,328,749円
りそなJリートインデックス（年1回決算型）	66,285,188円
りそなJリートインデックス（年4回決算型）	115,964,645円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035（運用継続型）	74,800円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040（運用継続型）	49,137円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045（運用継続型）	63,292円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050（運用継続型）	30,963円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055（運用継続型）	81,319円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060（運用継続型）	40,973円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065（運用継続型）	67,515円
FWりそな国内リートインデックスオープン	8,418,308,706円
FWりそな国内リートインデックスファンド	8,543,183,147円
Smart-i Jリートインデックス	3,699,793,849円
Smart-i 8資産バランス 安定型	111,143,275円
Smart-i 8資産バランス 安定成長型	392,392,163円
Smart-i 8資産バランス 成長型	605,942,177円
J-REITインデックスファンド（適格機関投資家専用）	5,528,047,375円
りそなDAAファンド（適格機関投資家専用）	194,280,098円
りそなVIGローバル・バランスファンド（安定型）（適格機関投資家専用）	2,178,464円
りそなVIGローバル・バランスファンド（安定成長型）（適格機関投資家専用）	9,679,131円
りそなVIGローバル・バランスファンド（成長型）（適格機関投資家専用）	31,668,771円
りそなマルチアセットファンド（適格機関投資家専用）	27,838,907円
りそなDAAファンド（適格機関投資家専用）	50,729,399円
りそなマルチアセットファンド（適格機関投資家専用）	248,307,692円
りそなFT マルチアセットファンド（適格機関投資家専用）	43,719,403円
J-REITインデックスファンド202102（適格機関投資家専用）	128,135,919円
りそなDAAファンド202205（適格機関投資家専用）	82,918,295円
りそなFT グローバルリートファンド202307（適格機関投資家専用）	462,874,879円
りそなマルチアセットファンド202310（適格機関投資家専用）	199,426,590円
りそなマルチアセットファンド202403（適格機関投資家専用）	72,142,168円
2. 計算日における受益権の総数	48,150,886,492口
3. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.4250円
(10,000口当たり純資産額)	(14,250円)

（注） は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

2025年 3月20日現在

- 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 時価の算定方法
投資証券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
デリバティブ取引
（その他の注記）のデリバティブ取引に関する注記に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）
デリバティブ取引に関する注記
（投資証券関連）

（2025年 3月20日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	不動産投信指数先物取引 買建	1,280,445,630	-	1,321,312,500	40,866,870
合計		1,280,445,630	-	1,321,312,500	40,866,870

（注）時価の算定方法

先物取引

国内先物取引について

先物取引の評価においては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

R M先進国リートマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

2025年 3月20日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	271,511,672
コール・ローン	82,240,744
株式	514,094,342
投資証券	74,589,937,474
派生商品評価勘定	88,222
未収入金	1,428,637
未収配当金	248,681,990
未収利息	788
差入委託証拠金	280,759,269
流動資産合計	75,988,743,138
資産合計	75,988,743,138
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	3,945,879
未払解約金	4,879,000
流動負債合計	8,824,879
負債合計	8,824,879
純資産の部	
元本等	
元本	42,055,929,553
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	33,923,988,706
元本等合計	75,979,918,259
純資産合計	75,979,918,259
負債純資産合計	75,988,743,138

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 派生商品取引等損益 原則として、約定日基準で計上しております。 為替予約取引による為替差損益 原則として、約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 3月20日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2024年 9月21日
期首元本額	40,151,115,008円
期中追加設定元本額	3,529,546,886円
期中一部解約元本額	1,624,732,341円
期末元本額	42,055,929,553円
期末元本の内訳	
りそなラップ型ファンド（安定型）	745,055,427円
りそなラップ型ファンド（安定成長型）	1,598,837,429円
りそなラップ型ファンド（成長型）	3,065,536,644円
DCりそな グローバルバランス	27,298,935円
つみたてバランスファンド	1,726,627,631円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2030	554,058,531円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040	500,189,857円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050	360,586,109円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035	203,939,099円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045	142,210,249円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055	82,605,023円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060	225,070,575円
埼玉りそな・グローバルバランス・プラスESG	189,036,080円
九州SDGs・グローバルバランス	77,039,263円
ラップ型ファンド・プラスESG（安定型）	12,587,779円
ラップ型ファンド・プラスESG（安定成長型）	273,708,478円
ラップ型ファンド・プラスESG（成長型）	297,739,373円
りそな つみたてラップ型ファンド（安定型）	95,427,853円
りそな つみたてラップ型ファンド（安定成長型）	99,571,449円
りそな つみたてラップ型ファンド（成長型）	149,907,139円
りそな つみたてリスクコントロールファンド	5,946,450円
ターゲットリターンバランスファンド（目標2%）	5,022,098円
ターゲットリターンバランスファンド（目標3%）	4,587,940円
ターゲットリターンバランスファンド（目標4%）	18,040,013円
ターゲットリターンバランスファンド（目標5%）	8,871,858円
ターゲットリターンバランスファンド（目標6%）	21,257,022円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065	6,891,320円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035（運用継続型）	119,450円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040（運用継続型）	74,960円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045（運用継続型）	93,936円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050（運用継続型）	49,333円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055（運用継続型）	118,922円

りそなターゲット・イヤー・ファンド2060（運用継続型）	62,093円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065（運用継続型）	106,540円
FWりそな先進国リートインデックスオープン	13,002,669,788円
FWりそな先進国リートインデックスファンド	12,555,676,365円
Smart-i 先進国リートインデックス	3,694,636,803円
Smart-i 8資産バランス 安定型	172,491,292円
Smart-i 8資産バランス 安定成長型	586,545,470円
Smart-i 8資産バランス 成長型	910,195,340円
りそなDAAファンド（適格機関投資家専用）	135,080,400円
りそなVIグローバル・バランスファンド（安定型）（適格機関投資家専用）	1,725,430円
りそなVIグローバル・バランスファンド（安定成長型）（適格機関投資家専用）	4,467,518円
りそなVIグローバル・バランスファンド（成長型）（適格機関投資家専用）	89,100,755円
りそなマルチアセットファンド（適格機関投資家専用）	22,019,210円
りそなDAAファンド（適格機関投資家専用）	79,846,834円
りそなFT マルチアセットファンド（適格機関投資家専用）	33,922,371円
りそなDAAファンド202205（適格機関投資家専用）	130,463,247円
りそなFT グローバルリートファンド202307（適格機関投資家専用）	138,813,872円
2. 計算日における受益権の総数	42,055,929,553口
3. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.8066円
(10,000口当たり純資産額)	(18,066円)

（注） は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

2025年 3月20日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
株式、投資証券	
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	
デリバティブ取引	
（その他の注記）のデリバティブ取引に関する注記に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額	
が異なることもあります。	
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額	
自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

デリバティブ取引に関する注記

（株式関連）

（2025年 3月20日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	807,095,548	-	803,161,695	3,933,853
合計		807,095,548	-	803,161,695	3,933,853

（注）時価の算定方法

先物取引

外国先物取引について

先物取引の評価においては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

（通貨関連）

（2025年 3月20日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	91,085,820	-	91,162,016	76,196
	米ドル	68,779,500	-	68,840,932	61,432
	カナダドル	2,091,720	-	2,093,310	1,590
	英ポンド	7,764,600	-	7,782,060	17,460
	オーストラリアドル	6,678,000	-	6,665,974	12,026
	香港ドル	5,772,000	-	5,779,740	7,740
合計		91,085,820	-	91,162,016	76,196

（注）時価の算定方法

為替予約取引

1) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2025年 3月31日現在です。

【F Wりそな円建債券アクティブファンド】

【純資産額計算書】

資産総額	123,784,967,388円
負債総額	115,933,278円
純資産総額（ - ）	123,669,034,110円
発行済口数	143,824,535,647口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8599円

【F Wりそな国内株式アクティブファンド】

【純資産額計算書】

資産総額	54,062,365,697円
負債総額	38,733,146円
純資産総額（ - ）	54,023,632,551円
発行済口数	25,982,554,372口
1口当たり純資産額（ / ）	2.0792円

【F Wりそな先進国債券アクティブファンド】

【純資産額計算書】

資産総額	7,163,308,841円
負債総額	14,840,229円
純資産総額（ - ）	7,148,468,612円
発行済口数	5,265,848,024口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3575円

【F Wりそな先進国 + 新興国債券アクティブファンド】

【純資産額計算書】

資産総額	5,734,142,199円
負債総額	7,912,068円
純資産総額（ - ）	5,726,230,131円
発行済口数	4,174,324,971口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3718円

【F Wりそな先進国株式アクティブファンド】

【純資産額計算書】

資産総額	41,643,682,945円
負債総額	65,398,887円
純資産総額（ - ）	41,578,284,058円

発行済口数	14,238,628,216口
1口当たり純資産額（ / ）	2.9201円

【ＦＷりそな先進国＋新興国株式アクティブファンド】

【純資産額計算書】

資産総額	49,469,547,097円
負債総額	48,697,994円
純資産総額（ - ）	49,420,849,103円
発行済口数	18,166,891,283口
1口当たり純資産額（ / ）	2.7204円

【ＦＷりそな絶対収益アクティブファンド】

【純資産額計算書】

資産総額	12,274,081,982円
負債総額	17,460,268円
純資産総額（ - ）	12,256,621,714円
発行済口数	13,766,635,340口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8903円

【ＦＷりそな国内リートインデックスオープン】

【純資産額計算書】

資産総額	12,019,554,300円
負債総額	7,898,243円
純資産総額（ - ）	12,011,656,057円
発行済口数	9,716,373,145口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2362円

【ＦＷりそな先進国リートインデックスオープン】

【純資産額計算書】

資産総額	23,388,268,840円
負債総額	11,524,067円
純資産総額（ - ）	23,376,744,773円
発行済口数	14,022,527,971口
1口当たり純資産額（ / ）	1.6671円

（参考）

ＲＭ国内リートマザーファンド

純資産額計算書

資産総額	64,449,783,257円
負債総額	145,833,243円

純資産総額（ - ）	64,303,950,014円
発行済口数	45,208,449,776口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4224円

R M先進国リートマザーファンド

純資産額計算書

資産総額	83,062,806,414円
負債総額	264,224,289円
純資産総額（ - ）	82,798,582,125円
発行済口数	46,200,567,903口
1口当たり純資産額（ / ）	1.7922円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2025年3月末現在

資本金の額	1,000,000,000円
発行可能株式総数	3,960,000株
発行済株式総数	3,960,000株

- 過去5年間における主な資本金の増減
該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構（2025年3月末現在）

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は取締役会の決議をもって決定します。

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定します。取締役会は、業務執行を分担して行う責任者を執行役員として選任することができます。また、取締役会は、取締役および執行役員の職務執行を監督します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となります。取締役社長に事故または欠員があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となります。

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

取締役は株主総会において選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

経営会議は、経営に関する全般的な重要事項および重要な業務執行案件を協議します。

監査等委員会は、代表取締役その他の業務執行取締役の職務の執行を監査する独立の機関であるとともに、監査等委員である取締役以外の業務執行取締役の選任・解任・辞任および報酬等について監査等委員会としての意見を決定します。

投資運用の意思決定機構

委託会社では、以下P.D.C.Aサイクルにて投資運用の意思決定を行っています。

○PLAN：計画

- ・運用戦略部は、運用基本方針や主な投資制限などを策定し、運用委員会にて協議します。

○DO：実行

- ・運用部門のファンドマネージャーは、決定された運用基本方針等に基づいて運用計画を策定し、ファンドマネージャーが所属する部の部長が承認します。
- ・ファンドマネージャーは、決定された運用計画に沿って運用指図を行いポートフォリオを構築し、ファンドの運用状況を管理します。
- ・運用部門の各部長は、ファンドの運用が運用計画に沿って行われていることを確認します。
- ・売買発注の執行は、運用計画の策定等から組織的に分離されたトレーディング部が、発注先証券会社等の選定ルール等に基づく最良執行を行うよう努めます。

○CHECK：検証→ACTION：改善

- ・法令等や主な投資制限の遵守状況等については、運用部門から独立した運用リスク管理部がモニタリングを行います。その結果は、運用評価委員会に報告するとともにすみやかに運用部門にフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。
- ・運用実績等については運用評価委員会が統括し、運用部門に対する管理・指導を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を行っています。

2025年3月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	181	2,011,779
単位型株式投資信託	9	45,362
単位型公社債投資信託	12	22,494
合計	202	2,079,636

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるりそなアセットマネジメント株式会社（以下、「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- また、中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- (2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受け、第10期事業年度に係る中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

			(単位：千円)	
			前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部				
流動資産				
預金			9,745,910	13,119,743
前払費用			323,722	370,082
未収入金			314	251
未収委託者報酬			948,037	1,130,264
未収運用受託報酬			2,750,484	3,192,978
未収投資助言報酬			479,787	528,962
流動資産計			14,248,255	18,342,282
固定資産				
有形固定資産				
建物	1		11,556	10,220
器具備品	1		17,947	29,165
有形固定資産計			29,503	39,386
無形固定資産				
ソフトウェア			11,002	8,159
無形固定資産計			11,002	8,159
投資その他の資産				
投資有価証券			60,103	106,647
繰延税金資産			117,863	143,330
投資その他の資産計			177,967	249,977
固定資産計			218,474	297,523
資産合計			14,466,729	18,639,805

			(単位：千円)	
			前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
負債の部				
流動負債				
未払金				
未払手数料			252,008	334,583
その他未払金			263,623	323,811
未払費用			111,825	120,123
未払法人税等			607,485	963,350
未払消費税等			99,188	192,864
預り金			2,245	3,404
賞与引当金			265,505	299,790
流動負債計			1,601,882	2,237,928
負債合計			1,601,882	2,237,928
純資産の部				
株主資本				

資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	490,000	490,000
資本剰余金計	490,000	490,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	11,375,212	14,907,622
利益剰余金計	11,375,212	14,907,622
株主資本計	12,865,212	16,397,622
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	364	4,254
評価・換算差額等計	364	4,254
純資産合計	12,864,847	16,401,876
負債・純資産合計	14,466,729	18,639,805

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日)	当事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	4,696,038	5,305,650
運用受託報酬	5,142,361	5,754,081
投資助言報酬	952,145	1,007,903
営業収益計	10,790,545	12,067,636
営業費用		
支払手数料	1,210,415	1,449,655
広告宣伝費	68,988	171,443
調査費		
調査費	1,772,867	2,013,532
委託調査費	148,470	119,505
委託計算費	300,448	276,698
事務委託費	26,903	39,175
営業雑経費		
印刷費	114,901	134,495
協会費	13,978	14,633
販売促進費	836	7,194
その他	70,972	90,318
営業費用計	3,728,783	4,316,653
一般管理費		
給料		
役員報酬	124,995	136,596
給料・手当	1,361,136	1,452,513
賞与	192,845	234,518
賞与引当金繰入額	265,505	299,790
旅費交通費	20,681	39,740
租税公課	85,343	95,998
不動産賃借料	113,302	124,318
固定資産減価償却費	13,938	17,438
諸経費	267,977	311,828
一般管理費計	2,445,724	2,712,744
営業利益	4,616,037	5,038,238
営業外収益		
受取利息	5,137	6,811
受取配当金	64	162

投資有価証券売却益	564	2,000
為替差益	-	50,481
雑収入	2,431	3,233
営業外収益計	8,198	62,688
営業外費用		
投資有価証券売却損	290	15
為替差損	64,517	-
雑損失	22	2,326
営業外費用計	64,829	2,341
経常利益	4,559,406	5,098,585
特別損失		
固定資産除去損	2,368	-
特別損失計	2,368	-
税引前当期純利益	4,557,038	5,098,585
法人税、住民税及び事業税	1,384,185	1,593,680
法人税等調整額	1,450	27,504
法人税等計	1,385,636	1,566,175
当期純利益	3,171,401	3,532,410

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,000,000	490,000	490,000	8,203,810	8,203,810	9,693,810
当期変動額						
当期純利益	-	-	-	3,171,401	3,171,401	3,171,401
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	3,171,401	3,171,401	3,171,401
当期末残高	1,000,000	490,000	490,000	11,375,212	11,375,212	12,865,212

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,318	1,318	9,695,129
当期変動額			
当期純利益	-	-	3,171,401
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	1,682	1,682	1,682
当期変動額合計	1,682	1,682	3,169,718
当期末残高	364	364	12,864,847

当事業年度（自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,000,000	490,000	490,000	11,375,212	11,375,212	12,865,212
当期変動額						
当期純利益	-	-	-	3,532,410	3,532,410	3,532,410

株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	3,532,410	3,532,410	3,532,410
当期末残高	1,000,000	490,000	490,000	14,907,622	14,907,622	16,397,622

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	364	364	12,864,847
当期変動額			
当期純利益	-	-	3,532,410
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	4,618	4,618	4,618
当期変動額合計	4,618	4,618	3,537,028
当期末残高	4,254	4,254	16,401,876

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備につきましては、定額法を採用しております。

その他の有形固定資産につきましては、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5～15年

器具備品 3～20年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）を採用しております。

3．引当金の計上基準

賞与引当金

従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

4．収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

投資運用業（投資信託委託業）

投資信託約款に基づき、信託財産の運用指図等を行っております。

当該業務より発生する委託者報酬は、信託期間にわたり収益として認識しております。

投資運用業（投資一任業）

投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行っております。

当該業務より発生する運用受託報酬は、契約期間にわたり収益として認識しております。

投資助言・代理業

投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。

当該業務より発生する投資助言報酬は、契約期間にわたり収益として認識しております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（1）グループ通算制度の適用

当社は、株式会社りそなホールディングスを通算親法人とするグループ企業内の通算子法人として、グループ通算制度を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
建物	2,865千円	4,201千円
器具備品	40,455千円	52,832千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式（株）	3,960,000	-	-	3,960,000

2．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式（株）	3,960,000	-	-	3,960,000

2．配当に関する事項

（1）当会計年度中の配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当会計年度の末日後となるもの。

2024年5月27日開催の取締役会に次の議案を提案いたします。

株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	配当の原資	基準日	効力発生日
普通株式	1,766	446.01	利益剰余金	2024年3月31日	2024年5月28日

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に支払われる信託報酬の未払金額であります。当該信託財産は、受託者である信託銀行により適切に分別管理され、信託法により受託者の倒産の影響を受けません。そのため、当該金銭債権に関する信用リスクはありません。

未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、運用受託先毎に期日管理および残高管理を行うとともに、四半期毎に回収可能性を把握する体制としております。

未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先毎に期日管理および残高管理を行うとともに、四半期毎に回収可能性を把握する体制としております。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料、その他未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	60,103	60,103	-
資産計	60,103	60,103	-

（注）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの その他	-	34,625	1,996	-
合計	-	34,625	1,996	-

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	106,647	106,647	-
資産計	106,647	106,647	-

（注）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの その他	-	68,696	6,973	3,974
合計	-	68,696	6,973	3,974

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 投資信託	-	60,103	-	60,103
資産計	-	60,103	-	60,103

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 投資信託	-	106,647	-	106,647
資産計	-	106,647	-	106,647

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他	29,229	26,990	2,239
	小計	29,229	26,990	2,239
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他	30,874	33,639	2,764
	小計	30,874	33,639	2,764
合計		60,103	60,629	525

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他	50,401	41,986	8,415
	小計	50,401	41,986	8,415
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他	56,245	58,529	2,283

	小計	56,245	58,529	2,283
合計		106,647	100,515	6,132

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	9,274	564	290
合計	9,274	564	290

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	12,985	2,000	15
合計	12,985	2,000	15

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2023年3月31日）	当事業年度 （2024年3月31日）
繰延税金資産		
賞与引当金	81,271千円	91,795千円
未払事業所税	1,628千円	1,738千円
未払事業税	31,451千円	47,887千円
未確定債務	961千円	769千円
減価償却超過額	2,390千円	3,016千円
その他有価証券評価差額金	846千円	699千円
繰延税金資産小計	118,549千円	145,906千円
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	118,549千円	145,906千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	685千円	2,576千円
繰延税金負債合計	685千円	2,576千円
繰延税金資産の純額	117,863千円	143,330千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

法定実効税率	30.61%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.04%
住民税均等割	0.08%
その他	0.32%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.41%

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

法定実効税率	30.62%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.02%
住民税均等割	0.07%
その他	0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.72%

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益認識に関する注記における開示目的に照らし、定量面・定性面の両面において収益の分解情報を記載する重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）の「4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- 3．当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1．セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

なお、営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益額
株式会社りそな銀行	5,545,681

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

なお、営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益額
株式会社りそな銀行	6,148,663

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1．関連当事者との取引

（1）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円) (注4)
親会社 の子会社	株式会社 りそな銀行	大阪市 中央区	279,928	銀行業務 及び 信託業務	-	投資信託の 販売委託 投資助言 投資一任	運用受託 報酬 (注1)	4,790,900	未収運用 受託報酬	2,557,553
							投資助言 報酬 (注2)	754,781	未収投資 助言報酬	410,936
							支払手数料 (注3)	801,950	未払 手数料	161,752

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資一任の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。
(注2) 投資助言の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。
(注3) 投資信託の販売委託については、一般取引条件を基に、協議のうえ決定しております。
(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社りそなホールディングス（東京証券取引所に上場）

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円) (注4)
親会社 の子会社	株式会社 りそな銀行	大阪市 中央区	279,928	銀行業務 及び 信託業務	-	投資信託の 販売委託 投資助言 投資一任	運用受託 報酬 (注1)	5,325,355	未収運用 受託報酬	2,985,561
							投資助言 報酬 (注2)	823,308	未収投資 助言報酬	463,233
							支払手数料 (注3)	964,675	未払 手数料	215,271

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資一任の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。
(注2) 投資助言の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。
(注3) 投資信託の販売委託については、一般取引条件を基に、協議のうえ決定しております。
(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社りそなホールディングス（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	3,248円70銭	4,141円89銭
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失()	800円86銭	892円02銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益又は当期純損失()(千円)	3,171,401	3,532,410
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失()(千円)	3,171,401	3,532,410
普通株式の期中平均株式数(株)	3,960,000	3,960,000

(重要な後発事象)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第10期中間会計期間

（2024年9月30日現在）

資産の部		
流動資産		
預金		11,584,691
前払費用		350,508
未収入金		256
未収委託者報酬		1,333,532
未収運用受託報酬		3,338,325
未収投資助言報酬		541,654
流動資産計		17,148,969
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	9,554
器具備品	1	31,008
有形固定資産計		40,563
無形固定資産		
ソフトウェア		6,941
ソフトウェア仮勘定		155,498
無形固定資産計		162,440
投資その他の資産		
投資有価証券		1,299,487
繰延税金資産		128,158
投資その他の資産計		1,427,645
固定資産計		1,630,649
資産合計		18,779,619

（単位：千円）

第10期中間会計期間

（2024年9月30日現在）

負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料		416,595
その他未払金		376,774
未払費用		127,597
未払法人税等		882,599
未払消費税等	2	166,452
賞与引当金		253,672
預り金		4,558
流動負債計		2,228,250
負債合計		2,228,250
純資産の部		
株主資本		
資本金		1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		490,000
資本剰余金計		490,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		15,063,421
利益剰余金計		15,063,421
株主資本計		16,553,421
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		2,053
評価・換算差額等計		2,053
純資産合計		16,551,368
負債・純資産合計		18,779,619

(2) 中間損益計算書

（単位：千円）

第10期中間会計期間

（自 2024年4月1日

至 2024年9月30日）

営業収益		
委託者報酬		3,187,720
運用受託報酬		3,039,430
投資助言報酬		520,771
営業収益計		6,747,923
営業費用		
支払手数料		954,935
広告宣伝費		61,531
調査費		
調査費		1,173,217

委託調査費		59,028
委託計算費		84,509
事務委託費		20,330
営業雑経費		
印刷費		63,750
協会費		11,550
販売促進費		2,619
その他		52,317
営業費用計		2,483,791
一般管理費		
給料		
役員報酬		74,616
給料・手当		777,004
賞与		36,701
賞与引当金繰入額		253,672
旅費交通費		24,519
租税公課		51,388
不動産賃借料		76,144
固定資産減価償却費	1	7,840
諸経費		167,056
一般管理費計		1,468,943
営業利益		2,795,188
営業外収益		
受取利息		8,542
受取配当金		110
雑収入		1,900
営業外収益計		10,553
営業外費用		
為替差損		31,597
雑損失		572
営業外費用計		32,170
経常利益		2,773,570
税引前中間純利益		2,773,570
法人税、住民税及び事業税		833,615
法人税等調整額		17,955
法人税等計		851,571
中間純利益		1,921,999

(3) 中間株主資本等変動計算書

第10期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	490,000	490,000	14,907,622	14,907,622	16,397,622
当中間期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	1,766,199	1,766,199	1,766,199
当中間純利益	-	-	-	1,921,999	1,921,999	1,921,999
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	155,799	155,799	155,799
当中間期末残高	1,000,000	490,000	490,000	15,063,421	15,063,421	16,553,421

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	4,254	4,254	16,401,876
当中間期変動額			
剰余金の配当	-	-	1,766,199
当中間純利益	-	-	1,921,999
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	6,307	6,307	6,307
当中間期変動額合計	6,307	6,307	149,491
当中間期末残高	2,053	2,053	16,551,368

（重要な会計方針）

- 有価証券の評価基準及び評価方法
 その他有価証券
 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備につきましては、定額法を採用しております。

その他の有形固定資産につきましては、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5～15年
器具備品 3～20年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

投資運用業（投資信託委託業）

投資信託約款に基づき、信託財産の運用指図等を行っております。

当該業務より発生する委託者報酬は、信託期間にわたり収益として認識しております。

投資運用業（投資一任業）

投資一任契約に基づき、運用指図等を行っております。

当該業務より発生する運用受託報酬は、契約期間にわたり収益として認識しております。

投資助言・代理業

投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。

当該業務より発生する投資助言報酬は、契約期間にわたり収益として認識しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

第10期中間会計期間 (2024年9月30日)	
建物	4,868千円
器具備品	58,789千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

第10期中間会計期間 (2024年9月30日)	
有形固定資産	6,623千円
無形固定資産	1,217千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第10期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	3,960,000	-	-	3,960,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2024年5月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 1,766,199千円
1株当たり配当額 446.01円
配当原資 利益剰余金
基準日 2024年3月31日
効力発生日 2024年5月28日

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料、その他未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

第10期中間会計期間（2024年9月30日現在）

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	1,299,487	1,299,487	-
資産計	1,299,487	1,299,487	-

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
投資信託	-	1,299,487	-	1,299,487
資産計	-	1,299,487	-	1,299,487

（有価証券関係）

１．その他有価証券

第10期中間会計期間（2024年9月30日現在）

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他	55,360	46,940	8,420
	小計	55,360	46,940	8,420
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他	1,244,127	1,255,507	11,379
	小計	1,244,127	1,255,507	11,379
資産計		1,299,487	1,302,447	2,959

（収益認識関係）

収益認識に関する注記における開示目的に照らし、定量面・定性面の両面において収益の分解情報を記載する重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

第10期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

１．セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。なお、営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益額
株式会社りそな銀行	3,255,483

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	第10期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり純資産額	4,179円64銭
1株当たり中間純利益金額	485円35銭

（注）1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	第10期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益（千円）	1,921,999
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益（千円）	1,921,999
普通株式の期中平均株式数（株）	3,960,000

（重要な後発事象）

第10期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （２）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- （４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- （５）上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

- （１）定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- （２）訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名 称	資本金の額 (2024年3月末現在)	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行
資本金の額：51,000百万円（2024年3月末現在）
事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託

受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2024年3月末現在)	事業の内容
株式会社関西みらい銀行	38,971百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社京葉銀行	49,759百万円	
株式会社埼玉りそな銀行	70,000百万円	
株式会社七十七銀行	24,658百万円	
株式会社十六銀行	36,839百万円	
株式会社みなと銀行	39,984百万円	
株式会社横浜銀行	215,628百万円	
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額 (2024年3月末現在)	事業の内容
株式会社大和ファンド・コンサルティング	450百万円	資産運用に関する業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社
ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。
- (2) 販売会社
日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。
- (3) 投資顧問会社
指定投資信託証券の選定についての情報提供および助言を行ないます。

3【資本関係】

- (1) 受託会社
該当事項はありません。
- (2) 販売会社
該当事項はありません。
- (3) 投資顧問会社
該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- (2) 目論見書の表紙等に委託会社または受託会社のロゴ・マーク、ファンドの総称、図案等を記載することがあります。
- (3) 目論見書の表紙に目論見書の使用開始日を記載します。
- (4) 目論見書の表紙等に以下の趣旨の事項を記載することがあります。
ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。
交付目論見書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されております。
ファンドに関する請求目論見書は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
- (5) 有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することがあります。
- (6) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松崎 雅則

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石坂 武嗣

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているりそなアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

-
- (注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2024年12月5日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 健 嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているF Wりそな円建債券アクティブファンドの2023年9月21日から2024年9月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、F Wりそな円建債券アクティブファンドの2024年9月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年12月5日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 健嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているF Wりそな国内株式アクティブファンドの2023年9月21日から2024年9月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、F Wりそな国内株式アクティブファンドの2024年9月20日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年12月5日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 健嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWRりそな先進国債券アクティブファンドの2023年9月21日から2024年9月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FWRりそな先進国債券アクティブファンドの2024年9月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年12月5日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 健嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているF Wりそな先進国+新興国債券アクティブファンドの2023年9月21日から2024年9月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、F Wりそな先進国+新興国債券アクティブファンドの2024年9月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年12月5日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 健 嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWRりそな先進国株式アクティブファンドの2023年9月21日から2024年9月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FWRりそな先進国株式アクティブファンドの2024年9月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年12月5日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 健嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているF Wりそな先進国+新興国株式アクティブファンドの2023年9月21日から2024年9月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、F Wりそな先進国+新興国株式アクティブファンドの2024年9月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年12月5日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 健嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているF Wりそな絶対収益アクティブファンドの2023年9月21日から2024年9月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、F Wりそな絶対収益アクティブファンドの2024年9月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年12月5日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 健嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWRりそな国内リートインデックスオープン2023年9月21日から2024年9月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FWRりそな国内リートインデックスオープンの2024年9月20日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年12月5日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 健嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWRりそな先進国リートインデックスオープンの2023年9月21日から2024年9月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FWRりそな先進国リートインデックスオープンの2024年9月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月22日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大竹	新
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石坂	武嗣

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているりそなアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、りそなアセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際しては、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年6月5日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 健 嗣
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているF Wりそな円建債券アクティブファンドの2024年9月21日から2025年3月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、F Wりそな円建債券アクティブファンドの2025年3月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年9月21日から2025年3月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年6月5日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 健 嗣
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているF Wりそな国内株式アクティブファンドの2024年9月21日から2025年3月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、F Wりそな国内株式アクティブファンドの2025年3月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年9月21日から2025年3月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年6月5日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 健 嗣
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているF Wりそな先進国債券アクティブファンドの2024年9月21日から2025年3月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、F Wりそな先進国債券アクティブファンドの2025年3月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年9月21日から2025年3月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年6月5日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 健 嗣
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているF Wりそな先進国 + 新興国債券アクティブファンドの2024年9月21日から2025年3月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、F Wりそな先進国 + 新興国債券アクティブファンドの2025年3月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年9月21日から2025年3月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事

項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年6月5日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 健 嗣
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているF Wりそな先進国株式アクティブファンドの2024年9月21日から2025年3月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、F Wりそな先進国株式アクティブファンドの2025年3月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年9月21日から2025年3月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年6月5日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 健 嗣
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているF Wりそな先進国 + 新興国株式アクティブファンドの2024年9月21日から2025年3月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、F Wりそな先進国 + 新興国株式アクティブファンドの2025年3月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年9月21日から2025年3月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事

項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年6月5日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 健 嗣
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているF Wりそな絶対収益アクティブファンドの2024年9月21日から2025年3月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、F Wりそな絶対収益アクティブファンドの2025年3月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年9月21日から2025年3月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年6月5日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 健 嗣
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているF Wりそな国内リートインデックスオープンの2024年9月21日から2025年3月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、F Wりそな国内リートインデックスオープンの2025年3月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年9月21日から2025年3月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年6月5日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 健 嗣
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているF Wりそな先進国リートインデックスオープンの2024年9月21日から2025年3月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、F Wりそな先進国リートインデックスオープンの2025年3月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年9月21日から2025年3月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。